

多く利益を得ようとして職工を酷役虐待する。しかも斯る冷酷な手段を用ひたものが成功して、社會の資本を運轉消費する權力を握るが爲めに、益々横暴となり、貧窮者に對して同情を注ぐどころか、却て其の意氣地のないのを、じれつたいこととして益々冷酷な態度に出るのである。然るに庸劣者はこれと反對で、如何に働いても生活に追はれる爲め、奮發心や活動力が鈍つて情氣懈怠、失望等が募り、自分等をかゝる不幸の境遇に陥れたのは、残忍刻薄な事業家だとして益々憎惡怨恨の念を高め、其等の者のする事をすべて猜忌嫉妬の眼を以て眺め、機會があれば、それに反抗し、現状を破壊することによつてせめてもの腹癒せにしようとするやうになる。

人類の活動の體制には、社會に取つて有利な方面と有害な方面とを含んでゐるから、其の價值は兩者を比較して觀た上でなければ決められないのである。若しも經濟界に於て各個人がその勞作の優秀を競ひ、その能力の發揮を争ふと云ふやうに正々堂々の陣を張つて競争をするならば、個人としては品性の發達を進め、經濟界としては利益を増進することになるから、かゝる競争には其の存在の意義が

十分にある。然るにこれと反對に若しも個人がその努力の方向を誤つたり、又は盲目的な行動を取つたりすると、その弊害が決して少くない。例へば自己の利益のみを目指して、需要の如何を顧みず、其の製品を市場に向つて過多に供給するとか、又は自己の品物を無理に買はせようとして卑劣な手段に訴へ、時に依つては競争者を壓倒したり排斥すると云ふやうなことが紊りに行はれると、その弊害が誠におびたゞしいことになる。しかも今日は、かゝる弊害の例に接することの方が多いのである。さうなると經濟界の秩序は破れて、事業の不振となるから、これに對しては何等か制裁の方法が設けられねばならぬ。

我が國に於ては斯る弊害を生ずるやうな競争的行爲を一括して不正競争と名づけ、それに對する取締法が設けられてゐる。仍てこの不正競争について少しく考察して見よう。

#### 四 不正競争

不正競争の事例 不正競争の起る場合は種々雑多であるが、その重なるものは生

産者の間に行はれるものと、卸賣業者の間に行はれるものと、小賣業者の間に行はれるものとである。<sup>(1)</sup> 生産者の間に行はれる不正競争として第一に擧ぐべきは、製造業者が独占権を得て他の同業者を壓倒する行動である。例へば或る電氣會社が外國の電氣會社から或る特別の電球を製造する特權を譲り受けて、それを製造販賣するやうな場合である。斯る際に一般の消費者は廣告によつて動かされ、又珍奇な物を得ようとする好奇心に驅られて頻りに之を求めるので、卸賣業者小賣店はそれを備へて置かねばならなくなり、競つて、それを仕入れるのである。さうすると他の電球製造業者は大に打撃を受けることになる。製造業者の間に行はれる他の不正競争には、卸賣商なり小賣商なりに對して、若し他の製造業者から買はぬならば、特別な割引をすると約束したり、或は又原料品の値段を釣り上げて財力の乏しい競争者を驅逐したり、又は自己の競争者たる他の會社の設備、生産力、職員、營業振等に對して色々悪口雜言をして顧客に疑念を起させ、その製品の購求を思ひ止まらせたりするやうな場合がある。次に卸賣業者間の不正競争としては地方的廉賣を擧げることが出来る。地方的廉賣とは競争の盛んな或る地方

(1) Heermance. op. cit. P. 35.

に於ては生産費以下の廉價で商品を賣却して競争者を壓倒し、その代りに競争者のない他の地方で高價に賣つてその埋め合せをするのである。次には又製造業者を買収して自己の競争者には商品や器械を供給せしめぬようにし、若しこれに供給した者のある時には、それに對して非買同盟ボイコットを起して脅嚇するやうなこともある。第三の小賣業者間に於ける不正競争としては、銀行家を抱き込んで、己が競争者に資金を融通させないやうにするやうな場合がある。例へば或るデパートメントストアの店主であり、又銀行の頭取である人が、その競争者に對しては、自分の銀行の金を貸さないばかりでなく、市中の凡ての銀行家と結托してどの銀行からも金を貸させないやうにするが如きである。その外にも尙ほ廣告を利用して競争者に損害を與へる場合がある。例へば或る米穀商が自分の家で賣る米には早搗粉が全く這入つてゐないと廣告をするやうな場合で、之を觀た人々は早搗粉の衛生上に害のあることを知つてゐるから、他の店の米を斥けて、その廣告した店の米を買はうとするのである。併し實際に於ては早搗粉を幾らか入れて搗かなくては多量の白米は供給が出来ないのである。その他自己

の鬻ぐ商品の生産地や品質等に就いて虚偽又は誇大な廣告をするとか、賄賂を行使して顧客を牽き付けるとか、或る種の商品に限り唯だ口錢だけを取つたり、損耗を見込んで販賣したりして、その香餌を以つて顧客を牽き寄せて他の商品を賣り附けようとするとか、他人の營業又は商品に就いて虚偽な聲言をして其の信用を傷けるとか、又は他人の營業上の秘密を不正な方法に依て探知して、それを競争の手段に供するとか、或は他人の商號、看板、商標、商品の包裝、意匠、體裁、特許等を模倣し又は侵犯して自己の營業又は商品を他人の營業又は商品と誤認せしむるとか、自己の商品の産地品質等に関して虚偽又は誇大な廣告をするとか云ふやうな類は皆この中に入るのである。<sup>(1)</sup>されば一言で云ふならば、他人に迷惑や損害を及ぼすやうな手段に訴へて競争に勝たうとする行爲は凡べて不正競争といふ名稱を被せることが出来るのである。

**不正競争に対する制裁** かゝる競争の募る時には、單に營業者相互の破壊とならばかりでなく、引いては社會の紊亂を來たすことになるから、これに對しては適當の制裁が加へられねばならぬ。其の方法として經濟上に於て行はれてゐるのは

(1) 戸田海市著日本之經濟三二三頁，河津運著經濟私言五五八頁

合同であり、思想上から主張されるのは社會主義である。經濟上に於ける合同は一見すると個人的競争の弊害を除き得るやうであるが、世界を通じて一大合同の生じない限り、合同者間の利害の衝突が絶えないから、これに依る時には角を矯めて牛を殺すことになる。又社會主義は理想としては立派ではあるが、その主張するが如き競争なき調和の状態は到底實現されるものでない。されば不正競争に對する防止法として現今最も有效なのは法律上の制裁である。

我國に於ては是れが種々の規定となつて現はれてゐる。その一般的規定としては民法第七十九條に「權利ノ侵害ヲ以テ不法行爲ノ要件トス」とある。商號に關するものは其特別法として發布され、信用の毀損又は業務の妨害に就いては刑法の第二三二條、第二三四條及び内務省令第十六號警察犯處罰令第二條五號に、懸賞富籤に就いては明治三十三年公布の内務省令第二十六號に、不正廣告に就ては警察犯處罰令第二條第六號に規定されてある。此等の規定に違反するやうな競争は法律によつて直に罰せられるから、著しい不正競争は或る程度までは防歴されるのである。併しながら同じ經濟界に起る行爲を斯く別々の規定に依つて律し

ようとするのは、單に其の處置の統一を缺き、手續の繁雜を來たすばかりでなく、同種類の規定がかく諸所に散在してゐては、社會の秩序を維持する上に極めて重要な事件に向つて人々の注意を集注せしむることが困難になり、随つて又其の制裁的效力も稀薄となるのである。さうでなくとも經濟界が分化發達して、實業家の行爲の標準が區々雜多に傾きつゝある今日、あらゆる不正行爲に對する制裁的規定を統一することは、實業界の秩序を維持する上に極めて必要のことだらうと思ふ。

### 五 道德的矯正

法律的制裁の缺陷 併し如何に法律上の規定が統一されても、それだけで不正競争が全く防止されるといふ譯には行かない<sup>(1)</sup>。其の理由は(一)法律上の規定はその性質上一般的であるから、之を實業の實際に適用しようとすると、込入つた特殊の事情に對してはその適切妥當を缺く恐れがある。その爲め動もすると個人の權利や自由に向つて不當な干渉を加へることになる。(二)法律は、權力で強制するだ

(1) Harvey. op. cit. P. 131.

けで、懇ろに説諭して改悛させようとする所がなく、監督とか刑罰とか云ふ冷酷な手段によつてその規定を厲行しようとするから、その命令の嚴しい間は、人々はそれを恐れて服従するが、それが少しでも弛むと、忽ち惡事を敢てするようになる。(三)營業者は巧みに法網を脱れる道を講じ、労働者を私かに買収したり、新しい危険な事業を興したりして法外の利益を占めようとする。随つて法律は何時でも不正行爲を後から追つ掛けて行くやうなことになる。(四)又如何に法律上の規定を設けても、個人の利己心が抑制されぬ限り、不正行爲は絶えるものでない。生産者は何とかして同業者から利益を多く占めようとして不正な手段に訴へ、事業主は他の事業主を壓倒しようとして法網を免れる道を講ずる。甚だしい者になると、假令法律上の刑罰を受けても、それと差引きして自己に利益が多いと見越すと、不正を敢てして恬として耻ぢないのである。

慣習及輿論の制裁 されば不正競争を防止するには法律だけではまだ足りない。その上に社會の制裁が強く行はれねばならぬ。社會の制裁の中には無論法律も含まれてゐるが、茲で社會の制裁と云ふのは、法律と云ふやうな明かな形式を

取らない輿論と慣習とを指すのである。輿論は社會に於ける多數者の意見の一致であり、慣習は時代から時代へ傳承される社會的規範であるが、此等は別々に働いては効力は少ない。輿論は出來なりの思想で、その形がはつきりとせず、常に動搖して一貫した所がないし、又慣習には保守的で時代の進歩に添はぬところがあから、此等が別々に働くのでは有力でない。有力な社會的制裁たる爲めには、兩者が合體せねばならぬ。即ち「斯ういふことはしてはならぬ」と云ふ事が慣習的に成立して居り、これに背いた者に對しては輿論が強く責めるのでなければならぬ。グロートが慣習に威力の存する所以を説明して、「事物に於ける既定の事實かまたは状態である。その起源は不明であるが、人々は生れながらにしてその存在を見るのである。そして此れが個人の天性の一部ともなり、心意の習慣ともなり、心的傾向の形式ともなり、これに従つて一々の経験は説明され、各個人の行動もこれによつて評價を受けるのである。そして此の社會的信條に反抗する個人は社會の憎惡と輕蔑と嘲笑とを招き、社會からの好意と尊敬とを失ふ<sup>(1)</sup>」と述べてゐるが、これは慣習が同時に社會の輿論となつてゐることを示すものであつて、慣

(1) Grote, Plato and the Other Companions of Socrates. I. P. 249.

習に威力の存するのは全く此の點に基づくのである。實業界の不正競争を防ぐのにも慣習の輿論的制裁の盛なことが極めて必要で、之が行はれると或程度迄狡猾不正な行動は抑壓され、物價とか労働者の待遇とか契約の履行とかに關する標準も一定し、當事者は平等の基礎の上に立つて實力によつて競争する事が出来る。近代の個人主義的風潮の影響を受けて歐洲では慣習の勢力が大に衰へたが併しこれがまだ可なり有力である。獨逸や佛蘭西が近代に至つて不正競争禁止の法律を制定したことは直ちに慣習の力だとは云へないにしても、少くとも慣習の受持つべき社會的制裁力が尙ほ勢力を占めてゐることを示すものだ<sup>(1)</sup>と云へる。又英國の經濟學者フーパーが嘗て「我がヨークシャー州の商工業は産業上の幾多の經驗に打克つて時代と共に進歩してゐる。之に對しては外國の競争は毫しも恐るゝに足らぬ<sup>(1)</sup>」と述べてゐるのが、これは英國人が自國の産業法に如何に多く信頼してゐるかを示したものであるが、併し又其方法が多年の經驗の結果正しきを得てゐると云ふ自國の商習慣に對する誇を現はしたものだとも云へる。

我が國に於ては明治維新前には商工業者の間に「風俗」とか「格式」とか「商

(1) 内池康吉「商習慣ノ權威」(國民經濟雜誌十五ノ四)

の道』とか『商人の法』とか云ふ慣習が大に勢力を有し、個人は之に背かぬやう特に心を用ひた爲め、その行動が常規を逸せず、社會はこれによつてその秩序を保ち得たのである。萬治の頃商人が借金の證文に『萬一此の銀子返済不申候はゞ人中にて(又は町内打寄り)御笑ひ被成候とも其節一言の申分無之候』と記したのによつて觀ても知られる通り、人々は世人の嘲笑てふ社會的制裁を最も恐れて正道を守つてゐたのである。然るに明治維新の際に幾多の良風美俗が打破されたと共に商工業者の間に行はれてゐた慣習も殆んど皆消滅してしまつたのである。斯ることが今日商工業者をして不正な競争を敢てして憚らざるに至らしめた有力な原因をなしてゐるのである。

道德法典 併し輿論はその時の事情に動かされて一定してゐないし、又道德的なことゝ悖德的なことゝを區別してゐない。その爲めに輿論では時々不義亂倫なる行爲を大目に觀たり、又はその積んだ富の一部分を社會公共の爲めに寄附したといふので窃盜的暴富者を賞讃したりする。殊に輿論は變動が激しいから、行爲に對する判断力たる資格に於て缺けた所がある。されば不正競争を防止する手

段としては輿論だけでは未だ不十分である。もつと統一的な合理的な制裁がなければならぬ。ところで左ういふものが果してあるだらうか。確かにある。それは即ち企業團體や組合に依つて制定された道德的法典又は實業上に於ける行爲の典範である。則ち實業上の團體又は組合が各人の守るべき條項を定め、各自それを堅く守るやうに心掛けるのである。例へば製造業者ならば、粗製品又は混製品の製造や賄賂の行使を禁止し、小賣商ならば顧客の信用を重んじ、正直な廣告をなし契約を正しく守り、不當の廉價を避けるやうな規定を設くるが如きである。若しもかゝる法典が定められて、各自が堅くそれを守るならば、御互の間の誤解も解け營業上の危険も減じ、無用の勞費も省け、各當事者が同じ基礎の上に立つて、各自其業務に精進する事が出来るから、其競争は自ら正しきを得るのである。

斯く道德法典の設定は不正競争を防止するのに必要であるが、併しこの制裁には外附的強制的な所が多くて、自發的積極的なところが缺けてゐる。換言すればこれは他律的であつて、未だ眞に自律的になつてゐないのである。實業家が自律的に不正な競争を避ける爲めには、自己の使命任務を十分に自覺することが必要

である。即ち實業家は人々の生活上の必需品を供給し、人類の福祉の増進の爲めに寄與貢獻するのをその本務とするといふことを深く覺ることが必要である。若しも實業家にかやうな自覺が高まれば、必ずや社會奉仕といふ事を念頭に置いて行動するようになる。されば製造業者ならば品質の優れた製品を提供し、商品には合法的な価格を附し、小賣商ならば顧客に對して丁寧親切を旨とし、銀行業者ならば顧客に最も便利な貸付けの方法を講ずるようになる。さうなれば不正競争は自づと減少するのである。

併し競争が眞に正しく行はれる爲めには、實業家が自己の使命任務を自覺するだけでは未だ十分でない。更に進んで各自が競争の眞の意味をよく理解せねばならぬ。即ち競争をば他人を壓倒し排除する機會とせず、自己に向つて刺戟を與へる機會だとするに至らねばならぬ。吾々の従事する如何なる事業でも他人の刺戟と獎勵とを受けねば十分には成就しない。吾々の活動の一點一畫と雖も他人の仕事と比較對照せねば十分に營まれない。吾々は他人の成功や業績から常に大なる力と光明とを得て、自己の業務を十分に果たすことが出来るのである。

と云ふ、かやうな見地に達しなくては、正々堂々たる競争を行ふことは出来ない。若しも實業に従事する人々が斯る見地に達するならば、競争を社會に於ける合理的善の實現の手段として生かすことが出来ようと思ふ。されば實業界に於ける競争の弊害を根本的に改める爲めには、實業家がその智見を高めて、自己の使命と競争の眞義とを深く覺知することが何よりも大切である。

## 第八章 國家と實業

國家は實業と最も深い關係を持ち、生産、交換、分配の三方面に干與してゐる。それは個人の活動を規定又は制限するとか、刺激するとか、又は國家自身が生産又は分配に與はるとかいふ形を取つて現はれてゐる。

### 一 生産への干與

先づ國家が生産に干與する場合に就いて觀るに、これは色々の形式を取つてゐる。

る。例へば國家自身が生産を營み、私的企業會社と競争をするとか、又は之を排除するとか、或は産業の或るものに保護獎勵金を與へるとか、税率を下げるとか、科學的研究の結果を公表するとかいふやうなのはその重なるものであるが、要するに國家は個人の生産を刺激するか、援助するか、獎勵するか、然からざれば社會の福祉の上から生産を管理し又は取締るのである。この中の國家自身が産業を營む事によつて、相當の利益を收め、個人が利益を私するのを防ぐ場合が普通に國家社會主義と云はれるのである。我が國に於てもこの主義は既に或る程度まで採用されてゐる。例へば鐵道や鐵、鹽、煙草、樟腦等の製造を官營としてゐるが如きはそれである。此等の事業は個人や私的團體では經營の出來ぬものを國家が引き受けたと云ふよりは、寧ろ個人や私的團體の手に墜つべき利益を、國家自身の手に收めることを主眼としたものだと言ふべきである。換言すれば同胞の勞働より生じた富を少數者の手に收める弊害を防ぎ、國民全體の爲めに使用せんとするものであつて、國家の採るべき處置としては其の當を得たものと云つて差支ない。併しこれも程度の問題で、國家が生産の手段と機關とを所有すれば、個人間の競争は止

むやうにも思はれるが、併し必ずしもさうとは限らない。矢張何かの形に於ける競争は起るのである。又假りに競争が全く止むものとしても、その爲めに却て營業の活氣が失せて事業の停滞を來たすやうなことになる。個人や私的團體の經營する場合には利益が靚面に自己の上に降りかゝつて來るばかりでなく、競争が激しい爲め、油断してゐては忽ち他人に壓倒される。されば常に腦漿を搾つて、新規な工夫や考案を凝らし、敏速に商機を捉へようと苦心する。然るに國家が經營すると、指揮監督の位置に立つ人々が多くは雇人根性を抱き、其の働き振が他動的な微温いものになる。又その事業が多くは利益を生じなくとも、或は多少の損害を生じても國家の費用によつてこれを填補するから、直接には何の打撃も受けないことになる。かゝる所から管理者の事業に對する意氣込が薄らぎ、その事業は自然と委靡して振はなくなる。殊に官營となると、萬事が御役所式的で、繁文褥禮に流れて、臨機應變の所置を缺き、最も機敏を要する産業活動としては甚だしく立ち後れたことになる。<sup>(1)</sup> 又假令國家が經營しても幹部の人選が宜しきを得ないと、位置や俸給の奪ひ合ひとか、收賄、官金費消とか云ふ醜行を敢てし、國家自らが經

(1) 池田萬一耶譯デユウイ・タフク倫理學五六八頁



營せる事業が普通の營利會社よりも醜態を現はし、國民の期待に反くことが決して少くない。又労働者にしても、私の雇主の代りに官吏たる雇主が代つただけで、別段に優待される譯ではないから、別に難有味も、感せず又労働の愉快や奮發心も起らぬのである。

されば國家の利益といふ點からすれば、國家が産業を經營するよりもむしろ私的團體の經營に任せて、適當にこれを監督し、同業者を壓倒するとか、職工を虐待するとかいふやうな不正な行動を十分に取締る方が得策である。言ひ換へれば國家は私的團體をして自己の利益の増進が同時に國家公共の利益の増進たらしめるよう十分に管理すべきである。

これは現に歐米諸國の採つてゐる政策であり、我國でも之を實行してゐるのであるが、たゞ實際問題としては、國家が個人や私的團體に對して如何なる點まで干渉と制裁とを加ふべきかを決めるのが困難である。されば本章ではこの點に就いて少しく述べて見よう。國家の個人又は私的團體に對する管理は大體これを事業主に對する制裁と不當の利得に對する取締との二項に歸することが出來よ

うと思ふ。此の中の前者に對するものとしては我が國では工場法が設けられてゐるから、先づそれについて觀察して見よう。

## 二 工場労働者の保護と工場法

工場法の制定 工場労働者が虐待されてゐるといふ弊が近頃急に高まつて來たが、公平に觀てこれは事實である。ところでこれは工場主の不心得にも由るが、しかし又事情已を得むないところもある。近頃の經濟界は競争が激しい爲め、たとひ心掛けのよい工場主があつて、職工を優遇しようとしても、他に職工を冷遇する貪慾な同業者がある時には、それに壓されて立ち行けなくなる。そこで已むを得ず、設備も不完全のまゝで、賃銀を値切つて、長時間働かせるのである。

しかしもしこれをこのまゝに放任して置く時には、工場主は競争に壓されてますます職工を虐待し、職工はその境遇に堪へられなくなつて遂には非常な手段に訴へるといふことにもなる。

されば工場労働者の待遇は何とか改善されなければならぬ。工場労働者の雇

備について公正な條件を設けるのは現代の急務である。ところで我が國の現状としては、工場主と工場労働者との協議によつてこの條件を定めるといふ程にまだ立ち到つてゐない。されば我が國としては國家が法律を設けてこれを取締るより外に適當な方法はないのである。我が政府でも夙にこの點に着眼して、工場労働者の待遇につき是迄色々の訓令や規定を發して、絶えずその改善を促して來たのであるが、それが組織立つた規定として發布されたのが工場法である。工場法制定の主旨が如何なる點にあるかといふことは大正十二年三月廿九日に發布された工場法改正の要旨に就いて觀れば極めて明かである。即ち時勢ノ進運ニ伴ヒ多數労働者ノ保護ヲ厚クシ其ノ健康ノ増進ヲ圖リ以テ國民衛生ノ向上ヲ期スルト同時ニ勞働力ノ保全ニ努メ我國工業ノ基礎ヲ培養スルコトハ最モ必要ナルコトナルノミナラス又國內ノ社會及産業ノ實狀ヲ考慮シテ差支ヘナキ限リハ國際労働條約案ノ趣旨ヲ採用スルコト我國カ國際聯盟ノ一員トシテ之ニ參加シタル以上誠ニ適當ナル措置ト謂ハサルヘカラスと云ふのである。確かにその通りで、工場法が制定されたといふことは、工場勞

働者の地位を安固にし、實業界の秩序を保つ上に大に効力がある。若しも生産を經濟的見地からのみ觀るならば、その目的は營利にあるのだから、その手段たる勞働力を多く得さへすればそれでよいので、労働者の生活や健康はどうなつても構はぬのである。しかしながら社會全體の福祉の上から觀れば、生産の意義は、その人生に對する關係によつて決まるのである。即ち人々の生活上の便益に資せんが爲めに生産は行はれるのである。されば若しも生産といふことが、従業者の生活や健康に危害を與へるならば、それはその本來の目的に悖ることになる。斯く云ふならば、或る人はこれに對して、生産の爲めに身心を消耗するのは比較的少數者で、社會の大多數の人々はその恩恵に浴するのだから、廣く人類一般の上から觀ればそれも已むないことだと云ふであらう。吾々も亦生産の恩恵に浴する人はその爲めに犠牲になる人々よりも遙かに多いことを認める。しかし實際に於て工場労働者が悲惨な境遇に陥るのは、社會の多數者に便益を與へるといふことの爲めではなくて、少數の雇主が法外な利益を占めるからである。されば工場法ではさうした缺陷を去除かうとするのである。

次に今の經濟界では労働の賣買は雇主と職工との間の自由契約によつて行はれるのであるが、契約の自由といふことは身分の對等な人々の間では有效であるが、實力の差の甚だしい雇主と職工との間では殆ど何の意味もなさぬのである。職工は大概は貧乏で恒産がないから、雇主の提出した労働の條件が氣に入らなくとも、それを拒むことは出来ないが、雇主は金の方でいつでも労働者を引き寄せることが出来る。されば労働を賣る職工は常に不利の地位に立つに反し、これを買ふ雇主は常に有利の地位に立つことになる。雇主は職工の足元を見て賃銀を値切ることが出来るが、職工が雇主の提出した條件を拒むならば、衣食の途が絶えて路頭に迷はねばならなくなる。されば雇主の提出した條件が意に満たなくとも、結局それを承諾せねばならぬのである。随つて兩者の間に結ばれる契約を自由だと云ふのは、全く形式上のことで、實質的には毫しも自由ではない。職工は職業に就くか餓死するかいづれかその一を擇ばねばならぬ。しかし餓死は誰れも望まないから、甚だ不利な條件だと思つても、それを承諾して、苦役にも服し、非衛生的な設備にも甘んじて、とにかく衣食の道を講ずるのである。かゝる事情から觀て

も、職工雇傭の條件は國家に於て之を規定することが必要だらうと思ふ。

上述のやうな見地から吾々は工場法の制定には賛成するのであるが、しかしその規定の内容には、度々改正が加へられたにも拘らず、尙ほ未だ物足らぬところがある。我が國の現状としてはこの程度に止まるのも已むを得ないであらう。又見様によつては工場法の方が現状よりも一歩進んでゐるとも云へよう。しかし道德上からすれば尙ほ希望すべき幾多の點がある。その中の特に重要と思はれるものに就いて少しく述べて見るならば、

(一) 職工の保護 工場法制定の趣旨は工場労働者の保護を厚くしてその幸福を増進するのにある。ところでその保護を厚くする爲めには、彼等の生活を脅かすやうな事故に對して豫め防禦の方法を講ずる必要がある。その事故としては、作業上の災厄、疾病、老廢、天死等であつて、此等に對する豫防法は、衣食に追はれる職工自身のとて講じ難い所である。随つて彼等がかやうな災難にかゝると、自己は勿論その家族も忽ち生活に窮して路頭に迷ひ、社會としては失職者落魄者をますます多く出すことになる。さればかゝる事故に對して救済の方法を講ずるのは

國家の重大な任務でなければならぬ。これに關する規定は工場法の第十五條にある。即ち

工業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ職工カ業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若クハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スヘシ

と云ふのである。これが實施に關しては施行令に於て別に詳しく規定されてゐる。この規定はこれまで顧みられなかつた業務上の災厄に對して新たに救済の方法が講せられたものであるから、職工としては大なる保護が與へられたことになる。しかし愈々これを実施するに當つては色々の困難が生ずる。今假りに疾病に就いて觀るに、その取扱はなかく、簡單には行かない。一口に病氣と云つてもその原因には色々の場合がある。元から持病を有つてゐた者が或る工場で働いた爲めに、それが一層重くなつたといふやうなこともあらう。又本來健康な者が過激な仕事に就いたが爲めに病氣に罹つたといふ場合もあらう。この後の方の場合でも、仕事そのものが病氣の直接の原因となつたのではなくて、職工が金

廻りの良いのに乘じて暴飲暴食をしたとか、夜更かししたとか云ふやうな不攝生がその原因となつてゐることもあらう。されば若しもかゝる病氣を治療すべき義務を悉く工業主に負はせる時には、工場主は過重な負擔を嫁せられることになるから、少しでも虚弱な職工は雇はなくなる。しかし外見上は虚弱に見えても、體質が頑丈で、營養宜しきを得ば、困難な仕事にも十分に堪へ得るものもあらう。然るに此等の者が悉く拒絶されることになる、職業を失ふ者が多くなり、職工を保護せん爲めに制定された工場法が、却つて失業者を多數に出すといふ矛盾した結果を生ずることになる。されば此等の點に就いてもその救済法が講せられねばならぬ。それには英國で行はれてゐるやうな雇主の出資によつてする職工同志の報償といふ方法を採用するのも一策であらう。しかしこれは職工間の組織がよほど鞏固でないと、その實施が甚だ困難である。我が國の現状としては、それよりは保險制度を設ける方が有效だらうと思ふ。<sup>(1)</sup> 政府でもこの點に着眼して、初めて工場法の布かれてから十一年後の大正十一年に健康保險法を制定し、更に大正十五年にこれに改正を加へてゐる。この制度の必要なわけは、第一疾病にせよ、負

(1) 野守廣「勞働保險」(經濟大辭典)

傷にせよ、その責任の全部を雇主に負はせることの出来ない場合が多い。若しこれを全部雇主に負はせるならば、雇主は弱い職工は雇はなくなるから、失業者の数が殖えることになる。さればその責任の幾分を職工が負擔する保険制度を設けることがその當を得たものと思ふ。第二にこの制度によつて職工の相互的救済が行はれるのである。元來保険といふ制度は、同じ種類の危険の生ずることを懼るゝ他の職工が、一人の職工の身に或る危険が生じた場合に、その損害を分擔し救済するといふのがその主旨である。かく保険制度は不時の災害を蒙つた職工を救済することを主眼とする制度だから、工場法に續いて、これの設けられたといふことは、工場法の不備な點を補ひ、その制定の主旨を全うするものだと言へるのである。

(二) 年齢の制限 職工の生活程度を高める方法としては、實業の豫備教育を施すとか、賃銀を高めるとかいふやうなことが最も必要であるが、此等はこの場合に直接關係はないから暫く措き、こゝでは工場に於て最も心身を害し易い幼年労働者の年齢の制限について述べることにする。工業主が幼年労働者を勝手に雇使する

弊を防ぐ爲めには、その最低年齢を定めることが必要である。工場法が初めて制定された時には、最低年齢を十二歳とし、十二歳未満の者はその使用を禁じてゐたのであるが、大正十二年に之が改正され、原則としては十四歳を以て工業労働者の最低年齢とし、十二歳以上にして尋常小學を修了した者及び現に就業しつゝある十二歳以上の者に就いては例外が認められた。そしてこの最低年齢の規定は、その適用を、工場法の適用される範圍以外に亘つて廣く一切の工場、鑛山、土木、建築等各種の工業の全體に及ぼし、工場法と切離して工業労働者最低年齢法なる單行法として發布された。しかしその實質に於ては、工場法の一部を爲すのである。この改正は極めて當を得たものである。十四歳までは身心の發達が極めて盛であつて而かもまだ發育が十分でないから、この時期に身心を疲らしその發達を害するやうな労働はこれを禁止すべきである。殊に今日は職業が専門的になつた爲め、豫備教育が極めて必要となり、義務教育の年限も延長されようとしてゐるのだから、工場労働者の最低年齢も今より一層高めてよからうと思ふ。青年心理の權威スタンレー・ホールは「青年期は心理上に於ける幼少期である」と述べてゐる

が、十四歳から十八歳までは人生に於ける精神的危機で、その發達の著しいだけそれだけ又動搖と變化とを免れないから、この時期には十分に精神の修養と肉體の鍛鍊とを積ますべきである。若し目下の事情としてこれが不可能だといふことであれば、工場主なり事業主なりをしてその使用時間の幾分を割いて普通教育なり職業教育なりを授けしむるよう奨励すべきである。幼年労働者の労働を制限する主旨は、その身心の發達を害する原因を除くこと、國民をして各自同じ修學の機會を以て平等の出發を取らしめることにある。單に少數の富裕の子弟のみが永い間教育の恩恵に浴するに反し、大部分の者は青年期にも達せぬ中に工場で働き、健康を害し、その天賦の才能を現はすことが出来ぬといふやうなことは、民力涵養の上から觀ても、又文化の進歩の上から觀ても、まことに寒心すべきことであると思ふ。

(三) 時間の制限 労働時間の短縮は幼少者及び女子に取つて極めて必要である。殊に女子が工場で長時間働く時には、その健康を害し、引いては子孫の健康にも影響を及ぼすことになるから、これに對しては相當の制限が設けられねばならぬ。

[1] Stanley Hall, Adolescence.

工場法に於ては女子の労働時間は幼年者と同じく之を十一時間に制限し、業務の種類によつては二時間以内延長し得ることになつてゐるが(第三條)吾々は尙ほこれを十時間にし、能ふべくんば八時間に短縮されんことを望むのである。何故八時間まで短縮するかといふに、一晝夜を三分して、その三分の一を睡眠に充て、他の三分の一を休養や家事に充て、残りの三分の一たる八時間を労働時間とするといふのが常識から見ても適當のやうに思はれる。從來労働時間を長くすれば、効果もそれに應じて舉るものと考へられてゐたが、しかし能率は單に時間數の多寡だけでは計られない。むしろ精力の集注が第一で、時間は第二に位するのである。吾々が終日机に凭つて讀書した日よりもその中の、二三時間を散歩に充てた日の方が勉強の効果が一層擧がることを實驗するのであるが、この理は労働にも適用される。嘗て獨逸のエアナ市に於けるカールツァイスの眼鏡工場で、最初は労働時間を十時間半とし、後に次第にそれを減じて千九百年には八時間に短縮した。しかし勞銀の程度は少しも變へずに、所謂投げ仕事で、仕事の上り高に對して勞銀を拂つて見た。ところが労働時間を減らした方が勞銀の支拂額が増した。言ひ

換へれば仕事の上り高が却つて殖えたのである。<sup>(1)</sup> かやうな例もあるから、女工に對してはなるべく時間を短縮して、その代り能率を十分に擧げさせるやうな方法を講ずべきだらうと思ふ。しかしこれはひとり女工に限らず幼年労働者にも男工にも當嵌ること、如何に時間が永くても、仕事に當つて緊張を缺く時には、能率は少しも上らない。一般に我が國民には、労働の際に緊張を缺き、のらりくらりとして、仕事をしてゐるのやら遊んでゐるのやら一向に解らぬといふやうなところがある。されば工場労働者にも、仕事の時間中にもつと精力をその仕事に集注して、脇目も振らず一心不乱にそれを果たす習慣を養はせ、其代り労働時間はなるべく短縮してやるべきだらうと思ふ。勿論仕事によつては労働時間を長くすれば、それだけ仕事の上り高の多いものもあらう。しかしさういふ仕事でも、若し個人の労働の能率を上げるならば、人手が大に省けるから、たとひ時間を短縮しても、その上り高に於ては少しも變らぬことになる。

とにかく労働者をしてその心身を十分に休養させ、進んでは精神的修養をも行はせて、文明の恩澤に浴し、人らしい生活を送らしめるのには、先づその労働時間が

(1) 福田徳三著經濟學研究坤八三〇頁

相當に短縮されねばならぬ。

## 二 交換への干與

國家が交換に干與する例としては、貨幣の如き交換の用具を發行する場合が擧げられる。又國家が交換の條件例へば價格を定めるやうなこともその一例である。これは西洋で中世紀に行はれたが、その結果は思はしくなかつた。國家が物價を定めるのは、一寸考へると、望ましいことのやうであるが、實際に於ては財界の混亂を招いたりする。併し手形や小切手を私的會社が勝手に發行するのに對しては十分に取締るべきだらうと思ふ。

次に交換に國家が干與する場合として、外國貿易を擧げることが出来る。これに就いて國家の取る政策には自由と保護とがある。我が國では保護貿易の方針で進んで來てゐるが、これは我が國のやうに、國民經濟が十分に獨立してゐないと同時に、産業の未だ幼稚な國家に於ては妥當な政策だと云へるのである。

## 三 分配への干與

國家が分配に干與する重なる場合としては、利子及び地代に對する干渉と暴利に對する取締とを擧げることが出来る。利子に對する干渉として國家が利子の程度を規定した例もあるが、しかしその結果は思はしくなかつた。かゝる干渉が行はれると、貸主よりは貧乏な借手の方が困却することになる。さればこれはむしろ自然のまゝに放任して置いた方がよい。さうした方が貸主と借手との雙方の利益となる所に落着くのである。アダム・スミスも述べてゐるやうに、法外な利子を取つた者を罰する時には、貧乏では是非共借金せねばならぬ人は資金融通の爲めの費用を支拂はねばならぬやうになる。貧乏人は高利貸に向つて金圓の借り賃を拂ふばかりでなく、高利貸が不法な貸與の發覺てふ危険を冒すのに對しても相當の賠償金を支拂はねばならぬことになる。何となれば借手は是非共借りねばならぬ窮地に陥つてゐるが、貸手の方では安い利子で貸さねばならぬ必要は別がないのだから。

次は地代に對する干渉である。即ち交通機關の布設、都市の發達等の爲めに地代が著しく騰貴して、これを所有する者が多大の利益を收めるやうな場合である。これは社會が生んだ價值であるから、かゝる不勞所得者に對しては國家が高率の税金を課するのが適當だらうと思ふ。

次に暴利を占めるといふのは、非常な事變が起つて、日常の必須品に窮乏を告げてゐる際に、それを高價に賣るとか、又は或る財貨の買占め又は賣惜みをして物價を人為的に釣上げ、それによつて莫大な利益を占めるとかいふやうな場合である。此等は自己の利益の爲めに同胞を犠牲にするもので、甚だ宜しくない行爲である。これに對しては然るべき制裁の方法が講せられねばならぬ。我が政府でも此等に對しては夫々その取締の方法を設けてゐる。即ち大正六年九月一日農商務省令第二十號を以て暴利取締に關する規定を設け、急激な市價の變動を誘ひ起して暴利を得る手段として米穀類及穀粉類、鐵類、石炭、綿絲及綿布、紙類、染料、藥品、肥料等を買占めたり賣惜をなすことを禁じ、之に違反した者は三ヶ月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處することにしてゐる。又大正十二年の震災當時には緊急勅令



を以て暴利取締の件が發布され、暴利を得る目的で生活必需品の買占め又は賣惜みをなし、又不當の價格で之を販賣する者は三年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處する旨發布された。併しこれは大正十五年に廢止された。

尙ほこれと連關して述ぶべきは戰爭の好景氣に乗じて暴富を成した者に對する處置である。これは一面からすれば社會全體に割り當てらるべき利益が、經濟界の變調によつて少數者の手に歸したもので、他には多數の困窮者を生ずる事にもなるから、此等の者にはその富の幾分を國家社會に納めしむるが當然の事と思ふ。又他方から觀れば、國家が危急に瀕し多數の國民は祖國の爲めにその生命を賭して戦つてゐる際に、軍需品なり日用品なりを供給して非常な儲をするのだから、餘程高率の税金を課して之を國家公共の用に供するがよろしからうと思ふ。

この外に尙ほ最高賃銀と最低賃銀とを國家が規定すると云ふやうな場合もある。今の賃銀が雇主の私欲で適當以下に引下げてゐることは拒み難い事實のやうである。されば少くとも最低賃銀を定めるといふことは一應道理のあることのやうに思はれるが、しかしこれも國家が強制するのは考ものである。徒らに賃

銀の程度を高めると雇主は職工を雇はなくなる。

## 第三編 實業道德の理論

## 第一章 道德と經濟との關係

實業道德とは經濟活動に對する道德的考察のことを云ふのであるから、實業道德の原理を攻究する爲めには、先づ道德と經濟との關係を明かにすることが必要である。

道德と經濟との密接な關係 道德と經濟との間に或る密接な關係のあることは昔から認められてゐるところである。吾々の日常行ふ所の經濟行爲、例へば食物を求め衣類を購ふといふやうな場合に就いて觀ても、これを有効に果たす爲めには、世間に行はれてゐる商業上の慣習に従ひ、或る程度まで己が欲望を抑制せねばならぬ。そこに道德的要素が含まれてゐる。これと反對に又吾々が困窮者に對し

て慈善や親切を盡す際には、唯だ感情一遍に走つてはその目的が達せられない。吾々の考慮を成るべく有效ならしめようとする經濟的觀念が加はらねばならぬ。慈善家でも亦農夫と同じ經濟的觀念によつてその目的に達しようとするのである。併し農夫も又農産物を賣つて、利得を得ようとする際には、慈善家と同じく、その事務を神聖なものとしてゐるのである。更に又慈善を行ふ團體や制度は一面からすれば、凡べて皆經濟的企業だとも云へる。されば經濟行爲と道德行爲との間には劃然たる區別はない。御互が共通の方面を持ち、彼此互に相連關してゐる。<sup>(1)</sup>かく道德と經濟とは密着不離の關係に在るが、併し又この兩者の間には明かな區別がある。これは昔から世人の十分によく認めてゐるところである。彼の孟子が梁の惠王に見えた時、王は「臾千里を遠しとせずして來る。將に何を以て吾國を利せんとするか」と尋ねた時に、孟子が答へて「仁義のみ、何ぞ必ずしも利を曰はん<sup>(2)</sup>」と言ふたのは、その明かな一例である。又かのカーライルが經濟學を指して「暗黒科學」(Dismal science)と嘲つたのは、必ずしも道德と對比したものだとは云へないが、併しその中には道德と異つた所を指摘した點も確かに含まれてゐる。

(1) Wickstead, Common Sense of Political Economy. P. 3.

(2) 孟子梁惠王章句上

今日でも『商賣は商賣だ』と云ふ言葉がよく使はれる。これは經濟行爲を辯護して、經濟行爲には慈善とか道德とか遊戯とかとは違つた、獨自な方面のあることを主張したものである。併し此等は何れも常識的見解であつて、別に有力な理論的根據の上に立つたものではない。これよりも一層理論的な根據に基いて兩者を區別した説がこれまで澤山現はれてゐる。今その中の目星しいものを舉げて見るならば、

### 道德と經濟との區別

一 道德行爲と經濟行爲とは時間的に又は空間的に異つた範圍に屬するものとする説である。其主張に依れば、道德は家庭の親密な間に行はれるが、經濟は實業界の殺風景な競争の間に行はれる。又一週間の内で日曜日だけは道德行爲が行はれ、他の六日間は經濟行爲が行はれると云ふのである。これは重に基督教の考から出たものである。基督教の説く所に依れば、人は誰れでも二つの生活を營んでゐる。それは現世の生活と來世の生活とである。現世の生活は重に人の肉慾を充たすべ

き經濟行爲から成り立ち、來世の生活は精神的満足を果たすべき道德行爲が重きを占めてゐると云ふのである。トーマス・アクィナスの如きはその代表者である。その説に依れば、『實質が形式の爲めに存在し、器具が使用者の爲めに存在するのと同じやうに、肉は魂の爲めに存在する。随つて肉は適當に愛せられて魂の善を實現する爲めに指し向けられるのである。しかしながら單に肉の善を來たすと云ふことが最後の目的だとして立てられるならば、これに對する愛は不法亂脈のものとなる。』<sup>(1)</sup>即ち聖トーマスは肉體と靈魂との區別を認め肉體的欲望を充たすべき經濟行爲は靈魂の善たる道德的目的を實現すべき手段だとして兩者を區別したものである。

實際に就いて觀ても、基督教を信する國民は、一週間の内六日間は仕事に従事し、日曜日だけ教會に行つて神を禮拜する。事務所や工場は住宅とは離れた場所に設けられ、家庭で知人に對する場合と事務所や工場で人に對する場合とは同じ人でも全く別人の感がある。

併し少しく考察して觀るに、かゝることを以て直ちに道德行爲と經濟行爲と

(1) The flesh is for the soul, as the matter for the form, and the instrument for the principal agent. And there fore the flesh is lawfully loved, so that it be directed to the good of the soul as to its end. But if the last end is set up in the mere good of the flesh, the love will be inordinate and unlawful.— Thomas Aquinas, Summa Theologia.

の區別だとするのは妥當でない。どんな經濟行爲でも必ず或る規律又は法則に従はなければならぬ。そしてその規律や法則の中には必ず道德が働いてゐるのである。經濟界と雖も信用や正直が守られなくては、その大規模な複雑な活動は行はれるものではない。それと同じで、日曜日以外に於てする仕事にもそれ〴〵その據るべき道があり、そこに道德が存在してゐる。要するにこの説は道德の特に著しく行はれる方面を力説したもので、即ち分量上から兩者を區別したものであつて、實質上から之を區別したものではない。

二次に道德行爲は利他を主にし經濟行爲は自利を主にするものだとする説である。これは昔から多くの人々によつて唱へられ、今でも相當に勢力のある説である。この見解の要點を述べれば大體次の如くである。經濟行爲では萬事を利益と云ふ點から測定し、利益さへ得らるればそれでよいとする。随つて言譯の立つ限りはどこまでも利益を得ようとする。されば醫者が自分は大切な人命を預つてゐるのだから、如何に多額な診察料や藥代を要求しても差支ないと主張したとすると、それは醫術の行使を一の經濟行爲と觀たもので、仁術の行使として觀たもので

はないのである。この意味に於ける經濟行爲者は自己の利益のみを主眼とし、他人は自己の利益の爲めの手段方便だとするのである。されば經濟界に活動する人々は、利害の觀念外持たぬ人、即ち經濟人である。そしてかゝる人々の寄り集る所では必ず「安い市價で買ひ高い市價で賣る」と云ふ主義が生ずる。經濟界に道德の行はれることもあるが、それは道德を尊ぶ所から來たものではなくて、道德を守る方が多くの利益が得られるから、結局その方が得たとする打算に基いたものである。商人が掛値を慎み、努めて親切を盡すのは顧客に對する好意から出たのではなくて、たゞ自己の利益を高めようとする考から出たものである。これに反して道德行爲では親切とか同情とか慈善とか云ふ利他的情愛的方面を重んじてゐる。道德では他人の位置や境遇をよく汲み取り、その欲する所に應じ、己の欲せざる所は他人にも施すまいとし、社會公共の爲めとあれば、己が一身をも犠牲に供して懸らうとする。經濟行爲では如何に他人の爲めを圖つても、自己の利益を全然没却したり、己が一身を犠牲に供してかゝると云ふことはない。勿論如何に道德行爲だと云へ、他人の利益のみを主眼として、己が一身を全く顧みないので

ない。道德行爲に於ても自己の安固とか發展とか立身とか云ふことを相當に重んずるのである。併しこれも他人に妨害や迷惑を及ぼさぬ範圍に於て行ふのであり、且又大概の場合には他人の爲めに役立ち、他人と共に榮え得るやうに自己を發展させようとするのである。

この説は此の二つの行爲の特徴を簡單に現はしてゐて、何人にも尤と肯かせるところがある。併し此の説にも尙ほ曖昧、不徹底な所がある。この説では道德は利他心に基いてゐると云ふが、その利他心とは一體どんなものを指すであらうか。若し利他心を他人の幸福を圖る念慮だとすると、それには他人の世話をするとか、金品を與へるとか、その幸福の爲めに氣を配るとか云ふやうな色々な場合を含んでゐるが、假りに自分が生活に苦んでゐたり、又は獨立してゐないのに、他人に物資や勞力を提供することだとするならば、却て自分の生活を危険に陥れて、他人の援助を乞はねばならぬことになる。若し左うなつたとすれば、これは境遇上已むを得なかつたが爲めではなく、自ら求めて他人の援助を乞ふたもので、道德上決して賞讃すべきことではない。人にはとかく世評に動かされて己が身の程を考へぬ

傾向がある。同情とか慈善とかが世間で無上の美德だとされてゐるが爲めに、人々は如何なる場合にも他人に慈善を盡さねばならぬものと考へ、自己の位置境遇を忘れて他人の救ひに赴くことがあるが、斯る行動は名聞に捉はれて自己の本分を疎かにしたものだと言ふべきである。假令又他人を助けるだけに金力や勞力に餘裕があつても、無方針に慈善や親切を盡す時には、却て相手の者の依頼心を助長し、遊惰の念を高め、社會に悪影響を及ぼすことになるから、これも一概に善いものとは云へない。

次に利己を自愛と解し、利他を本務の履行だと解する人がある。カントの如きは此の説の主唱者である。この場合の自愛は重に自己の幸福を慮ることであり、本務は社會に存する道德を守ることなのである。併し此の見解にも曖昧な所がある。一概に自愛と云ふても、自己なるものゝ觀方の相違によつて色々な場合が生ずる。若し自己を社會我だと解するならば、その欲求に従ふことが道德に適つたことにもなる。次に本務に就いて觀るに、これは道德律を遵奉することだと云へるが、併しこゝに云ふ道德律とは一體如何なるものを指すであらうか。これは

社會の秩序を維持すべき規則を指すものと云へるから、その中には信用を重んずるとか、正直を守るとか、公平を期するとか云ふことが當然含まれてゐる。而かも此等は經濟行爲者の必ず守らねばならぬことなのである。されば本務に従ふと云ふことの中には經濟行爲も含まれてゐることになる。

更に考へて觀るに、自利と云ふことは單に經濟上に於てのみでなく、道德上に於ても必要とする觀念である。吾々が人間として正しい生活を送る爲めには、或る程度の自利を圖らねばならぬ。吾々には他人の助けによらずに自分自身でせねばならぬ事柄が澤山ある。吾々は自らで衣食を求め、危険を避け、攝生を重んじ、修養に務めねばならぬ。或は衣食や教育は他人から與へられることもあらう。併しその食物を消化し、教へられたことを身に附けるのは自分でなければならぬ。人は他人よりも一層多く自己に接近してゐる。されば人は或る程度まで自己の利益を圖るべきである。それが人の本分であり、社會の一員として果たすべき當然の義務である。

これと反對に又經濟行爲が如何なる場合にも自利のみを主にしてゐるとは云

はれない。經濟行爲者が利益を追求するとしても、その利益は單に彼れ一個のものとして云ふ場合は少い。多くはその家族とか仲間とか雇人とかの利益を慮つてゐる。此等は寧ろ利他に屬すべきものである。更に一般的に觀ても、經濟行爲には利他的考慮が十分に加はつてゐる。經濟行爲者が信用を重んじ、正直を守り、規程面に事務を行ひ、他の同業者と友誼と信用とを交換し、その生産品を改良し、商品の値段を安くすると云ふやうなことは決して自利心に基いたものではない。その中には公益とか社會的福祉とか云ふ考も多分に加はつてゐる。

これを要するに吾々の生活又は處世に關する念慮をば利己と利他とに分つことが既に間違ひである。利己と利他とは劃然と區別することは出来ない。利己の中に利他也含まれるれば、又利他の中に利己も存してゐる。自己の利益の爲にする仕事でも、正當な道によつて行はれる時には一般の福祉を増進する助けとなるし、これと反對に又他人の利益を主とする行爲でも、世間的評判を主にして行ふ時には、虚榮と云ふ私的満足の爲めに行ふことになる。換言すれば自己満足と云ふことでも、その本心の要求を充たすものであるならば、必ずや社會公衆の利益に資

する所があり、又社會の爲めに盡さうとする行爲でも、淺薄な主我心を交へる時には醜い下劣なものとなる。利己と利他とは全然異つた領域を有するものでもなければ、又同じ發達の程度に在るものでもない。されば此等を劃然と區別し、同等の地位に於て互に對立せしむるのは大なる誤りである。利他と云ふ觀念は、人心の一部を抜き出して、それに與へた名稱であつて、實際には斯るものは存在しない。利他心と云はれるのも必ず或る種の主我的觀念と結合してゐる。これと同じやうに利己心も純然たる私慾ではなくて、必ず或る種の利他的方面を含んでゐる。

三 道德は内在的價值に関するもので、經濟は手段的價值に関するものだとする見解がある。こゝに云ふ内在的價值とは他の物の爲めに役立つと云ふことから離れて其自身が重要な意義を有すると云ふことで、これは目的價值とも名づけられるのである。又手段的價值とは他のものゝ爲めに役立つ性質のことを指すのである。例へば人格の實現と云ふことは、他のものゝ爲めに役立つから價值があるのではなく、それ自身が價值を持つてゐるのだからして内在的價值であり、健康の増進と云ふことは、人格の實現に取つて必要なのだから手段的價值だと云へる。ところ

で道德的行爲は人類に取つては絶對の價值たる理想の實現に関するものであるから、内在的價值を有するものと云へるが、經濟行爲では、人類の理想は既に定まれるものとしてそれに就ては別に詮議せず、唯だそれに達すべき手段を攻究するが故に、手段的價值に関するものだと云へる。シモラーが『道德行爲は目的に準據せる行動であり、經濟行爲は人類の生存の條件たる外的欲望を充たさん爲めの活動だ』と述べたのは、かゝる點に區別の根據を置いたものである。斯く經濟行爲は生活の手段に關するものだとする所から、如何にせば勞費を少くして効果を大ならしめることが出来るかといふことがその主要な問題となるのである。

尙ほこの點を詳しく述べて観るならば、一の財貨の價值はそれと交換せらるべき他の物との關係によつて定まるのであるが、この場合に比較の尺度となるのは貨幣であるから、一の財貨の價值は貨幣によつて現はされた價格と云ふこととなる。この場合に於ける價值は交換價值であつて、他の物を得べき手段的價值である。かゝる價值が經濟的活動の目標をなしてゐる。一つの商品甲の價值は、それと交換さるべき他の商品乙丙丁の總てか、又はその中の一つとの分量上の關係に

(1) 山田伊三郎譯國民經濟原論第一册一四三頁

よつて定まり、又乙の價值はそれと交換さるべき甲丙丁の總てか、又はその中の一つの分量上の關係によつて定まる。丙丁の價值も亦これと同様の關係によつて生ずる。凡ての財貨の價值は結局その有用性に基くものだとしても、現今の經濟界に於ける財貨の價格は、重にその交換價值によつて定まるのである。一足の靴の價格はそれが個人の足を保護する堅牢の程度と云ふことよりも、專ら之に對する需要や注文の多寡によつて定まるのである。かやうに商品の價值はその內在的性質よりは專ら之を要求する他人の態度又はその態度に對する推測によつて定まるのである。斯く財貨の價格は財貨に對しては專ら、客觀的な交換と云ふ標準によつて定まるから、この場合に於ける評價は凡て外附的である。随つて若し吾々が財貨をその內在的價值によつて測らうとすれば、吾々は評價の他の標準に依らねばならぬ。假りに若し吾々が經濟市場に於て財貨の內在的價值を定めようと思へば、その財貨が人生の意義を全うする爲めにどれだけ重要であるかと云ふ内包的標準によらねばならない。随つてこの標準からすれば、現今の經濟的尺度に依ては價格の低廉だとされてゐるやうな財貨が非常に大なる價值を有する

ことになるのである。

この見解に就いて考察して見るに、これにも亦不徹底なところがある。それは內在的價值と手段的價值との區域限界を明かに定め難いといふことである。內在的價值だとされるものでも、絶對的ではない。それ以上の價值が考へられるのである。さうした時には內在的價值だとされるものが手段的價值に成り下る事になる。それと同じやうに手段的價值だとされるものでも、時には內在的價值を含むことがある。例へば人格の實現と云ふことは內在的價值だとされるが、併し又社會を有機的に觀るならば、人格の實現と云ふ事は社會的價值實現の手段となる。又健康の如きは人格實現の爲めの手段的價值だとされてゐるが、併し身體に腫物の出來たやうな場合には、色々の苦痛や困難を忍んでも醫師の手術を受けると云ふ點からすれば、健康そのものに內在的價值があるものとも云へる。又同じものが目的であると同時に手段たることもあり得る。例へば知識の如きは一面からすれば內在的價值を含んでゐるが、併し又他面からすれば知識があるから同情心が湧いて來ると云ふやうな事になり、手段的價值を有するものとなる。これと反



對に又同情心は麗はしい念慮で、それ自身に價值を持つてゐるが、併し又これによつて御互の理解を進め、協同の生活を營むことが出来るものすれば手段的價值となる。されば目的と手段との區別は明かにこれを定めることは出来ない。此の自然界には單に原因たるものもなければ、又單に結果たるものもない。凡てのものが互に因となり果となつて作用し合つてゐる。それと同じやうに目的と手段とは人生の複雑な組織の内に織り込まれて互に聯關してゐるから、吾々が無造作に價值づける事柄には何れにも内在的價值を含むと共に、又他の價值に對する手段たる性質を有してゐる。吾々の日常經驗する價值には手段とか目的とかとして引き離すことの出来ない深い關係と共通の方面とを含んでゐる。

四 次は是れとほゞ似てゐるが兩者の區別を普遍的と個人的とに置く説がある。この説の主張者はクロイツェ(Croce)である。その説にすれば「經濟的活動とは事實の狀態に對應するもののみを意欲し遂行するものゝことであり、倫理的活動とは此等の狀態にも對應するが、併し此等を超越せるものに關係するものゝことである。前者の關するところは個人的目的であり後者の關するところは普遍的目的であ

る。(1) (The economic activity is that which wills and effects only what corresponds to the conditions of fact in which a man finds himself; the ethical activity is that which, although it corresponds to these conditions, also refers to something that transcend them. To the first correspond what are called individual ends, to the second universal ends.)<sup>(1)</sup> 吾々の一々の行爲は個人的に決められる具體的なものである。吾々は一定の時に一定の所に於て一定の方法で事を行ふのである。而かもこれを行ふには一定の順序方法に従はねばならぬ。吾々が自己の意志を通さうとしたり、又自己の好むところに就かうとする際には、吾々の意志や意向を一貫的に働かすことが必要で、あれやこれやと迷ひ、その考がぐらつてはならぬ。かく一貫的に一つの意志を通した時には或る種の愉快満足を感じる。そこで或る優れた能力なり又は或る強固な意志なりによつてその欲するところを通した人は、その事の善し惡しの如何を問はず、世間の賞讃を博し、自ら大なる愉快を感じるものである。これは個人的な快樂主義的な功利的な經濟的な行動である。これは一定の時間と空間とを占める個人としての吾々に満足を與へるが、併し其等の時間や空間を超越した吾々には満足を與へない。この

(1) Croce, The Philosophy of the Practical. Ainslee's translation, p. 312.

際に吾々の催す快樂は一時的のもので、忽ちにして消え、その反動として不快の念が残るのである。かゝる快樂は一つの欲望の満足から他の欲望へと移り行いてはてしないものである。時には吾々は理智を働かして一層大なる満足を得んが爲めに、小なる欲望を棄てることもある。併しその大なる欲望にしても、一度それを充たせば、再び又不満を感じ、更に他の満足を求め、かくして永久に留まる所がない。唯だ吾々は一時的な生活の内に永久者を知り、個人的なもの、中に普遍者を認め、欲望の中に義務を認めることによつて、かゝる不安躁急を避けることが出来る。將來に於てはなしに現在に於て平和を見出すことが出来る。實在は吾々の上に新しい問題を課するから、吾々は常に新規な行動を取らねばならぬ。ところで此の場合に吾々が高邁な魂と純潔な心とを以て一々の具體的な事件の内にそれを超越したものを求めるならば、吾々は如何なる場合にも全體を把握することが出来る。これが道德的行爲の本質である。これは個人としての吾々に満足を與へるものではなくて、人間として、即ち人間である限りに於ける個人に向つて満足を與へるものである。さればクロイツエの説からすれば、個人が最も差迫

つた事情の上から或る對象が望ましいとか望ましくないとかと判断し決定するのは經濟行爲である。これに反して社會全體の上から又は絶對的價値の上から自己の行ふべきことを定めるのが道德的行爲である。されば道德上の徳目である義務とか正義とか云ふものは、快樂とか有用とかのやうに個人の好惡によつて決められるものではなくて、社會一般の上から何人に向つても無條件に強制されるものだと云ふことになる。

この見解には大に暗示的な所がある。殊に道德的意識は普遍的綜合的たるべきだとし、人類の理想をば、快樂を生すべき特殊な欲望の満足と云ふ方面から打ち建てようとする企ての間違つてゐる點を指摘したのは卓見と云ふべきである。併し此の説が經濟と道德とを個人的と普遍的とに區別し、この現實の世界に於ける事實は凡て經濟に關するものであり、現實の世界を超越した所に道德の世界が現はれるとしたのは妥當の見解だと云ふことは出来ない。これは上に述べた道德と經濟とをそれ／＼現世と來世とに關するものとして分つたのと同じ謬見に陥つたものである。元來この二つのものは斯く劃然と區別することは出来ない

のである。此の缺點はクロイツェ自身も充分に認めて、この二つの生活體系の間に設けた區切りをばかさうとして『具體的普遍』と云ふ觀念を持ち出してゐる。具體的普遍とは、道德的行爲はその意味からすれば普遍的であるが、何れも具體的に現はれ個人的に決定される。吾々が慈善を施す場合でも一般的意味の慈善を行ふのではなくて、一定の場所に於て一定の人に對し一定の方法で之を行ふのである。これと反對に又吾々が一々の具體的な行爲を行ふても、それが十分に吾々に満足を與ふるものならば、必ず普遍的意味を持つことになる。例へば吾々の便益を充たす行爲は、一定の時に一定の所に於て吾々と云ふ個人に満足を與へるが、併しそれが決して吾々をして後悔せしめぬやうなものならば、必ずや時間や空間を超越せるものとしての自己に満足を與へるものでなければならぬと云ふのである。併し假令かゝる觀念を取り入れても、此の兩者の間に存する溝渠に架橋することは出来ない。次に又クロイツェは此の道德の世界の目標たる善は一定不變のもので、快樂とか功利とかと判然と區別さるべきものだとしたのは正しい觀方だとは云へない。善は斯る一定不變なものではなくて、事情に應じて變化し進

歩すべきものである。即ち善と云ふ概念は人々が現實の生活に於て、その心に浮ぶ種々の欲望を取捨選擇し、最もよく自己の本性を發揮するのに適合せしむる過程に於て成り立つものである。

五次に道德行爲と經濟行爲とをばその關係する事情の親疎によつて分たうとする説がある。フアイト(Fite)はその主唱者である。<sup>(1)</sup>フアイトの説に依れば、經濟的行爲は個人的には面識のない疎遠な多數の人々に對する關係から成り立ち、道德的行爲は家族、隣人、その他の別懇者に對する關係から成り立つ。道德界と經濟界との別は人格的知己と營業的知己、親密な知己と疎遠な知己との差違である。經濟界は云はゞ比較的無意識な世界で、其處では人々が御互の關係に就いて明かな意識を持つてゐない。そして此の意識の缺乏と云ふことが、やがて又經濟上の事件が自然法によつて決められる所以である。これに反して道德上の責務と云ふものは御互がよく知つてゐることから成り立つ。隨つて道德と經濟との差違は接觸點の多少によつて決まるのである。見知らぬ人に對して私は唯だ一つの接觸點しか持たないが、これと同じ關係が經濟界に於ける個人の間にも行はれてゐる。經

(1) Fite, "Moral Valuation and Economic Law." (L. Ph. Ps. S. M. 14.1)

濟界に於て御互の係るところは他の人が金の代りに何を與へるか、又私が商品の代りに何を受取るかと云ふ一點であつて、その外には何の交渉も折衝もない。然るに道德上に於ける人々の關係は恰も友人間に於けるが如きものであつて、御互が多く接觸點を持ち、其の心がしつくりと合つてゐる。されば經濟界に於ては、人々の欲求は「最低の市價で買ひ、最高の市價で賣る」と云ふ一點に歸するのである。近代の經濟は營業を家庭から奪つて會社組織となし、事實の世界に變つて來た。その爲めに人々が家庭を去つて事務所に行けば全く別人となる。私的生活に於ては寛大で情誼に厚い人でも、營業上に於ては冷淡な苛酷な人となる。家庭では色々の趣味を持つ人でも、營業上に於ては營利と云ふ一點より外に考はない。實業界にも人道の行はれることは事實だが、それは副産物に過ぎない。市場に於ける目的は友誼を厚うするのに在るのではなくて金を儲けることに在る。されば市場に於ける人々は暗闇の中を歩いてゐるやうなもので、その明かな視力は奪はれ、微かな眼光によつて物事の一面を観るものであると。

フアイトの此の見解には大に肯綮に當つた所がある。現今の經濟活動は營利

を目的として義理や人情を顧みない。随つてかゝる活動の組織された會社や工場では個人を營利の爲め的手段器具となし、利益上必要だとあれば個人を踏臺にしたり犠牲に供したりする。今の實業界に於ては一個の私人としては誠に情誼が厚く温情に富む人でも、會社や銀行の重役としては甚だ惡辣冷酷な人となるのである。若しも道德が人々の間の親密な關係を組織したものだとするならば、今の實業界の實況はかゝる状態からは甚だしく懸け離れたものと云はねばならぬ。

併しながら他面から觀ると、フアイトの見解にも誤謬がある。フアイトは出來合の道德的觀念に基いて變態的な現時の經濟界を眺めてゐるので、その觀察の態度と目標とが正しきを得てゐない。如何に經濟界だとは云へ、道德が行はれなくては、即ち人々が正行爲の規則に従はなくては、その活動が十分に又有效に果たされるものでない。その點は私的生活と少しも變らぬのである。如何に經濟界であつても、狡猾な詐欺的な行動に出ては必ず他の人々から非難排斥されるに決まつてゐる。今の經濟界に於て義理や人情の顧みられないのは經濟界の急速な發達の結果として生じた一時的な現象であつて、決して正常なものではない。經濟

界が正常の状態に歸するに從て、道德的勢力の加はつて來るのは明かなことである。これと反對に又組織や活動が非人格的となつたと云ふことが、經濟上の一大進歩であるならば、成るべく多數の人々を此の新しい方式の恩恵に浴させ、大部分の者を困窮に陥れるが如き状態は十分に之を防止せねばならぬ。左うならなくては此等の組織や活動はその經濟的職能を果したものと云へないのである。ところで若しも斯ることが行はれるならば、それは既に道德的見地に立つたものと云へるのである。

### 道德行爲と經濟行爲との差違の要點

上に於て觀察したところによつて道德行爲と經濟行爲との間に或る區別の存することは明かであるが、その區別の標的を如何なる點に置くかに就いては色々の見解があり、其等はいづれも眞理を含むと共に又缺點をも含んでゐる。此等の點を考の内にに入れて攻究して見ると、道德行爲と經濟行爲との差別は、**人格的**と**器能的**だと云つたら比較的穩當ではなからうかと思ふ。今この點に就いて少しく

説明して觀んに、吾々が對象物に對する態度、即ち價值評價の上から觀るに、經濟的價值は物質と云ふ對象物に對する態度に基いて生ずる。經濟上では一つの物質が吾々の欲望を充たす程度によつてその價值が決まつて來る。即ち一つの對象が吾々の欲望を充たすと云ふ性質さへ具へてゐればそれで十分であつて、それ以上に進んで吾々の欲望を變更させたり、又吾々に尊敬心や自我の意識を喚び起させる必要はない。されば經濟上に於ては、吾々は對象物の本質をよく辨へて、それを使用又は消費し、それが不要となつた時には棄却すればそれでよいので、此等の對象物に向つてそれ以上のことを求めはしない。經濟上の價值は或る對象物が吾々の或る欲望を充たすと云ふ力に基いて生ずるのであつて、吾々はその力の増減に應じてそれを所有又は使用せんとする意思や觀念を變へるのである。

然るに道德的價值は人と人との間に於ける觀念や感情や目的やの交換疎通から生ずるのである。人と人との間に於ては物に對する場合は異つて、御互に刺激し合ふことが複雑であり、随つて又その順應し合ふ程度も深く且つ豊かである。吾々が他人に對する際には、單に自己の態度を變へるばかりでなく、他人にもそ

の態度を變へさせるのである。吾々は他人の欲求に立ち入つてそれを變更させることが出来るばかりでなく、その欲求の生ずる基たる心情までも改めさせることが出来るのである。又吾々は他人の觀念の内に入り込み、彼れと想像を共にし、彼の熱情に共鳴し、彼の喜びや悲しみを分つのである。これの最も明かに現はれるのは吾々と親友との間である。吾々は友人の心持は十分によく理解し、常に己が心を以て友の心としてゐる。随つて友人の個性を完成する爲めに是非必要だと云ふことであれば、吾々は力の及ぶだけの物質的及び精神的條件を彼に提供するばかりでなく、友人の品位を保つのに必要だと信する時には彼を刺激し鞭撻し、時によつては大なる苦痛を與へて自分もその苦みを分ち、その惱みを共にしようとするのである。併しかゝる態度は友人に對する場合にのみ限つたことではない。吾々が互に他人の人格を認めて應對する際には、吾々は對手に向つてその意見に就いて反省を求めらるばかりでなく、自分も亦對手の意見に鑑み、對手の忠告に従つて自己の心意を改めるのである。斯くして御互が刺激し合ふことによつてその經驗の範圍を擴め、自我の内容を豊かにするのである。換言すれば道德行爲

に於ては、對象に對して吾々の全人格が應答する。決して一つの欲望のみが應答するのではない。そしてかゝる場合に吾々は、他人も亦吾々と同じ本質的價值を有するものとするのである。されば道德的價值は經濟的價值が一面的な手段であるのに反して総合的な目的である。

カントが道德と經濟とを區別して、道德上善と呼ばはるべきは唯だ人格のみ。人格は其自身目的を具へた絶對的價值であつて、功利の如きは何等これに關與する所なきものである。財に價値の存するのは、人格の手段であるか、又は人格に利益を與へるが爲めである。財は貨幣で買へるが、人格は貨幣では買へない。人格には功利以上に超越した所があると述べたのも、大體今説明した人格的と器能的との區別に一致する考だと云へるのである。

尙ほこの區別を一層明かにする爲めに、個人の性能の上から之を説明するならば、經濟行爲者は、行動せんとする場合に、對象として浮ぶ種々の利益の中の何れを擇ぶのが自己の爲めになるかと云ふ興味によつて動かされるので、これをその精神的内容からすれば、裁智に關する事件だと云へる。然るに道德行爲者は假令目

前に種々の有利な對象が浮んでも、それが一層大なる目的の實現を妨害するやうな場合には思ひ切つてこれを禁壓するもので、この際に働く精神力は克己である。随つて此等の兩行爲者が同じ徳目を尊重する場合でも、互に異つた見地から之を觀察するのである。例へば節儉の如きは兩行爲者がいづれも重んずる徳であるが、經濟行爲者は利益の利用又は保留の爲めに、即ち一層大なる利益を得んが爲めにこれを重視するのである。然るに道德行爲者は、自己の貪慾又は放肆に對する抑制として、即ち遠大な目的を實現するに堪へる性向を養はんが爲めにこれを尊重するのである。

かやうに觀て來るとエーレンフェルスのやうに道德的價值と經濟的價值の區別を絶對的と相對的とに分つことにも相當の理由があると云へる。(1)こゝに云ふ絶對的價值とは一つの對象が人の意欲に向つてこれ以上に満足の度を増加し難い場合、即ち個人の感情や意欲が完全に働く場合のことで、個人がその理想を最もよく實現したときのことであり、随つてその理想の實現に於て少しの落度もないものとして個人やその行爲を觀る時に、それが絶對的價值を有するものとなるの

(1) Ehrenfels, System der Werttheorie. II. 8.

である。これに反して相對的價值とは、他の物との關係によつて定まる價值である。即ち或る對象物が吾々の快樂又は欲望をより多く満足せしむるや否やによつて定まるものである。この場合に於ける欲望の性質又は自我の如何は措て之を問はないのである。随つてこれは部分的な興味を現はすものに過ぎない。

上に述べたところを要約すれば、道德の方が經濟よりも範圍が廣くて、意味が深い。道德は意識的有意的である限り、人の行爲の全般に關係してゐるが、經濟行爲は人の行爲の中の物質的需要を充たすものみに關係してゐるのである。又行爲の究極の解剖といふ段になると、經濟的考察は、道德的考察の下に服さねばならぬ。人生は衣食以上のものである。

しかし又翻つて見れば、衣食は人生に必要缺くべからざるものである。富を得る道と自己を實現する道との間に矛盾撞着のあるべき筈はない。道德も亦或る程度までは經濟的法則によつて制約されねばならぬ。

## 第二章 法律と道德との關係

法律と道德との類似點 法律と道德とが極めて密接な關係に在るのは、今更云ふまでもないことである。兩者共慣習から發達し、いづれも人類の行爲を規制する制度である。されば法律と道德とは、その内容に共通なところがあつて、その境界が判然しないのである。さればヘーゲルの如きは「道德的自由は法律や制度に現はれた普遍的(集会的)理性の決定を個人が承認する所に存する。」(Moral freedom consists in the intelligent acceptance by the individual of the decisions of universal (= collective) reason as expressed in laws and institutions) と述べ、法律に従ふのが道德であつて、法律は道德的原理の具體的に現はれたものだとしてゐる。

### 法律と道德との差違

かやうに法律と道德とは極めて密接な關係があるが、しかしその間に差違の存

(1) Read, Natural and Social Morals. P. 193.

することは極めて明かである。たゞしかしその區別を如何なる點に置くかに就いてはいろいろの意見がある。今其の中の重なるものを擧げて觀るならば、<sup>(1)</sup>

✓ (一) 適用の範圍の廣狭によるものである。道德の方が法律よりも適用の範圍が廣いとするのである。法律で制裁するのは、社會が從來の經驗に照らして當然だと思ふ行爲だけであるが、道德では社會一般の人々の注意を惹かぬ行爲でも、その性質に不純邪惡なところがあれば、それを咎めるのである。この區別からすれば法律を犯すのは不道德で、法律に従ふのは道德的だといふことになり、法律に従ふ行爲は道德の範圍に入つて來る。随つて道德の領域は法律の領域よりも廣いことになる。

かく法律適用の範圍と道德適用の範圍との間に違ひの存するのは、法律では社會の安寧秩序を紊すやうな行爲の制裁を主とし、道德は本質的に不純邪惡な行爲の制裁を主とするといふその職能上の差違から來たのである。このことは希臘の昔に於てソフォクレス(Sophocles)がアンチゴーン(Antigone)を通して述べた「この世には法律よりも高い正義の法則がある」(There is a law of right, higher than that of the

(1) C. F. Taesch, Professional and Business Ethics. P. 74.



laws of men)といふ言にも、又現代の人々の考へてゐる信用の方が法律よりも優つてゐるといふ事實にも明かに現はれてゐる。この區別は又實業道德にも當嵌る。實業道德に法律の管轄に屬せざる部分の存することは一般に認められてゐるところで、『實業は公衆の信用を博することによつて法律を不必要とすべきだ』(Business should render restrictive legislation unnecessary through so conducting itself as to deserve and inspire public confidence.)といふやうな意見さへ生じてゐるのである。

實業道德がかゝる傾向を有するに至つたのは、一面に於て法律が實業に對する洞察を缺き、實業上に於ける活動の責務をその當人に負はせることが出来なくなつた爲めであらう。それはとにかく最近に至つて實業界では道德法典を制定するやうになつたが、これは法律の制裁の届かぬところは、實業界自身が之を處置しようとする要求に外ならない。

(二) 次に發生の順序から兩者を區別する説がある。道德は或る意味に於て法律の親だと云へる。道德モラルといふ語はラテン語のモレス(慣習 *Mores*)から出たのであるが、この慣習は一の種族の維持存続の必要から自然に發達したものである。されば

(1) The Chamber of Commerce of U.S., Principle of Business Conduct. XV.

一の種族に於て、その慣習に反くものゝあつた時には、その種族全體が之を非難攻撃したものである。しかし原始時代には慣習は、一般に墨守されてはゐたが、明かな規定とはなつてゐなかつた。そのため一の種族が他の種族を征服するとか、又は多くの種族が結合したとかいふ場合には、各種族の慣習の間に衝突が起つて混亂を極めたものである。そこでこれを統一するために法律制定の必要が生じたのであるが、これには又慣習を明白に理解しようとする要求も加はつて、遂にそれが人定法となつたのである。かく發生的に觀れば、道德は法律に先立つのである。然るに學者の中には法律の方が道德よりも先に存在したと説く人がある。その説に依れば、司直的意見は成文律よりも以前に存在し、一種の體裁を具へて個人の行動を制裁してゐた。即ち道德の生ずるより前に既に一種の法的制裁力が存在してゐたと云ふのである。併しこれは皮相の觀察であつて、司直的意見の行はれたといふことの中に既に既存の慣習に則つたといふことが含まれてゐる。そしてこの慣習は當時に於ける道德だと觀ることが出来るのである。言ひ換へれば當時に於て司直的意見を有してゐた人は一般の人々よりも社會の慣習を明か

に認め、當時の社會の傾向を鋭敏に洞察してゐた人、即ち當時に於て最も發達した道德的觀念を有してゐた人なのである。

(三) 法律は行爲の結果を重んじ、道德は行爲の志向又は動機を重んずるといふのである。例へば窃盜に就いて云ふならば、法律ではその外部に現はれた略奪といふ所爲に重きを置くが、道德ではこれを行ふに至つた原因、即ち動機を重く観るのである。併し少しく考察するに、この區別も亦嚴密だとは云へない。この説に對しては道德と法律との兩方面から異論を挿むことが出来る。法律が行爲の結果を重んずるのは事實だが、併し法律でも行爲の動機を考察し、志向を參酌し、然る後に刑罰を決めるのである。これと反對に又道德が志向と動機のみを重んずるものだとも云へない。カントの如きは志向又は動機を重んじた代表者で、『唯一の善は善意志だ』(The only good is the good will)と述べてゐるが、併しアリストトルや功利主義者は、一の行爲の道德的性質を決めるものは、行爲の結果又は手段だとし、アリストトルの如きは、一の行爲を行つた人は、その社會なり自然界なりに及ぼした結果に就いて責任を負ふべきだとしてゐる。さればアリストトルの倫理體系は

實際上法律と同一のものである。若しその間に異なる點がありとすれば、それは法律の方が道德よりも一層客觀的だといふことだけである。

これによつて觀ても明かな如く、法律と道德とを結果と動機、客觀的と主觀的といふやうに簡單に區別することは出来ない。併し若しこれを訂正して、法律は人の行爲の形式的方面を重んじ、道德はその動機又は志向の方面を重んずると云つたならば、兩者の區別を或る程度まで明かにし得たものと云へよう。

(四) 法律は既存の秩序を守るのを目的とし、道德は發達を含むと云ふのである。併しこれにも異議を挿み得る。此の見解では保安法と管理法との區別を認めてゐない。保安法は主として既存の秩序を保持しようとするものであるが、管理法は社會の必要に迫られて生じたものではなくて、社會の理想を實現する手段として生じたものである。勿論管理法でも公共の秩序といふことを考察には入れるが、しかし先づ考慮するのは、人類の進歩發達といふことである。公園だとか圖書館だとか教育上の設備だとかいふものは、管理法の管轄に屬し、この法律の行はれるが爲めに人々はその才能を自由に現はし、その生活を豊かにし、教養を積み、慰安を得るこ

とが出来るのである。法律がかかる職能を營むから道德に接近し、或る程度まで兩者の區別が打ち消されるのである。他方に於て又道德は社會秩序の維持の爲めに生じたといふことが次第に認められて來た。道德といふ語は前にも述べた通り、ラテン語のモレスから來たものであるが、このモレスといふ語は、社會に於ける行爲の標準たる傳統的な又は慣習的な行動の型を指すのである。そして往時に於てこのモレス(慣習)に反く時には、恰も今日に於て急進的傾向に對して加へられるのと同じ非難攻撃を一般の人々から受けたものである。斯く觀るならば、法律は既存の秩序を守るのを目的とし、道德は發達を含むといふ説は甚だあやふやになつて來る。少くともこの區別は相對的であつて、絶對的ではない。

(五) 法律では行爲を量的に測定し、道德では行爲を質的に比較すると云ふのである。こゝに比較と云ふのは、程度を辨別する能力を指すのである。例へば一つの光の方が他の光よりも明るいとか、又は或る一日の方が他の一日よりも永く思はれるとか云ふ類である。それがどれだけ明るいとか、又どれだけ永いかといふことは、この場合に別に必要ではない。たゞ性質上の差別だけを認めればそれでよいのである。

る。法律では比較の際に、その價值の割合を數量的に現はすのである。即ち非社會的な行爲を比較してその程度を測り、それに應じた刑罰を定めるのである。近頃法律では社會的行爲は大概之を量的に測定しようとしてゐる。ところでこゝに云ふ量的測定には、比較することの外に測定單位を選ぶといふことが含まれてゐる。そしてこの單位は二つ以上の社會的行爲に對して極めて正確に數字的比例を與へ得る働を有するのである。自然科学に於てはこの單位が一定し、その數も比較的少いが、社會科學に於ては、この單位の形體が時々變るばかりでなく、測定すべき同じ分量の内部に於ても時によつて變動を生ずるのである。されば社會的行爲に對してはその等級を設け、善惡を定め、進んでその善惡の程度を正確に定めねばならぬ。ところでこの點は法律の方が道德よりも一層確實に實行し得るのである。

(六) 法律と道德との區別の第六は刑罰の決定と云ふところに存する。法律に於ては行爲の動機に照らしてその程度を量的に測定し、それに應じた刑罰を課するのである。近頃法律では「眼を以て眼を償ひ、齒を以て齒を償ふ」(An eye for an

eye and a tooth for a tooth)といふ測定を重ずる方法を棄て、犯罪に對する返報といふ側よりもその社會的影響の方を深く考慮し、その非を改めさせて、將來社會に役立つたしめようとする點に重きを置くようになった。換言すれば法律では社會の進歩發達といふ見地から、人の行爲の量的方面よりは寧ろその質的方面を力調し、個人の社會的能力を十分に發揮せしむるのを主眼とするやうになつた爲め、事實上道德的目的と一致して來た。かく法律は次第に道德に接近しつゝあるが、しかし行爲を量的に測定するといふ特徴は決して失はれてはゐない。

(七) 最後の興味ある區別は法律では初犯は累犯よりはその罪が輕いと觀るのに反し、道德では初犯が良心の苛責が最も大で、再犯三犯と度重なるに従ひ良心の働が鈍るといふのである。併しこの區別も絶對的ではない。これに對しても二つの點から抗議を申込むことが出来る。第一には法律上で初犯の方を累犯よりも軽く罰するといふことが政策上果して正しいかどうか疑はしい。第二には道德に於ては初犯が精神に打撃を與へ不快を感せしめることは確だが、しかしそれよりは悪い習慣を養つた爲に生じたのだと感じた時に罪惡の觀念が一層深刻になるものだとも

考へられ得る。かやうに觀察すると、これも亦法律と道德との絶對的な區別だとは云はれなくなる。

上に述べた種々の點を綜合して觀るに、法律は道德に比して一層客觀的なものに反し、道德は法律よりも一層主觀的で、動機とか良心とかいふ側に重きを置くものだと云へる。又法律の方が道德よりも行爲を量的に測定するものだとも云へる。法律では一つの行爲を測定の出來ないものとして放擲するか、然らざれば嚴密に測定してこれに刑罰を課するのである。しかしこの客觀性と測定性が果たして法律に獨特のものかどうかは容易に決められない。それはとにかく實業道德に於ては行爲の客觀的方面を相當に重要視するのである。實業道德としては主觀的道德よりも寧ろ客觀的道德を重んずるので、この點からすれば一般の道德よりも法律の方に一層接近してゐるのである。

### 制裁とその種類

法律と道德との差違に關する説は、大體上に擧げた位のものであるが、更に進ん

で兩者を一層具體的に區別するために、社會に行はれる制裁に就いて觀察し、その中の如何なるものが法律及び道德に於て勢力を有してゐるかを見て見よう。

制裁とは社會なり他人なり自然なりが個人に向つて或る種の行動を強制することを云ふのである。今こゝに世間に行はれてゐる社會的制裁に就いて觀るに、それには色々の種類がある、その重なるものをこゝに擧げて見るならば、

(一) 肉體的制裁 昔から行はれてゐる最も明かな制裁は肉體的制裁である。警官の仕置、獄吏の拷問、軍力の脅威等はその典型的なものである。今日ではこの制裁が甚だしく減じ、已むを得ない場合の外は餘り用ひられない。この肉體的制裁といふ語は又間接な場合にも使はれる。例へば投獄を懼れて犯罪を躊躇するのは、この制裁を受けてゐるものだと言はれるが如きである。

(二) 經濟的壓迫 經濟的壓迫とは罰金を課すとか、貨銀を減らすとか、賊首するとか、競争者を威壓するとかいふ類である。これは上に述べた肉體的制裁のやうに嚴るとか曳摺るとか監禁するとかいふやうな具體的な手段に訴へるのではなくて、直接その生活を脅かすのである。

(1) Taensch, of. cit. P. 86.

(三) 宗教的制裁 宗教的制裁とは、人が神罰を懼れて不正な行爲を慎み、又神意を安んじようとして恐懼な態度に出るが如きことを指すのである。西洋では昔裁判官がこの制裁を法律的制裁と同一に視、その判決を下す際に『この法廷の意志は神の意志だ』といふ語を冒頭に置いたものである。今日でも永久的懲罰を懼れ、又不朽の生命と天國の報とを望むことが個人の行動を決めるのに與つて大なる力があるが、これは宗教的制裁を受けてゐるものだと言へる。

(四) 輿論 原始人の間に於てはこれがタブー(taboo)として一種特別な威力を持つてゐた。輿論の制裁は人々の毀譽褒貶となつて現はれる。個人の行動云爲に對して社會の多數の人々が批評したり、非難攻撃したり、又賞讃したり表彰したりするのである。この制裁があるので、個人は社會的目的に従つて自己の意欲を抑制して正しい行動に出るのである。若しもこれがなければ世人はますます利己主義に陥り非社會的な行動を敢てするようになる。

(五) 儀式 儀式は輿論の消極的制裁であるのに反して積極的な制裁である。原始人の間ではこれが團體的制裁力として最も有力であつた。舞踏の韻律、唱歌

の合唱、服装の一樣等が自ら團體の傳統を守る習慣を養はせた。そのため新規な事情が生じて種族全體の順應を必要とする際には、それがたやすく實行されたのである。今日神社や寺院等で行はれる儀式にもかやうな効力がある。しかし近代に於けるこれの最も著しい例は、學校に於ける儀式である。學校に於て祭日や記念日に儀式を擧げて祖國を讚美するといふことが、生徒の心に自國の優勢に對する信念を高めるのである。人がその修養の時代に受けた暗示は、その品性に最も深い印象を留め、日常の行爲を支配する。ソクラテスは「知識は徳である」(Knowledge is virtue.)と云つたが、これを現代式に言ひ直せば、行爲の標準は個人の行爲の習慣を養ふのに與つて大なる力があり、個人に取つて必要缺くべからざるものだといふことになるが、さうした標準を年少の時代に深く印象せしめるのは、社會の一員たる資格を養はせる上に極めて必要である。西洋の諺にも「教へられた行動は鞏固な行動である」(Taught behavior is tough behavior.)といふのがある。

(六) 權威 權威と云ふものの中には、個人が他人や制度や理想等に對して現はす敬仰の念や、又絶對君主や管長や裁判官等に對して現はす恐懼の態度等が含ま

られる。そしてこれは大部分象徴的である。されば旗を振るとか、歌を唄ふとか云ふやうな簡単なことでも、人々に秩序を保たせるだけの力がある。併しこの象徴的と云ふことは權威の現はれの一面に過ぎない。この制裁の他の特徴はその合理的と云ふことである。そしてこれの最もよく現はれてゐるのは法令である。法令の制定者は異常の炯眼を以て社會制度の全般を洞察して、社會の健全な發達に取つて極めて必要な又妥當な處置を採つてゐる。されば法令に反く時は、必ず社會的事實との間に矛盾を生ずるのである。更にこの權威を最もよく現はしたものは宗教界の偉人である。釋迦、基督、モハメット等の説くところには絶大無限の眞理を含み、その前には何人も襟を正さざるを得ないのである。權威の制裁は年代を経るに従てますますその勢力を増すものである。それはその間に自づとその効力も生じ貫目も付いて來るからであらう。裁判官は社會の傳統的合理性と國家の權力とを代表してゐるから、最も有力な社會的制裁者である。

▽ (七) 良心 古歌に「人間はゞ鬼は居ぬともいふべきにこゝろの間はゞ何と答へん」(矢部駿河守)とあり、又人々がよく「寢ざめが悪い」など云ふのは良心の

制裁を認めたものである。良心は人心の内部に潜んだ神秘的な働である。それが社會的習慣の人格化したものであらうと、又ソクラテスやカントなどの考へたやうに道德的行爲の勸誘者であらうと、とにかく人がその行動を決める際に有力に働くものである。さればグリーン(J.H. Green)<sup>(1)</sup>は社會的行爲を決める上にこの制裁の極めて重要なことを述べ、ビンogradoff<sup>(2)</sup>は良心をば道德的行爲の標準だとしてゐる。

以上に於て社會的標準への一致を強制する重なる制裁について述べたのであるが、次に述ぶべきは、これの加へられる対象である。この點につき直に認められるのは、法律と道德との區別である。道德の領域は結局個人である。道德的非難は個人の上に下され、個人は道德的標準を常に己が一身に擔ふてゐる。これは良心の働が明かに示してゐるところである。これに反して法律の領域は地方的である。法律の生ずる前に先づ政治的組織が存在してゐねばならぬ。道德では個人を主にするから、時や場所には餘り拘泥しない。その制裁が地方的となるのは全く派生的な場合である。

(1) Green, Principles of Political Obligation.

(2) Vinogradoff, Common Sense in Laws. P. 58.

これを實業道德について観るに、今の實業道德に於ては、制裁の向けられる対象は一種特別なものである。それは地方團體でも個人でもなくて、職業的單位たる團體又は組合の成員である。されば若しも人が自己の屬する團體の道德法典を守らぬ時は、その團體は忽ち不利の地位に立ち、自己は間接にその損害を蒙るのである。かやうに今日の實業道德では團體又は組合が道德的標準を擔ふてゐるのである。

以上に述べたところによつて観るに、制裁の向けられる対象の違ひによつて制裁そのもの、性質に差違が生ずる。制裁が個人に向けられるか、又は團體の一員に向けられるかによつて、その趣が甚だしく異なることになる。

#### 制裁の上より觀たる法律と道德との差違

上に舉げた制裁の種類とその対象の差違とを基にして、法律と道德とを比較して見よう。

先づ法律に於て必要とする制裁を擧げるならば、

(一)肉體的制裁 (二)經濟的壓迫 (三)權威 (四)輿論 (五)儀式

である。法律の制裁としては罰金、投獄等の肉體的又は經濟的制裁がその基礎的なものである。然らばその次に重要な制裁は何かと云ふに、それは合理性を現はす權威だと云へよう。世間一般には輿論が法律の秩序を維持するから、權威よりはこの方が重要だと思ふかも知れないが、しかし法律上の制裁としては、その由來から觀ても、權威の方を先に置くべきだらうと思ふ。次に學校に於ける儀式も法律の秩序を維持する爲めに有效である。又社會によつては迷信と良心とが有力な法律的制裁となつてゐるが、しかし此等はこゝに特に擧げるほどに重要なものとは思はれない。

次に道德に於ける重なる制裁を擧げれば、

(一)輿論 (二)良心 (三)權威 (四)儀式 (五)迷信

である。道德に於て最も有力な制裁は輿論であり、次が良心である。輿論は社會的形式を取つた制裁力で、良心は一面に於て輿論から導かれたものである。權威は道德に於ても法律に於けると同じ地位を占めてゐる。しかし道德に於ては

その象徴的方面よりは、その合理的方面の方が必要である。次に儀式は法律に於けるよりも道德に於ての方が一層大切である。それは道德は式定された風儀とも云ふべきもので、儀式と極めて密接な關係を有する社會的標準であるが、法律が社會的標準となるのには道德よりも一步立ち後れてゐるからである。次に宗教は歴史的に觀ても、道德と極めて密接な關係を持つてゐるから、道德的制裁として相當の勢力を有するのである。

上に擧げたところによつて法律的行爲と道德的行爲との區別を明かに示すことが出来る。道德的行爲に於ては良心の制裁が最も有力であるが、それと同時に超絶的價值、即ち理想の實現を重んじてゐるのである。これに反して法律的行爲は大部分肉體的及び經濟的制裁によつて支配されるのである。若し法律的行爲に此等の制裁が缺けてゐるならば、それは恰も道德的行爲に良心と超絶的要素との缺けてゐるのと同じやうに無意義なものとなるであらう。

制裁の上より觀たる實業道德 實業道德に於ける制裁に就いて觀るに、大體上に述べた道德に於ける制裁と異つてはゐない。今の實業界で第一に必要な制裁は輿



論である。勿論今日と雖も實業家が銘々にその良心の働を鋭敏にすることが必要で、これさへ十分に行はれれば別に輿論の必要がないとも云へよう。しかし今日の如く實業界の單位が非人格的な社團組織となつてゐる時代に於ては、個人がたゞその良心の命令に従ふだけでは十分でない。更に進んで團體の一員としての素養及び訓練を積みねばならぬ。今日では個人としては親切で同情に富む人でも、會社や銀行の重役としては甚だ冷酷で惡疎だといふ例が少くない。斯うした弊害は實業界に於ける健全な輿論によつて救済されねばならぬ。されば今日の實業界に於て最も必要なのは輿論の制裁である。しかし一言で輿論の制裁と云つても、その中には色々のものがある。例へば一の團體に限られたものとか、一地方に勢力を有するものとか、社會一般に行はれるものとか云ふ類である。我が國では實業家の行動に對して社會一般の輿論の制裁がまだ甚だ弱いのである。随分惡疎なことをして金を儲けるものがあつても社會は別にそれを咎めない。法律上の罪人とされて始めて社會はその邪惡を行つたことを知るといふやうな有様である。又會社の事業の盛んな時にはその利益を掠め、それが不振となると、

損失はこれを株主に負はせて責任免れをする重役や、或は又、銀行の預金を自己の遊蕩の爲めに費し、銀行が破産すると、忽ち辭職して自己の一身を安固にして恬として耻ぢない頭取などがあつても、社會は別にその處決を迫らず、本人は平氣で公的生活を續けてゐるのである。此等は社會に於ける輿論の制裁が微弱なことを示すものである。

併し今日これよりも一層必要なのは、實業團體に於ける輿論の制裁である。即ち各種の團體が一定の行爲の標準を設け、互にそれを守ることを期し、若しそれに反くものがあつた時には、嚴重に制裁することである。その制裁の方法としては、罰金を課するとか、除名するとか、公的に彈劾するとか、いろ／＼のものがあらうが、それに就いてはこゝでは詳しく論じない。たゞ不正邪惡を行つた人が深くそれを悔いて、所定の標準に従はうとすればそれでよいのである。

次に實業界の不正邪惡を防止する爲めには權威も亦有力であるが、我が國の現狀としては、國家の意志を合理的に現はす法令が最も必要である。我が國の如く社會の輿論の制裁の未だ微弱なところに於ては、法律によつて、實業家の行動を規

制するより外に別に有効な制裁はないのである。

次に學校に於ける儀式も亦大に必要である。言ふまでもなく神社佛閣の祭祀や冠婚葬祭等に於て儀式を挙げ、容儀を整へることは、人の心を正し邪念を掃ふ上に必要であるが、しかしそれよりは學校に於て時折儀式を挙げ、純眞な青少年に祖國の優越と各自の使命任務とを覺らしめることは、その健實な品性を養はしめる上に極めて大切である。

次に營利に就く人々は殆んど皆或種の迷信的傾向を持つてゐるから、宗教的制裁も亦實業界に於ては有効である。

最後に上の區別に於ては、法律の部にのみ入れて、道德の範圍に加へなかつた經濟的壓迫は、今の實業道德に於ても必要であつて、この點からすれば實業道德は法律と道德とに跨るものだと云へる。併し實業界に於ける經濟的制裁は法律に於けるそれとは幾分か違つたところがある。實業上の成功は正直又は公明正大の報いとして達せられるのである。そして道德と經濟との間の連絡が、事實は無くとも、それが有るものだとする信仰が實業家の行爲に對する有力な制裁となるの

である。「正直は最良の政策だ」といふ諺は、事實さうであらうとなからうと、人々がそれを眞理だと信じて行動する限り有效である。

### 第三章 營利心の價值

#### 一 營利心とは何か

近來實業に従事する者が營利を主眼とし、實業團體が營利を主にして組織されたといふことが、實業の著しい發達を來たした重なる原因をなしてゐるが、同時に又この點に色々の道德上の問題が伏在してゐるのである。ところで營利心とは何かと云ふに、これは利益を得んとする一の衝動で、普通に自利心と云はれるものゝ一種であるが、特に營利心と云はれるのは、貨幣の獲得といふ目的に向つて發動するからである。さればこの衝動は貨幣の流通が盛んになつてから發達したものである。貨幣の流通は近頃が始まつたのではないが、從來は交通が不便だつた

爲め、その効力は左程著しくはなかつた。然るに近來交通機關の發達した結果、世界の到る處に向つて財貨の送達が簡便になり、貨幣さへあれば生活上の必需品は悉く求められるといふことになつた爲め、これを獲ることが經濟行爲者の唯一の動機をなすに至つたのである。今では昔のやうに遊戯や道樂で業務に就いてゐる人はなく、何れも營利を唯一の目的として働いてゐるのである。吾々に必要な食料品を供給する米屋や味噌屋や八百屋は吾々に恩恵を施さん爲めにその業務を營むのではなくて、全く自己の利益を得んが爲めにその業務を營むのである。又吾々がその提供する品物の代價を値切るのは出来るだけ出費を少くして吾々の必要を充たさうとするからである。又吾々が色々の企業を起したり、又新しい事業に資金を投じたりするのは、全く利潤を多く得ようとするからである。この營利心の働は種々の實業團體に於て一層明かに現はれてゐる。今假りに一の株式會社に就いて觀るに、或る人が會社の株を買ふのは、割のよい配當金を得ようとするからである。されば會社ではあらゆる手段方法を講じてその利潤を殖やさうとする。ところで株主の方では配當金を増しさへすれば、重役を敏腕家たとし

て信任し、その爲めに會社がどんな手段を取らうとそれは一向構ないのである。斯やうに營利といふことが經濟界の命脈をなしてゐるが、その根源たる營利心がどれ程の道德的價値を有するであらうか。今日實業に従事する人々がこの心を正しく發動してゐるであらうか。此等の點について少しく攻究して見ようと思ふ。

營利心に就いて昔から勢力があり、今でも多數の人々によつて抱かれてゐる見解は、營利と云ふ動機は下劣な如何はしいものである。實業家が斯る動機にのみ支配されてゐるから、その行動が野卑陋劣となり、動もすれば罪惡を犯すことになると云ふのである。

この見解は一面からすれば事實の真相を穿つてゐるが、併し一步立ち入つて觀ると、其の論據が甚だ薄弱である。この見解はその前提に於て不備な所がある。この見解では利己心は悪いものと決めてかゝつてゐるが、併し利己心が必ずしも皆悪いものとは云へない。中には十分に價値のあるものもある。人が人間らしい生活を送る爲めには、或る程度まで自己の利益を圖らねばならぬ。人には他人

の助けによらずに自分自らでせねばならぬ事柄が澤山ある。衣食を求め危険を避け、攝生を重んじ、修養に勉めるが如きはそれである。此等は自分でなければ出来ないことである。人は他人よりも一層多く自己に接近してゐる。されば人は或る程度まで自己の利益を圖るべきである。それが人の本分であり、又社會の一員として果たすべき當然の義務である。(1) 斯やうに觀るならば利己心が悪いとする前提は破れ、同時に又營利心に對する非難の根據も薄弱となるのである。されば營利心を適當に發動するのは決して咎むべきでないのみならず、個人並に社會の生活に取つて極めて必要で、これに依つて生活上の資料も得らるれば、又生活の安固や幸福も増進し、一般の文化も向上するのである。

## 二 營利心の正しき發動

ところでこの營利心の適當な發動に就いて觀るに、それには色々の場合がある。今その中で特に際立つたものを擧げるならば、

(一) 人が自己の利益を求めることが、自らは意識してゐないが自然的に他人なり社會なり

の福祉の増進に資してゐる場合、

(二) 輿論とか慣習とか法律とか道徳とかいふ社會的制裁力に壓されて、人が自己の利益を求めるときに排他的行爲を慎む場合、

(三) 實業の目的を營利だと明かに認め、人が自己の利潤を出来るだけ多く得ようとして合法的に活動する場合、

等である。此等の項目の一々に就いて少し説明を加へて見るならば、

一 人が自己の利益を目指して働くことが、自然的に社會の福祉の増進に役立つといふのは殆んど凡ての職業に於て觀られる現象である。例へば農夫が米を賣つて利益を得んが爲めに田を作るとか、工匠が口錢を目指して器具を造るとかいふが如きはそれである。此等は間接に社會の人々の便利を増したり、又その生活を資けたりするのである。かゝる場合には人々が唯だ自己の利益を得ようとしてその業を勵み、別に社會を利しようといふやうな明かな目的を抱かなくとも、その行爲は正しいものとなり得るのである。これは恐らく社會が永い時期の間に自然に發達してその機能が有機的となり、各自の爲すべき分も自ら定まつてゐる爲め、それを果

(1) 塩田萬一郎譯倫理學四五三頁

たしさをすれば間接に社會生活の目的を達し、人々の生活の便益を進めるのである。とにかく營利心のかゝる發動はその動機は營利であつても、その結果は社會を裨益するのだから、正しいものだと言へるのである。吾々は社會の多數者に向つてはこれ以上を望むことは出来ない。財力なり精神力なりに餘裕のない人々は、仕事を眞面目に又熱心に果たさへすればそれで善いのである。身分不相應の野心を起したり、無暴な計畫を立てたりすると却つてその正路を外れ、不覺の結果を取るようになる。

二 輿論とか慣習とか法律とか道德とかいふものゝ存在の意義は、他人に迷惑や損害を與へ、社會の秩序を紊すやうな不檢束な個人的行動を掣肘するところに在る。されば人がその營利心を發動する際に、此等のものゝ指揮に従ひさへすれば、それでその行動は正しきを得るのである。この中の法律上の制裁は一般の人々に對して最も有效である。併しこれのみを恐れてする行動は餘り優れたものではない。かゝる制裁に服する人々の中には、法網を免れさへすればそれでよいとして、惡竦不正な行動を敢てする者も生じ兼ねない。此れに比ぶれば輿論や慣習の制裁の方が法律

よりも深く個人の内心にまで立ち入るところがある。

我が國の現状に就いて觀るに、此等の制裁力が甚だしく弛んでゐる。殊に輿論とか慣習とか道德とか云ふものが殆んど無力となつてゐる。今日實業家の不正惡徳を取締る唯一の有力な制裁力は法律であるが、この法律が又甚だ不備で實情に適せず、往々吞舟の魚を取りにがすこともある。されば我が國に於ては輿論とか嚴正批判とかいふ健全な制裁力が一層發達して個人の無法な營利行爲に對して十分に掣肘を加へるまでに立ち到らねばならぬ。

三 實業に従事する者が利潤を唯一の目的だとして合法的に活動する場合は上に擧げた第一の場合の意識的になつたものだと言へるのだから、これも亦道德上是認されねばならぬ。今これの是認さるべき重なる點に就いて述べて見よう。

### 三 營利心の效用

(一) 營利行爲の是認される根本的理由は、個人が利己心を十分に發揮するならば經濟上の能率は高まり、社會の福祉は増進する、と云ふのである。これは極めて簡單明瞭

な主義方針であつて、これほどに簡單明瞭な主義方針は人類に自己反省の能力が生じて以來未だ嘗て現はれなかつたのである。そしてこの簡單明瞭と云ふことが又一般の人心に強い力を與へた。これまでも人々の金錢に對する欲求がかなり強かつたが、しかし傳統や世間態を憚つて、そのあからさまな發動は控目にしてゐた。然るにこの主義が社會一般からは認され獎勵されるやうになつたので、人々はこれを大びらに又明白にその行爲に現はすやうになつた。その爲めその行爲が陰險姑息ではなくなつて、公明潤達になつた。

更に又この主義は實際の活動を極めて簡便ならしめた。經濟組織が次第に複雑になり、その活動がますます緻活になると、何か簡單な劃一的な標準がなくては、各人はその活動を有効に果たすことが出来ない。經濟界に於て吾々の應對する人々は、極く少數の者を除いては、悉く知らぬ他人で、たゞ利益の上だけで互に關係してゐるのである。されば吾々は此等の他人に對して一々情誼や義理づくで應對してゐては、たゞにその煩に堪へないばかりでなく、經濟界に於て活動してゐるといふ意味はなくなるのである。それよりは營利といふ明かな單一な標準によ

つて個人も活動し、又社團をも組織する方が、經濟活動が緻活になり、個人の利益も遙かに増進するのである。今これを卑近な例で説明すれば、こゝに相當の利子と擔保と期限とを定めて、金貸しを業とする人と、かゝる面倒な條件を設けずに、人の嘆願に應じて快く金圓を融通してくれる素人とがあるとする、吾々はそのどちらから金を借りる方を便利とするだらうか。一寸考へると素人から借りる方が氣樂のやうに思はれるが、少しく考のある人ならば必ず金貸しを業とする人から借りる方が手續や條件は面倒であつても、それさへ記帳面に守れば、他には少しも拘束されるところがないから、必ずその方を選ぶであらう。素人から金を借りると殊更恩を着せられたり、時によつては三ヶ月の約束で借りたものを二ヶ月目に請求されぬとも限らぬのである。

(二) 營利欲が盛である、人々はなるべく利益を得ようとして努力するから仕事の成績が大に擧がるやうになる。そして又他の人々も皆利潤を求めから、御互の間の競争が盛になり、それに勝たうとして各自が奮勵するから、その活動が緻活周密になる。又競争の對手を凌がうとして、色々工夫や考案を凝らすから各種の發明

や新案が生ずる。今假りに一々の經濟行爲を國家や公共團體が行ふものとする、その従業者の仕事が形式に流れて緊張を缺き、發明や新案の生ずる機會は少くなる。

(三) 實業の目的が極めて明かなので、問題は如何にしてこの目的に速かに又十分に達するかといふ手段に関するものとなる。手段としては合理的と云ふことが最も必要である。合理的とは感情や氣分を斥けて理性を働かし、一定の法則を定め、それによつて凡て、を律し、全體の組織活動を器械化することである。ところで生活上の目的が博愛と云ふやうな情操的なものであると、その爲めに採る手段が全然合理的であるといふことは六かしいが、目的が營利といふ非人情的なものであるから、その手段に於ても亦冷靜な理性のみを働かして、如何にして最少の勞費を以てたやすく且つ速かにその目的に達すべきかを考究すればそれでよいのである。

(四) 實業界に於ける活動の目的が營利だといふことが明かになると、各種の團體や組合をこれに基いて極めて合理的に組織することが出来る。實業上の團體が營利以外の目的を交へてゐては、その組織が複雑になり、活動が多岐に亘つて、その方針が

一定しなくなる。然るに目的ははつきりと營利だとされてゐるから、營利以外には何の考も知識もない所謂經濟人を單位として非人格的な又器械的な社團を組織することが出来る。そして又その活動は能率を本位として適材を適所に配置し、活動上に於けるあらゆる無駄を省くことが出来る。その爲め能率は高まつて富が著しく増進する。

(五) 營利を主にした經濟活動では、公正がよく行はれる。今の經濟界では、一の商品の生産に費した努力の程度又は分量に應じた報酬が與へられてゐる。今の經濟界に於ける交換價值は、財貨なり勞役なりの價值を十分によく現はしたものである。市價は社會的價值の確かな標準である。又定價制度は生産者並に消費者に向つて公平にその努力の報酬を拂ふものである。そして各種の財貨はこれを最も多く望む人の手に歸し、努力と欲望とが十分によく順應調和してゐる。

#### 四 營利心の陥り易き弊害

かやうに營利心の發動には色々の價值があるが、しかしその反面には非難すべ

き幾多の缺點を含んでゐる。今その中の重なるものに就いて述べるならば、  
(一) 營利心と云ふやうな利己的意欲を無制限に發動するのは宜しくないことである。營利欲を無制限に充たさうとするのは、丁度食欲や性慾を無制限に充たすのが健康に害のあると同じやうに精神に大なる害がある。それは必ず他の性能の發達を妨げたり、又それとの調和を破つたりする。

(二) 營利行爲を是認する人々の中には、個人がその營利心を十分に現はして富を積み、必ず社會を利し、かゝる富者が殖えれば、社會全體の富も増すやうに考へてゐるものが少くない。しかし事實はさういふことにはならない。個人が出来るだけ多く利潤を得ようとする時には、あらゆる非社會的利益を是認して一圖にこれを追求するやうになる。そしてかゝる利益の追求が嵩ずると私的利益と公共的利益との調和を破ることになる。又社會的に觀ても、富める人が殖えても、その反面には貧民が多數に生じ、その間に衝突や抗爭が起つて御互が損失を招くことになるから、社會の富は量的には増しても、その効果は却て減することになる。

(三) 營利心の目指す利潤は、重に企業又は生産に於て費した實費を控除した後

に残つた價值即ち純益である。これは合理的といふ點からすれば、個人の費した勞力に對する報酬でなければならぬ。然るに今の實業では、個人は別に勞力を費さずに、或る機運によつて收得したものが利潤だとされてゐる。その適例は投機取引に於て觀られる。投機取引に於ては個人は別に勞力を費さずに、たゞ價值の變動によつて法外の利益を占めるのを主眼としてゐるのである。併しひとり投機取引のみでなく、今の實業では機運の力にたよつたり、又人爲的に價格を操縦したりして莫大な利益を占めることが主眼とされ、かゝる行爲が營利行爲だとされてゐるのである。

併し曖昧不透明な機運や不法な操縦によつて、法外な利潤を占めるといふやうなことは、合理的でもなければ又公正の原理に據つたものでもないのである。随つてかゝる行爲が頻繁に行はれると、社會には不遇な貧窮者が多數に生ずることになる。

(四) 人々が利潤を求める重なる理由は、それによつて便利な品物や娛樂の手段を得て安泰な贅澤な生活を営まうとするのに在る。しかし若しも人々が斯うした言



能の快樂のみを求めて其度を過ごす時には、その性能に於ける高尚な方面が発達しなくなる。吾々の生活に於ては、眞理だとか善だとか正義だとか友愛だとか平等だとかいふものが極めて必要であるが、營利主義では此等の價值を無視没却する。その結果人々の生活が低級卑賤なものになつてしまふ。吾々の生活に取つては衣食住といふ物質的方面の必要なことは改めて申すまでもないが、この方面にのみその精力を傾注しては、人間らしい性能や情操は固乾して生活の眞意義は現はれなくなる。又家庭とか教育とか美術、文學、宗教とかいふやうな人類社會に特有な職能が毀損されては、社會生活は殺風景な無趣味なものとなる。

(五) 營利が尊ばれると、これに違する爲に人類の有する他の價值が犠牲に供せられる。經濟的能率といふ條件の爲めには人間の有するあらゆる欲求や憧憬が壓倒される。正直が望ましいのは、利潤を得るのに最も便利だからである。相互扶助の大切なのは、これを守れば最も多く利潤が得られるからである。能率を高める爲めには、道德的情操も美的觀念も抛ち、人格も個性も無視没却するのである。

かうした態度から色々の不正惡徳が生ずる。尤もこれには意識的な場合と無

意識的な場合とがある。無意識的な場合と云ふのは、本人は別に他人に迷惑や損害を及ぼさうとする考はなかつたが、その見解が狭かつた爲め、その行動の結果に於て他人に大に迷惑や損害を掛ける時のことである。この際に當人はその行動の悪いといふことを覺つてゐない。されば人がその利己的なことを詰ると、彼は不審な顔付をして何も惡意はなかつたと言ひ張るのである。その一例として茲に一つ昔話を擧げて見よう。昔、白晝兩替みせへ走込んで銀を攫んで、かへらんとする者ありしを、人々是をとらへて何ゆえ斯のごとくすると言ひしに、其人驚きていふやう、我は金がほしさにかねばかりに目がついて、傍らに人の居るのが見えなんだ<sup>(1)</sup>と答へたといふことである。かやうに脇から觀れば大それた罪惡を犯してゐながら、本人はそれに氣が附かず、意外に平氣でゐると云ふやうな場合も少くない。これはその人の思慮が淺はかで見解が狭くて、自己の行爲の結果に就いてしかと見通しが附かぬことから來たのである。併しその結果が他人に害惡を及ぼしてゐる以上、無意識的だといふ理由では認することは出來ない。

次には自己の行動が他人に害惡を及ぼすことを明かに意識してゐながら、自己

(1) 瀧本誠一編日本經濟叢書

の利益を得る爲めに、それを無視没却する場合がある。例へば米穀商が社會に米穀の缺乏せる際に、多量の米穀を所有してゐながら、それを賣惜んで値段を釣上げるとか、又米穀の供給が豊かな時にそれを買占めてその価格の下落を防ぎ、それによつて自己の持米を高價で賣るとか、又銀行家が最初から他人に迷惑を與へ事業を蹉跌せしめることを承知しながら、只管自己の私腹を肥やす爲めに、委託された銀行金を個人の事業に濫用したり、若くは自己の立場を益するために、さしたる利益もないのに表面利益を粧つて配當を増したりなどして、次第に事業の基礎を危ふくする<sup>(1)</sup>とか云ふやうなのはそれである。此等は最も咎むべき不正行爲である。

結論 之を要するに人々が營利心を適當に働かして自己の業務に精進するならば、その結果は自ら社會を裨益することになる。この意味に於て「*Butter* (Butter) が事物を善良に、且つ、完全に、所置すれ (a good and perfect administration of things) は、利益と本務、自愛と良心とは必ず一致すると述べたのは、確かに眞理である。併し營利のみを唯一の目的とすると、人生に於ける他の價值を無視没却してその破綻を來たす懼れがある。又營利心を無制限に發揚すると、人生に於ける他の價值をそ

(1) 井上準之助『人信なくんば立たず』(日本魂五、三)

の爲めの犠牲に供して生活を低下せしめる嫌ひがある。そこでかゝる弊害を防止しようと思へば、營利心を發動する際に、社會的考慮を施し、「これをすれば世間を利するだらうか」と尋ねて見るべきである。

言ふ迄もなく實業の職能は、社會の福祉の増進に寄與貢獻するところに在る。即ち人類の本然な欲求を充たすべき物質を生産し分配して、世界の富と人生の價值とを増進するのに在る。約言すれば社會公共の爲めに奉仕するのにある。さればこの點を、その行動せんとする際に考慮に入れることが肝要である。吾々の動機は營利で、結果は社會の福利増進などと云つて、動機と結果とを離して、その間の偶然の一致を以て足りたものとはせず、社會の福利の増進と云ふことを主にして、自己の行動の動機を定むべきである。そしてその仕事を始めるに當つては、生産及び分配の費用を出来るだけ減少するとか、生産品の品質を改良するとか顧客に向つて丁寧親切を盡すとか、資本を正しく使ふとか云ふことに特に注意を傾くべきである。

\*若し吾々が吾々の眞の幸福の何たるかを理解するならば、良心と自愛とは吾々を常に同じ道

に導くものである。本務と利益とは現世に於ても、大概一致するものであるが、若し吾々が未來のことを考の中に入れ、又過去現在未來のことを考の中に入れるならば、それこそ全然一致するものである、そしてかゝる場合は事物を善良に且つ完全に處置すると云ふことの中に既に含まれてゐる。

Conscience and self-love, if we understand our true happiness, always lead us the same way. Duty and interest are perfectly coincident; for the most part, in this world, but entirely and in every instance, if we take in future, and the whole; this being implied in the notion of a good and perfect administration of things.—Butler, Sermons.

## 第四章 眞の成功

成功は如何なる職業に従事する人も欲するところであるが、併し實業に従事する人が特にこれを熱望し、この問題は實業界に於て最も活氣を呈してゐる。これは恐らく實業界では、富とか財産とか云ふやうな明かに形に現はれたものの集積を目的とし、この目標は何人にも明かに又たやすく認められ得るが爲めであらう。

ところで富を積むといふことが果して人としての成功だと云へようか。富が偉大な效力を有することは改めて言ふまでもない。富が裕かであれば生活も自

ら向上し、精神上の慰安も得られ、趣味の養成も自由である。その反對に貧しければ生活は低下し、精神はすさんで廢類的になる。社會に於ける色々の葛藤や悶着は大部分金錢に關係して居り、人心の向背離合も多くは利害關係から生ずる。金錢を奢侈贅澤の誘因と觀るのは皮相の見解で、金錢は生活の必須な條件で、勤儉とか先見とか熟慮とかいふ徳と密接に關係して人の生活のあらゆる方面に行き亘つてゐる。

「金錢を賤むことを教へる哲學は深遠なものではない。金錢よりもつと大切なものは先づこの世にはないといふことを普通の人々よりも哲學者の方が一層よく知つてゐる。金錢は人類の生活や品性と密接な關係を持つてゐる。若しも吾々が一人の人の生活に於ける金錢上の關係を見抜く鑑識があるならば、吾々は彼れの性質に於ける殆んどあらゆる隙間を洞察し得るであらう。聖ポーロの如く如何にして節約し如何にして富むかを知る人は偉大な知識の所有者である。若し吾々が金錢が關係する凡ての徳——正直、正義、寛大、貞操、節儉、思慮、獻身——とそれに對應する惡徳とを算へて見るならば、それは人道の殆んど全部に行き亘つて

ゐることを認めるのである。金錢を得、貯へ、費し、與へ、受取り、借り、貸し、遺すことが宜しきを得るならば、それは先づ完全な人だと云へる。』(テラー)

今假りに人の理想が幸福に在りとすれば、富の集積はこの理想への捷徑であり少くともこれへの到達を保障するものであるから、富を積んだと云ふことは理想に到達し得るだけの功績を成したものと云ふことが出来よう。

富と幸福 併しこれは大體の觀察であつて、少しく立ち入つて観るならば、富の集積が幸福を持ち來すことも多いが、併し富んでも幸福とならぬ場合も少くない。世には富みながら社會からは兎角の非難を受け、その自尊心を傷つけ、終生不愉快な生活を送り、揚句の果ては悲惨な最後を遂げるものも少くない。これでは折角の富が何の用をなさぬどころか、却て害をなしてゐる。世の中には富の蓄積とは反比例に世間的不評判から苦惱を増してゐる人が少くない。これに就いて想ひ起すのはクロイヌス王の話である。

昔小亞細亞のリデアにクロイヌスと云ふ王様が棲んでゐた。この王様は素晴らしい金持であつて、自分ほどに仕合せな者は世界に又と無いと心私かに定めてゐ

た。或る時のこと希臘の賢人と云はれたソロンが來て王様に拜謁した。王様は彼に山と積んだ自分の寶物を見せた後に得意な顔付をして言つた。

「ソロン、御前は世界中を隈なく旅行したと云ふことだが、世界中で誰を一番幸福な人と思ふか」

ソロンはこれに答へて、

「それはアゼンスの市民のテロスで御座います」

と言つた。王様は其の意外なのに驚いて聞くと、ソロンの言ふには、

「このテロスと云ふ人はアゼンスが強くて榮えてゐた時に住んでゐました。彼は家に立派な子供を持ち、市民からは尊敬されて、生涯幸福な生活を送り、高齡に達してから祖國の爲めに戦争に赴き、勇ましく戦死いたしました。そこでアゼンスの市民は石碑を建て、永くその名譽を記念しました。」王「然らばその次には誰を最も幸福な人と思ふか。」

ソロン「希臘の青年のクレロピスとピトンで御座います。この二人の兄弟は何れも其の體格が強健で、競技の際には何時も優勝しました。又この二人は常に

母親に孝養を怠りませんでした。或る御祭りの日に、信心深い母親は社へ詣らうとしましたが、車に繫ぐべき牛が間に合ひませんから、二人は牛に代つて車を引き母親を社まで乗せて行きました。路傍の人々は之を見て、二人の強健なものと孝行なのを賞めた、へ、斯う云ふ心掛の好い子供を持つた母親は仕合せだと浦山敷がりました。社に着いて拜殿に進んだ時、母親は二人の子供に最も善いものを御授け下さるよう神様に祈りました。すると間もなく二人の兄弟は眠氣を催し、ぐつぐつと寝込んだきり、到々醒めませんでした。希臘の人々はこの兄弟の麗はしい行爲と死とを記念する爲めに標柱を建て、やりました。これを聞くや否や王様は

「なんだアゼンスの青年風情が」

と甚だ不機嫌な顔付をして、

「一體御前は朕を幸福の身とは思はぬか」

と詰つた。ソロンは靜かに答へて

「陛下よ、憚り乍ら、私は貧乏人の方が金持の人よりも幸福だと思ひます。陛下は

まだ行く先が永いことですから、今後どんなことが起るかも知れません。棺を蔽ふた後でないと幸福かどうかは解りません。」

これを聞いて王様の御機嫌は益々悪い。早速ソロンに退去を命じた。併し其後間もなく王は波斯王と戦を交へて非常な敗北を招き、首府は奪はれ、自分は虜にされた。

この話が今に傳はつてゐるのは、クロイソス王がこの世の幸福と云ふことをば富といふ物質に限り、それ以上に位すべき精神上の満足と云ふ點まで眼が届かなかつたといふ淺はかな考を指摘した點に在る。併しこれは遠い昔の希臘の王のみでなく、今でも社會の多數者の陥り易い誤謬である。富は元來人生の目的に達すべき手段であるのに、これをば人生の唯一の目的であるかの如くに考へ、これさへ得れば、それで人生の能事が了つたものゝやうに思ふものが少くない。

富に對する種々の見解とところで更にこの富を積むことを人生の目的だとする人々に就いて観るに、中には勿論金錢至上主義の人もあるが、併し又他には金錢よりは寧ろ己が權力を擴張せんが爲めにこれを求める人も少くないのである。(1) 此れ

(1) Sombart. op. cit. P. 179.

にも又二つの種類があつて、一は他人よりも一步先んじよう、エラクならうと云ふ大望心又は野心からこれを求めるのであり、他は一層大なる客觀的價値を實現すべき手段に供せんが爲にこれを求めるのである。前者は財産や資金の夥多とか事業の組織や規模の大とかを誇らんことを主とするが故に、「如何に精巧な器械を用ひ、發達せる知識集積せる熟練を以て行ふたにせよ、結局物質上の成功の爲めに凡ての精神力を犠牲に供するものである。」<sup>(2)</sup>そして斯る手段至上主義は權力其ものゝ爲めに權力を求めるといふ淺薄な自己中心主義に陥り、其の稚氣を脱せざることに、飼犬を自己の意の儘に願使することを以て無上の愉快とする小兒のそれとあまり擇ぶ所がないのであるが、しかし其れよりも恕し難きは自己の正當防衛の必要に迫られたのではなくて、たゞ自己の優勢を示さんが爲めに他人を壓倒したり排除したりして平氣であると云ふことである。

現代の實業家の中には斯ういふ種類の人々も往々見受けられるが、しかしまた第二の部類に屬する人々のやうに自己の事業の發展を主眼としてゐる人々も少くない。獨逸の企業家のシトラスベルグの如きは其の一人である。彼れの言ふ

には、

予の經營する鐵道業は第一の楔が第二の楔を第二の楔が更に第三の楔を要求すると云ふ風に上へ上へと望んで窮る所が無い。この欲求を充たさうとして最初の目論見から次第に遠ざかつて益々予の活動を擴張し自己の希望に添はんとして全力を捧げるやうになつた。<sup>(1)</sup>

何故斯る發展を望むかと云ふに、それは明瞭には指摘してゐないが、經濟活動に活氣を與へることによつて其の發達を促すが爲めだと云ふことだけはほぼ推察されるのである。現に斯る目的を明かに認めてゐる人々もある。米國のカーネギーの如きはかゝる意見の代表者である。彼は其事業に對する抱負を述べて、

予は事業に興味を有するも敢て蓄財せんとする念もなければ富んで死せざるべし。予はピッパーク工場の繁榮を望む外他に何等の希望もなきなり。<sup>(2)</sup>

と云ひ、何故に斯く其の事業の發展に熱中するかと云ふに、是れに由て直接社會の便宜を圖ると共に、其の得たる富を社會公共の爲めに寄附して其の福祉を増進しようとするからである。

それは彼が「自ら富を集むべし、公共の福祉を増さむが爲め、生ある中に自ら之を散らすべし」と云ひ、又「富豪は貧者に對して一の受託者たるに過ぎざれば、増加せる

(1) Dr. Strousberg und sein Wirksen.

(2) ステット著坂本國三郎譯カーネギー傳一六四頁

(1) Emerson, Representative Men Napoleon.

社會の富の大部分をば一時寄託せられたるものとし、自己の爲めに之を管理するよりも一段の注意を以て社會の爲めに之を管理せざるべからずと述べ、實際に於ても斯る主旨を實行しつゝあるのを以て觀れば極めて明かなことである。

自我の實現 斯く自己の活動を進展させることによつて社會の利益を増進しようとするのならばそれは、單に實業家として妥當な目的を有すると云ふことだけでなしに、人間としての眞の成功を目指すものだと言へるのである。これは政治家が國政の樞機に參與して自己の抱負を天下に行ひ、國利民福を進めたり、藝術家が自然や人生の眞髓を巧みに描いたり、思想家が現代の民心の歸趨を示したり、科學者が前代未聞の發明をしたりするのと同じで、孰れも其能力を發揮することによつて人類の文化業績に貢献し、社會の福祉を増進する事になるのである。併し少しく考へて見るに、此等の場合は單なる能力の發揮ではない。寧ろ其能力を通して自我其ものが實現するのである。されば眞の成功とは社會に好影響を與へる眞我の實現と云ふことになる。これを實業家に就いて云ふならば、自己並に自己の職業に對する世間の好評を高め、同職者の間に善良な氣風を喚び起すべき中

(1) Carnegie, Gospel of Wealth.

心人物となるに在る。若し斯る境地に達するならば、自づから顧客の數を増し、職業上の知識を進め、實業の進歩を促し、引いては社會の福祉を増進することが出来るのである。ところで斯る境地に達する爲めには、各自が先づその良心を鋭敏にして、誠實と公平とを以て事に當らねばならぬ。されば成功の要件は結局道義心の發揚といふことになる。實業界に於て成功する爲めには信用を得ることが必要だとか、又は成功に取つては優れた品性が第一の要件で、能力と資産は之に次ぐとか云はれるのも、この主旨を現はしたものである。

されば實業家が成功を望むならば、先づ人類の眞正の目的に向つて活眼を開き、自己の事業を盛にして社會に奉仕し、多數者を裨益することを心掛くべきである。その雇主たると賣却者たるを問はず、對手の人々からの信用と同情とを得なくては其の業務の成功は望まれないのである。

それ故苟も教育を受け、相當の見識を有して實業に身を投せんとする青年は、偏狹な利己心が如何に危険で、社會的念慮が如何に重要であるかを深く心に留めて、常にその職業團體の指導者たらんことを期し、社會の福祉を増進することを其の

任務となし、國家の規定せる形式的法律を守るだけで満足せず、己が心の奥深くに潛む良心の命令に對して敏感であること、即ち自分は實業に従事してゐるから成功を欲するが、併し自分は人格を具へてゐるから、正義と道德とに基かないやうな成功は望まないといふやうな覺悟を持つべきことを切望する。

自分のみが或る機會を利用し、他人を絶対に斥けることによつて得るやうな成功は合法的な成功でもなければ又倫理的な成功でもない。苟も實業家ともあらうものが道德上如何はしい機會を利用して物質的成功を收めるやうなことがあつてはならぬものと思ふ。此の點に關して希臘の哲人プラトンは適切な教訓を垂れてゐる。

富を獲る場合に、其處に秩序と調和との原理の存することは誰れにも認められる。個人は世界の下のぬ喝采に惑はされて、自己の永久の害惡を顧みずに富を積むやうなことをしてはならぬ。先づ其の心の中の都市を省察して、過不及より生ずる不秩序を起さぬやう警むべきである。かゝる原理に基いて自己の財産を處置し、其の富を獲たり又費したりすべきである。それと同時に自己を優

れた人物たらしむやうな名譽は喜んで之を受くべきであるが、其の生活を紊亂せしむるやうな名譽は斷じて之を斥くべきである。

この外部の都市と對比して其れよりも先きに参照すべきものとして説いた内部の都市とはすなはち良心を指したものであつて、プラトンは街頭の人も其の業務を十分に果たす爲めには先づ自家衷心の聲に耳を傾けねばならぬことを説いたのである。

\* The philosophy that affects to teach us contempt of money does not run very deep; for, indeed, it ought to be still more clear to the philosopher than it is to the ordinary man, that there are few things in the world of greater importance. And so manifold are the bearings of money upon the lives and characters of mankind, that an insight which should search out the life of a man in his pecuniary relations would penetrate into almost every cranny of his nature. He who knows, like St. Paul, both how to spare and how to abound, has a great knowledge; for if we take account of all the virtues with which money is mixed up—honesty, justice, generosity, chastity, frugality, forethought, self-sacrifice—and their correlative vices, it is a knowledge that goes near cover the length and breadth of humanity; and a right measure and manner in getting, saving, spending, giving, taking, lending, borrowing, and bequeathing would almost argue a perfect man.—Taylor's Notes on Life.



(1) In the acquisition of wealth there is a principle of order & harmony which one will observe; he will not allow himself to be dazzled by the foolish applause of the world, and heap up riches to his own infinite harm. He will look at the city which is within him, and take heed that no disorder occur in it, such as might arise either from superfluity or from want; and upon this principle he will regulate his property, and gain or spend according to his means. At the same time, he will gladly accept and enjoy such honours as he deems likely to make him a better man; but those, whether private or public, which are likely to disorder his life, he will avoid.—Banks, *The Ethics of Work and Wealth*, P, 322.

## 第四編 重要徳目

### 第一章 徳

**徳の定義** 徳とは品性に於ける善い習慣を指すのであるが、習慣の善い惡いは其の人だけで決まることではなくて、結局社會の福祉又は公共善を増進するのに役立つかどうかによつて決まるのであるから、徳とは之を發現すれば公共善の増進に役立つ品性の習慣のことだと云へる。

**徳の變化** かやうに徳にはその影響の及ぶ社會的方面と、その由て生ずる個人的心意の方面とが含まれてゐるから、若しも其中の何れか一方に變化が起れば、徳の内容も亦それに應じて變化することになる。即ち社會の制度や慣習が變るか、又は個人の心意が變動するかによつて、徳の内容も變つて來るのである。徳の形

式たる善に對する人の態度はいつも同じであるが、その内容は常に變化するのである。愛國心や貞操は如何なる社會にも必要であつて、これがなくては其の社會は維持存續が出来ない。此等の徳の重要なことはいつも變りはないが、併しその意義内容は時代によつて變るのである。原始時代に於て尊ばれたものと今の時代に尊ばれるものとは大に異つてゐるし、又現代のものと百年後のものとは甚だしく異なるであらう。勇氣に就ても此れと同じことが云へる。如何なる世でも勇氣は尙ばれるのであるが、或る時代には社會の爲めに危険を冒し、生命を抛つてかゝる元氣を指し、他の時代には世間の嘲弄を顧みずにその正しと信ずる所を踏むのを指すのである。

然るに世人の中には徳の變化といふことを認めずに、徳はいつも一定の形式を保持するから此れさへ守ればそれで徳に適つたものと考へる人が少くないが、斯る考で徳を守る時には虚禮に陥る。虚禮は徳の形式にのみ拘泥して其の精神を没却し、徳の本義に悖つたものである。しかし假令社會の風潮に従ふ人でも、單に社會に於ける制度や慣習に盲目的、非反省的に順應するだけでは未だ眞に徳を守

るものとは云へない。何故かと云ふに斯る變化は如何に人の注意を牽いても、社會の公共善を増進するものとはならないからである。此れと反對に又性急な人が、その心理に理想郷を描いて、それを直ちに現世に實現しようとするが如きも、全くの空想に生きるもので、徳を行ふものではない。眞に徳を行ふものならば、社會の變化の中に合理的な善を認め、その維持と發展とを圖ることを主眼とせねばならぬ。

近頃實業界では資本主義が著しく發達して利潤を目指す人と賃銀を目指す人との二つの階級が生じ、道德にも二つの標準が生じたやうに思はれる。即ち利潤を主眼とする者は成るべく賃銀を値切つて利潤を殖やすのが優れた行爲だとし、賃銀を主眼とする者はその勞働に對して成るべく多い報酬を要求するのが當然の權利だとしてゐる。そして兩階級ともさうするのが當然の本務であり、さうしないのは、慈善又は遊戯であつて、實業の實際に觸れたものではないとしてゐる。併しながら此の兩階級に屬する人々は元々人間であり、人格を具へた者である。さればどんな實業的行爲でも、人間的考察によつて緩和されねばならぬ。この根

本的原理に於ては今日と雖も何等變りはないのである。

徳の分類 吾々の日々遭遇する事件は、何れも皆それ獨特の順應を必要とするから、一行を果たす毎にその痕跡が吾々の品性の上に残り、同様の行爲を繰り返すことによつて、それが習慣となり、その習慣が正しく善いものであつた時に、それが徳となるのである。されば徳は無數に存在するといふことになる。併し此等の一々に就いて考究することは逆も出来ないから、その中の最も重要と思はれるものを擇んで、それを修養の目的とすると云ふことになる。是れが古來主徳とされたところのものである。支那では此の主徳を昔から三つ又は五つに分けてある。三つの場合には智仁勇を挙げ、五つの場合には五倫五常を挙げてゐる。五倫とは君臣、父子、夫婦、長幼、朋友等の如き特別な關係の間に於て守るべき道であつて、義信別序信の五つを數へ、五常とは一般に人として守るべき道であつて、仁義禮智信の五つを數へてゐる。西洋では希臘以來、節制、勇氣、公正、智慧の四つを主徳としてゐる。此等の分ち方には孰れにも相當の理由がある。私は現今の實業界の實狀に鑑み、此等の分ち方を參酌し、特に時勢に適すと思はれるものを選んで、忠誠、正直、自

重、好意思慮の五つを挙げ、此等に就いて少しく説いて見ようと思ふ。

## 第二章 忠 誠

實業と武士道 戦争は實業界に於ける競争に比ぶれば遙かに残酷である。それにも拘らず之にのみ専ら従事した武士の間にはその慣習と個人的修養との結果、「軍の習」とか、「武士の體面」とか、「大義明分」とかいふ色々の美德が生じ、その殺伐な方面は失せて、風流馨り餘情掬すべき情誼が發達した。

ところが今の實業界はまるで殺伐な戦争で、各自は他を排斥し壓倒しようとしてあらゆる惡辣な手段を講じてゐる。想ふにこれは實業界が新しい容相を具へてから未だ日が浅くて、麗はしい徳義の發達するまでに立到つてゐないからである。若しも實業界が更に發達して全體の秩序が整つて來るならば、武士道にも劣らぬ美德が必ず發達するに至るであらう。現に今の實業界にも武士道と互に氣脈を通ずる徳義の萌芽が認められる。

武士道に於ける重なる徳目は忠義、名節、武勇、質素、儉約等である。この中の忠義に就いては本章で詳しく述べようと思ふ。又質素、儉約は改めて説くまでもなく、何人も十分に承知し又實行してゐるのである。たゞこゝに一言費し度いのは武勇である。

武士道に於ける勇氣は無暴の勇でも又恃む所あつてする勇でもない。正道を踏まうとする真正の勇氣である。武士は血氣にはやる勇を最も賤しみ、死處の正しいのを旨とした。されば武士の中には道理に反した殺人を行ひ、その咎を受けて自殺によつてその責任を明かしたといふやうな者も少くなかつた。これは誠に悲壯な行動であるが、その心情の高潔な點は實に感賞すべきである。随つて又武士は高尚で困難な仕事は、その高尚で困難なるが故に、進んでこれを果たした。武士は死力を盡くして贏ち得る勝利を望み、勞せずにはたやすく得られるやうな勝利は欲しなかつた。されば機運や他人の援助によつて奇利を博さうとするやうなことは武士の最も耻とした所であつた。しかしながら若しも他人が窮地に陥つてゐるのを觀ると、喜び進んでこれを援けたのである。されば謙信の如きは、強

敵信玄が鹽の缺乏に苦んでゐるのを知つた時に、鹽を澤山に信玄に送つてやつた。

又正行は瓜生野に於て敵の溺卒五百余人を助けて衣藥を給して勞はつた。

かうした正々堂々たる仁俠的な態度が實業界にも次第に勢力を占めて來ねばならぬものと思ふ。

**忠義** 忠義とは主君に對する奉仕の念で、主君の爲めには、己が一身を犠牲にしても盡さうとする精神のことである。この念慮が國君に向つて發せられる時に忠君となり、國家に向つて發せられる時に愛國となるのである。我が國ではこの忠君と愛國とが全く一致してゐる。君に忠を盡すことは君が代表するところの己が國土を愛することになり、國を愛すると云ふことは己が國土の精神的中心である君に對して忠を盡すことになる。我が國民の道義心が世界に冠絶するのはこの忠義の念の發達せる爲めであつて、その麗はしい發達は我が國の歴史を飾つてゐる。然るに世の中には忠義は戦争の時のみに現はさるべき徳で、平和の際に現はさるべきものではないやうに考へてゐる人が多いが、それは甚だしい誤解である。忠義は團體に對する場合には公共心と云ふ事になるのだから、實業界に於

てもこれの必要なことは明かである。若しその必要が認められないならば、それは實業界がこれを要求する程にまでまだ發達してゐないからである。

前にも述べた通り、實業界が近來營利を主眼として組織され、個人は「商賣は商賣だ」と云ふ格率に従て行動するに至つたことは、情實に縛されることも又最負の引き倒しもなく、無駄や形式が省けてその活動が敏速に行はれることになる。併し實業の目的は結局社會の福祉の増進と云ふ點にあらねばならぬ。左うでなくして、單に營利のみを目的として、義理や人情を無視するならば、實業の使命たる利用厚生之道に悖ることになる。例へば生産者が消費者の全く需要せざるものを供給するのは、時としては消費者に向つて新奇な價値を與へようが、併し大概は消費者に取つて無用なものを押し賣りすることになり、その弊害が甚だ大きいと云ふことになる。又自己の利益の爲めに故意に商品を買占めたり賣惜んだりする商人の如きは多數の人に迷惑や損害を掛け、社會の福利を増進すべき實業の使命に悖ることになる。

更に又近來屢々摘發される賄賂の如きもこの一例と見ることが出来る。人に

品物を贈ると云ふことは我が國では古來行はれた習慣で、これは面倒なことを依頼した御禮、即ち人の勢力に對する附け届又は包苴と云ふ麗はしい情誼から出たものである。然るに近頃の賄賂は斯る謝禮の意味に行使用するのではなくして全く自己の利益の爲に他人を誘惑しようとするものであつて、甚だしい陋劣な所爲である。かゝる賄賂が頻々と行はれるのは人々の精神修養の不足にも由らうが、併しそれよりは、實業をば營利の爲めの物質の授受てふ活動の組織されたものと見、これに順應することのみに心が奪はれて、自己の責任や義務を忘れたからである。

併し一定の見識を持ち、實業の意義を解する人ならば、必ずや實業界に責任や義務の必要なことを認めるであらう。又かゝる人々はその直接の目的は營利であつても、これを果たすには必ず社會の利益を慮り、これを進めなくては自己の利益も十分に得られないといふことも認めるであらう。されば少しく考のある農夫であるならば、市場に於て或る商品例へば小麥が最も缺乏してゐることを認め、た時には、自ら其の栽培に従事し、成るべく多くこれを供給しようとして耕作の方

法や器械の構造や肥料の成分等に就いて色々工夫と改良とを加へて、出来るだけ多くこれを生産して、市場に供給しようとする。此場合の動機は自己の利益の追求であつても、社會の利益を考察に入れてゐるから、之を社會の必要とせぬ物品を供給するとか、又高い市價を見込んで持ち合はせの粗末な品を供給するとかいふのに比べると、その行爲の價値に大なる差があるのである。そしてかゝる行爲は現今の實業界としては正しきものと云へるのである。併し更に人格の高い人はその利益を求めるときに必ず社會の福利を慮り、社會の福利を増進することによつて自己も利益を占めようとするのである。しかも吾々は今日の實業界にもかゝる立派な人々を折々見出すのである。若し吾々が目を實業界に寄せて観るならば、其處には不正の手段を弄して巨萬の富を積んだ人や、何等の想像もローマンスもない乾燥無味な事務に辛抱強く多年従事したことによつて大に財産を積んだ人の多いのを認めるのであるが、併し又中には高邁な識見と鞏固な信念とを具へた眞に敬服すべき人のある事を知るのである。この種の人々は單に營利を事とせず、全く自己の活動を道德的にする事、即ち單に富といふ物質的價値

の集積よりは事業の成就を志して已まぬのである。彼等が眼を自己の仕事以外に向けて科學なり文學なり藝術なりの方面を観ると、其處では各人の直接目的とする所はその事業の成功であつて金錢ではない。たゞ其の仕事に向つて全力を盡し得たと知りさへすればそれで足れりとし、若しもそれが知識階級の賞讃でも博するやうなことがあるならば分外の望みだとしてゐる。これに反して己が周圍の實業家を観ると、多數の者は金錢の集積が人生の成功であるかの如く思ひ込んでゐるのであるが、金錢の集積の如きは無學凡庸で品性の如何はしい人でも廻り合せさへよければ達成し得ること、決して個人的價値を現はしたものである。人生には實現せらるべきもつと高尚な價値が存在する。それは社會人類の福利を増進し得るやうな人格を實現するのにある。かやうな自覺から彼等は色々の困難と闘ひ、あらゆる障礙を排除して其人格の實現に向つて猛進しつゝあるのである。そして斯る人々の志すところの社會公共の福祉の増進といふことは、言ふ迄もなく社會奉仕であつて、その對象は異なるが、本質に於ては武士道に於ける奉公の念と毫も異らぬのである。たゞ武士道に於ては永い醗酵の結果、自己の團

體又は其の主君との關係が極めて親密となり、それが報恩の念として發達して個人の血管に流れ、心底に徹し、心なき鳥類畜類までも人の恩を感せずと云ふことなし、まして況んや人間の身として代々高恩を戴き、豈木石に同じからんや、一命を參らせ置く上は、力の及ばんほどは攻め戦ひ、敵の陣を枕として討死せんより外の事候はずと云ふ覺悟にまで進んでゐるから、一朝事ある時には之が極めて容易く又麗はしく發現するのである。

然るに實業界に於ては全體の秩序が未だ整つてゐない爲め、各人が自己の利益のみに走つて、全體に對する觀念が未だ十分に發達せず、國家社會の恩惠を蒙るこゝと武士と別に違はないにも拘らず、それに對する報恩の念は未だ十分に發達せぬのである。

若し純粹の道德からするならば、武士の忠義も恩惠に對する返報であつて、一種の打算的功利主義だと觀られない事もないが、併し武士の忠義は斯る二次的考察を交へる餘地のないまでに醗酵美化されてゐるのである。随つてこの報恩の念が國家に向つて發現する時には最も高潮して、聊かの私情も交へず、一切の禍福生

死を超絶した強烈な奉公の念となつて現はれるのである。

實業と奉仕 實業界に於ても奉仕の念が極めて必要で、これの發達しない限り、社會生活の原動力たるべきその本分を十分に現はすことは出來ない。若し一の會社であるならば、其の重役は純然たる社會奉仕の念を以て誠實に事に當り、下に働く人々はかゝる重役に至上の尊敬と感謝とを捧げ、其の命する所は心から喜んで果たし、唯だその後れざらんことをこれ恐るといふやうにならなくては、圓滿な活動と健全な發達とは期し難いのである。斯くの如く武士に於ける忠義の念を實業界に移せば社會奉仕の觀念となるのであるが、この觀念は今日の實業を振興すべき最も重要な原動力である。

### 第三章 正直

正直といふ徳には二つの方面がある。一は嘘を云はぬといふことで、これを眞實と呼ぶことが出來よう。他は詐欺を行はぬといふことで、これを誠實と呼ぶこ

とが出来よう。この二つは素より密着不離の關係に在る。誠實なものはその言葉にも偽りは無い。然るに嘘を平氣で言ふやうな人は、機會さへあれば必ず詐欺的行動に出るのである。

一寸考へると世の中が開けるに従て、人々が益々不正直になるやうに思はれる。殊に實業界では人々の營利心が發達するに従て競争が激しくなり、互に他を凌がうとして手段を擇ばず、詐欺や不正直が日増しに募つて来るやうに思はれる。併しこれは一面的な觀察であつて、社會の發達に連れて、正直は益々多く行はれるやうになつて來てゐる。歴史的に觀ても、この徳は古來著しく發達した。

正直發達の歴史 太古草創の時代には、人智が未だ開けなかつた爲め、人類は恰も自然界の現象が互に反撥し争闘して變幻出沒常がないやうに、荒唐無稽の虚偽は日常茶飯のこととして別に怪まなかつたやうである。かの希臘のホーマーの詩を見ると、神ツウイスがアガメノンに嘘なことを夢に見させたとか、女神ミネルバがヘクトルを思ひ切つて瞞着し、又狡猾で詐欺の巧みなオデッセーに愛情を傾けたとか云ふやうな例を多く見受けるが、此等は何れも自己の目的を達する方便と

(1) Homer, *Odyssey*, XIII.

して嘘を使つたのである。又舊約全書を觀ると、アブラハムがその子イサクに向つて、燔祭の羹はエホバが供へるのだと欺いて、實はイサクがそれに献げようとしたのに對してエホバは、汝の獨子をも惜まざりしに因て我大に汝を祝み、又大に汝の子孫を増して天の星の如く濱の砂の如くならすべしと讚めてゐる。是れなどは神に對して誠實でありさへすれば、個人同志は如何に偽つても構はぬものとした例である。又イサクがゲラルに居た時、所の人其の妻の事を問へば、我が妹なりと偽つて答へた。是れはその妻が美しかつた爲め、その妻の故を以て所の人々から殺されるのを怖れた爲め、生存の方便として虚言を吐いたものである。

其後人智が進み、社會が發達するに従つて、社會の秩序を維持する必要上から正直が大に尊ばれるやうになつた。羅馬の時代にはその法律の中に不正直を罰する明文も見えてゐるが、併し羅馬法では儀式を擧げて結ばれた契約でなければ、當事者が其約束に拘束されなかつたのによつて觀ると、この徳はまだ十分に發達してゐなかつた。殊に羅馬の末期には虚言、偽誓、偽造が社會一般に行はれてゐた。

其後基督教が深く人心を支配するに至り、おのゝ其の隣に眞をいふべしといふ

(1) 舊約全書創世紀廿二章  
 (2) 同上十二章十二節  
 (3) Page, op. cit. P. 252.  
 (4) Westermarck, *The Origin and Development of Moral Ideas*. II. p. 96.



やうな訓戒が勢力を占めてゐた爲め、中世期には詐欺や虚言の数は餘程少くなつた。併しそれでも未だ不正直や虚偽がかなり行はれてゐたものと見え、十三世紀に發布された英國の法律では、人を騙すことは善くないが、併し詐欺に掛るやうな人は自己に對して詫ぶべきである。虚言者の言を信じてそれに騙されるやうな人に對して法廷では賠償すべき何物をも用意してゐない<sup>(1)</sup>と規定されてゐる。殊に中世の末期には文書、貨幣、印判等の偽造は普通のこととて、重量や尺度を偽つたり、詐りの口實を用ふることなどは商業上の常套手段であつた。この時代に於て商業の最も盛であつた和蘭人が道德的に最も進歩してゐて、その中庸を守り恒常を旨とした點は、貪慾で詐欺瞞着を行ひ易い英國人よりも遙かに優れてゐた<sup>(2)</sup>。

この英國人が商業に於て和蘭、西班牙、葡萄牙を凌ぎ、佛蘭西を壓倒するやうになつてから、其道德も著しく進歩し、嘗ては奈翁から海賊の國、番頭の國と罵られたものだが、今日では道德の最も優れた國として世界の到る處で尊敬を博し、英國とは遠く隔つた西印度の土人でさへ英國人に信頼せよ、彼等と戦ふな、彼等は朋友とすべき人種で、敵とすべき人種ではない<sup>(3)</sup>とし、又亞弗利加の土人の中には、誓の時に英

(1) Pollock and Maitland, History of English Law. I. II. p. 535.

(2) Sombart op. cit. p. 112.

國人の言語の如く眞實である<sup>(4)</sup>と唱へるのによつて觀ても、正直といふ點に於ては英國人が最も卓越してゐることが解るのである。

英國人が正直といふ徳に於て著しく發達したのは、商業の發達した結果であつて、この徳の發達の順序からすると和蘭人の方が英國人よりも一步先じてゐたのである。併しこの正直でふ徳は實業の隆盛の結果として發達するだけではないに、却て商業發達の原因をなしてゐるのである。この點から觀るとカルターウツドが述べた「正直は今では詐欺や窃盜に對する消極的な態度ではなくなつて、その範圍が廣くなつた。これを純然たる實業上の徳だとすることは、自發的發展を誇つてゐる實業に對しては少し敬意を失するかも知れぬが、併し確かに實業的方面を含んでゐる<sup>(5)</sup>」と云ふ言には多大の眞理を含んでゐる。

近代に至り産業組織が大規模になり、交通機關が發達して、多量の製品を遠隔の地まで輸送するやうになつてからは、一地方に於て少量の商品を交換してゐた時とは異り、一層高い道德的標準に據らなければ十分にその業務を果たすことが出来なくなつた。以前には不確かなまゝで濟んだことでも、今では明かな標準を決

(1) Robinson, op. cit. p. 349.

(2) Calderwood, Moralphilosophy. p. 45.

めてかゝらねばならなくなり、定價と云ふものが生じた。又實際引き渡す品物は見本と一致せねばならないが、一々現物に當つてそれを調べるといふことは、商品も多量のことであり、又事の機敏を要するので、とても出来ない。商品の性質とか分量とか、包装とかいふものに關する保證は賣買契約の中に括められることになつた。かゝることは一世紀前には行はれなかつたのである。かやうなところから今では御互に信認するといふことが營業上に於ける最も必要な條件となり、詐欺瞞着は道德的に不正なばかりでなく、取引上も引合はぬことになつた。

斯やうに正直といふ徳は實業の發達と共に益々尊重されて來たのであるが、併し歐米の實業界では今日でもなほ不正直が随分行はれてゐて、その弊に苦んでゐる。例へば契約を破棄するとか、他店の屋號とか商標とか品物の名稱とかを擬せるとか、虚偽誇大な廣告をするとか、製品の性質、製法、量目を偽るとか、混製偽造品を造るとか云ふ類である。されば歐米の實業界では此等の行爲を防止又は矯正するのが緊要のことだとしてゐる。

翻つて我國に就いて觀るに、大體の経過は歐米に似てゐるが、たゞ太古に於ける

我が國民の生活は歐羅巴の神話に見るやうに殺伐ではなくて、極めて平和で家庭的であつたから、古代人の言の中には今から觀れば虚偽だと思はれるやうなものがあつても、西洋の古代に於けるやうに故意に人を陥れるやうな例は殆んど見當らぬのである。<sup>(1)</sup>そしてかやうな平和の裡から君臣や親子の間に見られるやうな眞心が生じ、忠孝と云ふやうな麗はしい情誼が生じ、それが我が國の道德の基本となつてゐるのである。然るに其後社會が進歩すると共に、生活難も高まり、虚偽瞞着も多く行はれたものと見え、<sup>(2)</sup>偽のなき世なりせばいかばかり人の言の葉嬉しか<sup>(3)</sup>らましと云ふやうな歌も現はれてゐる。其後宗教や道德の制裁力が強くなり、正直の頭に神宿る。「心だに誠の道にかなひなば祈らすとも神は守らん。」嘘を云へば閻魔に舌を抜かれるといふやうな訓戒的な和歌や俚諺が深く人心を支配してゐた。それが徳川時代に入つてからは、功利的見地からであらうが正直も相當に行はれてゐたのである。<sup>(4)</sup>然るに明治維新後に外國と接觸するに至り、我が國の商人がこの徳を無視して虚言や詐欺を敢てした爲め、非常な不評判を買ひ、我が國民全體の道義心が疑はれるやうになつた。これは要するに對手が外國人、異邦人

1) 芳賀矢一著國民性十論一八頁  
2) 古今集讀人不知  
3) 第一編第三章參照

だから、その時だけ利益を得れば後はどうなつても構はぬと云ふやうな狭い島國根性から出たもので、世界列強に伍せんとする我が國民の中にかゝる態度に出るものが多かつたといふことは如何にも遺憾なことゝ云はねばならぬ。

更に又我が實業界を観るに、正直は對手の人に嘘偽りを言はぬといふ個人的徳義だと考へられてゐるだけで、未だ歐洲に於けるやうに、この徳が實業上に於ける行爲の標準の中に組み込まれてゐないのである。さればこれをば實業上に於ける行爲の標準の中に組み込み、この標準を一層高めることが必要である。

今日必要な正直 今の經濟界ではこの正直の徳の中でもその然諾を重んじ、責任を認める點が殊に必要である。然諾を重んずるとは一度請合つたことは必ず履行する。約束は必ず守るといふことである。彼れの言語は彼の證文よりも確實だと言はれるのを最も誇りとするのである。次に責任を認めるとは、自己のせねばならぬことは飽迄遣り遂げ、自己の爲たことに對して自分が喜んでその責を負ふ。法律上は別に責任はなくとも道德上責任のあることは、たとひ損失を招いても自分が引受けようとするのである。殊に社團の代表者はその責任を十分の誠

意と勇敢とを以て引受くべきである。正直の斯うした方面が契約を結ぶ上に最も必要で、これを基本にして今日の信用制度は發達するのである。

#### 第四章 自重

こゝに自重と云ふのは團體の一員としてその體面を重んずること、即ち一つの團體に屬する者が團體の一員として恥かきからぬことをない、團體員たる名譽を保つことを云ふのである。この自重心には消極的方面と積極的方面とがある。消極的方面とは、下らぬ行をして人から卑しめられたり笑はれたりするのを恥かしとする傾向であつて、普通に之を廉恥心と云ふてゐる。積極的方面とは自己の行爲を一般の道德的標準よりは一層高い標準に適はしめようとする傾向であつて、普通にはこれを名譽心と云ふてゐる。名譽と云へば個人の行爲の價値を社會が認識したことになるが、かゝる社會的認識はその行爲が一般の道德的標準以上に傑出しなければ生せぬのである。されば自己の行爲を一般の標準以上に高め

ようとする傾向を指して名譽心と云ふのである。

自尊心と團體生活 自尊心は團體生活を營むことから生ずるが、しかし又この精神の發達によつて團體は益々健實に發達するのである。その適例は我が國の武士の間に觀られる。我が國に武士道が麗はしく發達したのは、武士に體面を重んずる精神が旺んだつたからである。ところでこの武士の體面を重んずる精神に就て觀るに、上に擧げた二つの方面が明かに現はれてゐる。我國の武士は恥辱を最も嫌ひ、人から恥かしめられることのないやうにと常に心に念じてゐたものである。彼等は自己の大任を果たすべき地位に在ることを認めて、自ら高く標致し、俗士や小人のすることに倣ふのを屑しとしなかつた。若しも武士が利慾に迷ひ、快樂に耽つて、その本心に背くならば、それはこの上もない恥辱だとしたのである。「きたなき振舞をして後の世まで人に笑はれんこそ口惜しけれ」とは彼等の常に心に念じてゐたところであり、恥を受けんよりは寧ろ死あらんのみ」とは彼等の心に堅く決めてゐた覺悟であつた。かゝる所から「弓矢取る身の恥」とか「末代の恥辱」とか「屍の上の恥辱」とか云ふ自警的辭句も生じたのである。彼の後三年の役の際に

鎌倉權五郎景正が奮戦中敵に右の眼を射られたので、その矢を折つて棄て、敵を追ふて之を射殺し、歸つて陣中に仰向けに臥してゐると、戦友の三浦平太郎爲次がそれを見て足を權五郎の顔に掛け、その矢を抜かうとすると、景正が怒つてそれを掃ひ除け、「弓矢に當つて死ぬのは武士の本望である。足で顔を踏まれるのは武士の恥辱である」と言つたのは、武士が如何に恥を重んじてゐたかを示すものである。又武士が對戦に當つて、その家系を名乗つたのは、自分は決して下らぬものではなく、名門の子弟であるから對手たるに恥かしくはないといふことを表明したもので、その根柢には廉恥の心が働いてゐるのである。

かやうに恥を尙ぶ武士の氣風の影響を受けて、昔は商人も亦體面を重んじ、暖簾の手前恥かしからぬことをしようとして心掛けてゐたものである。即商人が不正な品物を賣買したり、不當の利を貪つたり、或は金錢の支拂を怠つたり、又約束の期限を誤つたりするのは自己の商店の恥をさらすものとして堅く戒めたものである。名譽心 廉恥心は自分のしてはならぬことをすまいとする觀念であるが、進んで爲すべきことは深くそれを行はうとする心掛けは、これを名譽心と云ふのである。

名譽心は動もすると世間的好评を欲する心と解され易いが、それは間違つた見解で、眞の名譽心は高い道德的標準に適つた行動に出ようとする傾向であつて、世間の認識如何は措て問はないのである。然るに世間の實際を観るに、名譽心をばこの世間的好评を欲する心と穿き違へ、實力實功のない虚名を博さうとする者が少くない。これの極端なのは江戸時代に於ける俠客の態度である。彼等は瘦我慢を名譽心と穿き違へ、夏は戸障子を締め、屏風を引き廻はしどてらを着て大火鉢に當り、熱いうどんを食ふて平氣を粧ひ、冬は庭に水を打たせ、戸障子を開け放つて帷子を着、團扇を使い、冷水を飲み、冷素麵を食ふて澄してゐたり、又家財を質に入れて初醜を喰ひ、その頭と骨とを門前に捨て、人に示したりして、只管世人の驚嘆を買はうとしたものである。

併し名譽心の尊いのは斯る外面的評判ではなくて、その人が正義公道を履み行ふところにある。言ひ換へれば俯仰天地に恥ぢざる行動に出でんとするところに在る。我が武士道に於ける名譽心もその根柢は實にこの點に存してゐたのである。この點に就いて村上專精博士の説明されたところは真相を得たものと云

へる。同博士の説では、武士道に大なる影響を與へたる禪家の僧にして戒行の嚴なるものは、之を宗祖の遺訓として奉ずるにあらず、我が自己を佛の地位に置き、我は既に佛なり、既に佛なるが故にこの邪行あるべからずと自ら責めるなり」と云ふのである。かゝる佛教の影響を受けて、武士も我は士である。それ故士たる道を守らねばならぬ。士の道は庶民の道とは異つてゐる。若し我がこの道を守らねばならぬ。天下の道義は廢れて庶民はその歸する所がなくならうと。斯うした信念を持つてゐた爲めに、武士は自ら高く標致して、その行動を苟しくもしなかつたのである。かやうに高い道德的標準に據らうとする念慮がすなはち眞の名譽心である。

廉耻心 吾々が正しい行動に出ようとせば、先づ恥を知る事が大切である。下劣な低級なことをするのは恥づべきだとする觀念が強くと働かねばならぬ。この心さへあれば、假令思違ひや失錯があつても改悛すべき見込がある。然るにこの念慮の鈍い人や麻痺した人は、手の着けやうがないのである。孟子が恥之於人大也。爲機變之巧者。無所用恥焉。不恥不若人。何若人有と述べたのは、全くこ

(1) 孟子盡心上

の意味を現はしたもので、恥を知る心があるので、悪を除き善に進むことが出来るのである。然るに恥を知らぬものは卑怯、貪婪、詐欺を行つても一向平氣であるから、道徳上殆んど濟度し難いのである。

かやうに廉恥の念は個人としてもその改過遷善に取つて必要であるが、殊に團體の一員としては是非共具へねばならぬ重要な徳義である。若しも一つの團體の成員が團體員として恥づべき行動に出たならば、その團體全體が汚名を蒙り、一度汚名を蒙れば、それがいつも着いて廻り、團體全體が擧つてその名譽の恢復に努めても容易にこれを挽回することが出来ない。この事例は實業界に於ても觀られる。我が國の商人が外國貿易に於て、嘗て種々の不正不義を行つた爲め、外國人は我が商人全體が嘔吐で信用が出来ないといふ觀念を抱き、我が國家や國民が極力これが辯解に努めても、この疑念は彼等の念頭から未だに去らぬのである。

かゝることから觀ても、我が實業界に廉恥の念を強く喚び起すことが極めて必要である。我が國の實業家は外國人と通商貿易をなすに當つて外國の人から爪弾きされないやうに特に注意をすべきである。これに就いて思ひ出されるのは

一つの無邪氣な健氣な話である。嘗て米國在住の日本人の子供に、小學校で祖國の爲めに盡すのには何うしたら善いかといふことを作文に書かせて見たところ、或る生徒は外國人に輕蔑されないやうにするのに在ると答へたさうである。これは日本人たる體面を穢さぬことを欲したもので、誠に殊勝な心掛けであるが、我が商人もさうした心掛けで外國の商人に應酬すべきだらうと思ふ。

併し眞に價値ある行動に出る爲めには、單に廉恥心を高めるだけでは未だ十分でない。これは消極的退嬰的で、唯だ或る繩張の内だけを正しく守らうとし、その繩張を越えて、積極的に善事を行はうとするところが無い。更に又この廉恥心は動もすると外面的な評判のみを主にし、恰も名譽心をば虚名を博さうとする心と穿き違へた時と同じやうに、外聞に囚はれて内實の缺けた滑稽な行動に陥るのである。今その一例を擧げて見んに、昔京都で輕業師が輕業を擧行中、仕損じてその竿が見物中の三河武士のチョン髷に當つた。これは輕業師の眞の過失であるから、輕業師を咎めて斬る譯には行かない。併し衆人環視の中で頭を打たれたのは、武士の恥辱であると云ふて腹搔き切つて死んでしまつたのである。これなどは

如何にも滑稽な話である。

名譽心の必要。されば眞に正しい行爲に出る爲めには單に恥を知るだけではまだ十分でない。更に名譽を尙ぶ心を高めねばならぬ。名譽を尙ぶ心とは上にも述べた通り、高い道德的標準に適つた行動に出ようとする心のことである。これを實業界に就いて云へば、如何なる職業にも行爲の或る定まつた標準があるが、その最も高いものに適つた行動に出ようとする念慮のことである。されば之を一つの店舗に就いて云ふならば、家名を重んずると云ふことになる。この家名を重んずる精神の最も強く發達してゐるのは英國人である。或る米人が嘗て倫敦のとある大商店で何とも云へぬ雅致のあるシェフィールド製の茶壺を見付けたので、その主人に向つて、自分が嘗て買つた茶壺は氣に入らぬから、それと取り替へてくれまいか、引替料は拂ふからと言ふた。すると主人は快諾して依頼の通りその茶壺を送り届けた。彼は引替料がどの位であるかを確かめずにこれを申込んだのである。そこで其の友人が彼に向つて、そんなあやふやなことでは、若し多額の引替料を取られたらどうするかと詰つた。すると彼の言ふには、それは倫敦の古い

店で、開店以來もう百五十年にもなつてゐる。さればこの店に取つて大切なのはその家名である。これを重んじてゐる以上、無法な利益を貪ることは出来ないのである。彼等はどんな場合にも今後百年も二百年もその店を續かせようと考へ、私の永く御得意となることを望んでゐると答へたといふことである。(1) これなどは英國の商人に家名を重んずる精神が如何に強く發達してゐるかを示すものである。

名譽心は組合の一員としてはその組合の高い道德的標準に一致しようとする念慮のことであり、店員としてはその店の高い道德的標準に一致した行動に出ようとする念慮のことである。随つて若しも組合員が組合に於ける高い道德的標準を認めず、店員がその家の高い道德的標準を没却するならば、その行爲は必ず下劣醜惡なものとなり、他人や世間の輕蔑非難を受けることになる。夫人自悔而人侮之と孟子も説いてゐるが、人から非難されるのは、自分に或る落度や隙間があるからである。

されば實業に従事する人はその店舗なり職業なりに於ける既定の道德的標準

(1) Page, op. cit.

に範つて事を行ふだけでなく、常に理非善惡に對する智見を磨き、その確信を強め、是迄よりは高い標準によつて事を行はうと期すべきである。若しもかやうな心掛で進むならば、その行は必ずや有意義なものとなり、おのづから世間の賞讃を博するであらう。

## 第五章 好意

好意の意義 好意とは心掛けのよいといふことで、他人の心持をよく汲み取り、心から深切丁寧を盡すのを指すのである。丁寧深切をば、己が利益の方便としてするのではなく、全く他人の爲めを思ひ、その利益幸福を圖らうとして行ふのである。この徳は實業に従事する者に取つて特に必要である。實業の職能は社會奉仕に在るから、これを十分に果たす爲めには、他人のことを深く考慮し、それに對して懇切丁寧でなければならぬ。然るに實業界の實際を観ると、人々は唯だ己が物質的利益のみを目指して、他人をば自己の手段方便に使ひ、同業者を排斥し顧客を欺

くと云ふことが一般の風潮をなし、深く對手の心にまで立ち入つて、その便益を圖らうとするところがない。斯ういふ風では如何に富や財産を積んでも、世人の反感を買ひ、富を積んだのとは逆に不安と苦惱が増すばかりである。これに反して顧客や取引先の心をよく汲み取り、出来るだけ對手に便宜を與へて自分も利益を得ようとするならば、假令その利得は少くとも、心には云ふに云はれぬ満足を催すのである。單にそればかりでなく、斯やうな好意を以て商賣を營む人は、世間の信用を得て、その業務は永く榮えるのである。今これが實例として米國に於て、近年最も成功した實業家の經歷を一つ二つ擧げて見よう。<sup>(1)</sup>

實例の一 西紀千八百二十五年に愛蘭生れのステワート (Stewart) といふ青年が紐育に小さな店を開いた。この青年は幼時兩親を失ひ、監督教會の長老やクエーカー宗の牧師に養はれ、初めは宣教師にならうとしたのであるが、後にその志を變へ、移民として米國に渡り、暫くの間小學校の教師を務めてゐた。その後本國に於て千磅餘りの遺産を譲り受けたので、友人の勧めに従つて、それを資本にして商賣を始めた。彼れはレースや麻布の外に二三の小間物を仕入れて、間口二間奥行二

(1) Heermance, op. cit. P. 51.



間半ほどの狭い所に出した。そして賣子から帳付け品物の運搬まで皆一人でやつてゐた。彼は商賣に就いては全く不案内で、ホーズ(長靴下)が靴下の一種であることさへ知らなかつた。そこで流行好きな御客から着物や飾りの名を聞いてそれを仕入れてゐたのである。そんな風で一年は送つたが、その間に相當の利得があつたので、一年後には前よりは廣い家に移り、そこで妻を迎へ、夫婦で家業に精勵した。時々品物の仕入れに糶市に行き、夜は又遅くまで品物の選り分けや、陳列の爲めに働いた。その勤勉が報ひられて、商賣はますます繁昌し、千八百四十八年には店を一軒増築し、千八百六十二年には下町に宏大な家を建て、それを店に充てた。彼れの評判は日増しに高まり、『ステワートの品物』と云へば紐育で誰れ一人知らぬ者はない程になつた。斯やうな勢で彼は一代の中に莫大な富を作り、晩年には紐育で富に於て彼れの右に出るものはない程になつた。

ステワートが斯やうに目醒しい成功をしたのは、その商賣振りに優れた所があつたからである。彼れが商賣を始めた頃までは未だ賣手と買手とは利益の爲めに闘つてゐた。御客は賣手に値段をまけさせさへすればそれが勝利だとしてゐ

た。賣買は全くの掛け引であつた。店は秘密主義で、値段を正直に付けてゐない。品質の粗悪な物を精巧な物のやうに見せ掛け、買手を騙し得れば、それが成功だとしてゐた。店員は不案内な御客を巧みに欺き得たことを誇りとし、かやうな店員が主人から受けがよかつた。店によつては街頭に客引を出すのもあつたが、この客引は嘘が上手でなければ務まらなかつた。買手は一つの店に入つて何物も買はずに去るといふことが如何にもしにくいので、已むを得ず不當な値段だと思つてもそれを買ひ求めたものである。

然るにステワートはさうした商業界に一つの革命を起したのである。彼れは監督教會及びクエーカー宗によつて訓育された徹底的な正直といふことをその商賣に適應した。どんな品物でも必ず定價通りに賣り、少しもそれに違ふことはない。貸し賣は一切斷り、凡て現金拂としたのである。正直といふことがその列べた凡ての品物の上に十分に現はれてゐた。彼れの店では品物を褒め過ぎたり偽物を賣り附けたりするやうなことは斷じてしなかつた。彼れの店に買物に来る人はこの新しい商賣振りを呑み込むまでには相當の時間が掛つた。併し後に

は、値段を値切つて断られたのに憤慨して去つたやうな客でも、ステワートの店が手堅くて信用が出来、その品物は割合に安いといふことが解ると再び又遣つて来た。値切ることに慣れない内氣な婦人もこゝでは安心して品物を買ふことが出来た。ステワートの店は信用が出来るといふ評判が段々廣まり、遂に紐育全市に及び、更に市外に擴がり、遂には地方まで行き亘つた。田舎の百姓が紐育に出た時、その無智に附け込まれると云ふやうな心配なしに、妻や娘の衣類を求めることが出来た。又田舎出の下女が思ひ掛けぬ給料を得た時に、このステワートの店に行きさへすれば、その金には山の手の奥様が使ふのと同じ値打ちが出たのであつた。ステワートの始めたことが例になつて、定價と云ふ觀念が一般に普及した。かやうにステワートの商賣に於ては正直と正義とが徹底して居り、これが彼を成功させた重なる原因をなしてゐる。併しこの方法には又冷かな所が免れなかつた。又これを店員に實行させるのにも規則とか懲罰とかいふ手段を用ひたため、何となく冷酷の嫌ひがあつた。この點は彼れの商賣振りに於ける一つの缺陷であつた。

實例の二 ところがこれとは全く違つた遺方をして商業上に目ざましい革命を起した人がある。それはワナメーカー(Wanamaker)である。ワナメーカーがその仲間と共にフィラデルフィヤに呉服店を開いた時には、嚴格な宗教的訓練と商人としての相當の經驗とを以て商賣を營んだ上に、ステワートの全く思ひ附かなかつた好意といふことを以て客に接し、飽くまでも丁寧親切を旨とし、出来るだけ御客の便宜を圖つた。彼は又店員の給金を現金で支拂ひ、從來のやうな傳票拂ひによつて其の割前をはねるといふ遣り方を改めた。その爲め店員の勵みも附き、大に無駄手が省けた。又彼は店員を何處までも丁寧親切であるやうに躰けた。彼は自分の店を一つの實際的な商業學校のやうに考へて、店員達に親しく訓育を施した。彼れは千八百六十五年にはステワートの始めた定價制度を採用し、商品とその値段とは一見すればすぐ解るやうにした上に、一旦買ふた品物でも氣に入らなければそれを取換へることを實行した。ワナメーカーは好意といふことが商人に取つては最も貴重な財産だと信じた。彼れの商賣の目的は満足した顧客を作るに在つた。顧客に満足を與へれば必ず又買ひに来、その時にはその知り合

ひをも連れて来るものだとした。彼れの新規な廣告も手傳つたのであらうが、彼れの商賣は昇天の勢を以て繁昌した。千八百七十二年には宏大な店を一軒新築した。人々は別段買はうといふ考なしに此の店に牽き附けれるやうになつた。彼は又顧客の慰安の爲めに特別な設備を設け、店といふよりは寧ろ家庭のやうにした。此の店はたゞに商賣の中心となつたばかりでなく、休憩會合の中心ともなつた。ファイラデルフィアの舊式な商人は初めの間は、かゝる遺方は小賣業の原理を覆へすもので、かやうなことで顧客に應對してゐては十分な利益は上らず、結局その商賣は自滅するものと考へてゐた。ところが事實はこれと全く反對であつて、ワナメーカーは好意の反動的價值といふ倫理的根基本原理を發見し、これに據つて商賣を營んでゐた爲め、強く人心に投ずるところがあつた。彼は顧客に對する考慮といふことの方が、顧客を利己的に利用するといふ舊い政策よりも遙かに有效なことを證據立てた。このワナメーカーの始めた遣り方は急遽ではなかつたが、舒々に傳播し、これを採用する商人が次第に殖え、遂にその數が幾百萬となり、此等の人々の力によつて商賣の方法や標準が改善され、商人の顧客に對する態度と

顧客の商人に對する態度とが全く一變した。掛け引きといふことが全く無くなり、買手は商人の附けた値段は當然拂ふべきものとするやうになり、値切らうとするのは老人か又は外國で育つた人のみとなつた。

好意の必要 斯やうな譯で今日では好意といふことが小賣業の基本的原理となつた。米國の小賣商の組合の中にはこの原理によつて道徳法典を定めてゐるものも少くない。今その一例として寶石商の法典に就て見れば次のやうな規定が設けられてゐる。<sup>(1)</sup>

\*我が同業者は次のやうな條項を守ることを宣言する。

社會に取つて善なるものは之を進めることに十分努力すること。

眞實と名譽との最高の標準に基いて社會奉仕をすることによつて社會の御用たる任務を果たすこと。

凡ての人に一定の價格で賣り、最も價值あるものを提供して好評を得、それを永く續かせること。

顧客に不満足を與へた原因は之を敏速に除き、如何なる購買者にも満足を與

(1) Hearnance, op, cit. P. 56.

へるやう努めること。

誇大又は虚偽な言辭を用ひて、財貨なり品質なり勞役なりに就て、實際提供するよりも多くを顧客に期待せしむるやうなことは之を避くべきこと。

御互が購買者となつた時に助言して貰ひ度いと思ふやうなことを顧客に對しても助言すること。

各の取引に於て信用の基礎を造ること。

あらゆる取引の上に黄金則の原理を適應すること。

想ふに好意は單に麗はしい空想的な理想ではなくて、社會關係に於ける最も實際的な事實である。如何なる活動でも必ずその反動を齎らすものである。而かも倫理上に於ては物理上に於けると同じく、發動と反動とはその勢力が略ぼ等しいのである。公平、親切、考慮となつて現はれる好意は必ずや顧客の好意といふ返報を受ける。そして此の顧客の好意といふことは如何なる商賣に於ても最も貴重な財産である。

\*To do our full share in promoting all things that are for the good of this community.

To deserve the patronage of this community by rendering service based on the highest standards of truth and honor.

To earn, establish and maintain a reputation for giving maximum values at one price to all.

To adjust promptly any cause of dissatisfaction and endeavor to make every purchaser a satisfied customer.

To avoid any exaggeration or misrepresentation in word or inference so that customer will never be led to expect more in goods, quality or service than we actually deliver.

To advise every customer in regard to each purchase as we would wish to be advised were we the purchaser.

To make every transaction a stone in the foundation of confidence.

To endeavor to apply the principles of the Golden Rule to our everyday business transactions.

## 第六章 思慮

輕卒と過失 何事をするにも先づ其の是非善惡に就いてよく考へて見る事が大切である。だし抜けに又突嗟にしたことは大概は不覺の結果を招くものである。人の過失や失敗や罪惡は多くは皆あわたゞしく粗忽に事を處した結果である。殊に青年は一層此の弊害に陥り易い。青年の失錯や犯罪等を見るに、大概皆出來心や短慮で事を行つたことから生じたものである。人には物事を考ふべき

力も素養も具はつてゐるのに、何故それを働かすことを怠るであらうか。それは無精にも由らうが、多くは其の時の勢に押されて性急躍氣となるからである。若しも人々が事を爲すに當つて、じつと構へて待てしばしの態度を取るならば、かゝる粗忽な行動に出ることは決してないのである。

これは歴史上の事實に就いて觀ても明かなことで、これまで人々がその時の勢に押されて躍氣一徹になつた爲めにどれほど無暴なことをしたか知れないのである。若し左ういふ際に暫らく立ち留まつて靜かに反省したならば、決して斯る亂暴なことをしなかつたらうと思はれる。昔の猶太の人々は基督を十字架に懸けて殺してしまつたが、此れは彼等の邪見が強く、基督を憎み、何でもかでもその生命を奪はねばならぬと思ひ込んだからである。若しも彼等が基督を十字架に懸けようとした際に、僅か五分なりと其の手を止めて考へて見たら、自分等の行動の間違つてゐることに氣の付いた人がその中から必ず出たであらう。尙ほ十分の餘裕を置いたら、他にも又自己の行動の淺ましいことを強く感じた人が出たであらう。更に二十分間考へたならば、私かに基督の身體を盗み去つて、その偉大な

人格に敬意を捧げようとした人が出たかも知れない。勿論中には十年なり二十年なり立たなければ其の非を覺らぬ者もあらうが、兎に角そこに考へる時を置いたならば、彼等はその行動の善からぬことを次第に認めて來たに違ひない。かやうに周圍の人々は性急狂暴であつたのに反して、基督はその一命を取られんとする瞬間に、自分の殺される事は毫しも苦にはしなかつた。唯だ自分を殺す人達の身の上を想ひ、其等の人々が自分を殺した後に必ず悔むだらうといふ事を察知して、深くそれを悲しんだのである。されば基督は最後に靜かに神に向つて「父よ、彼等を許し給へ、彼等はその何をしてゐるのか知らぬのだから」と祈つたのである。吾々はかやうに基督が最後の瞬間まで同胞の身の上を思ひ遣つたその心の寛ろく暖かいのに對して深い崇敬の念を禁じ難いのであるが、それと同時に又かゝる高潔な聖者を遮二無二殺してしまつた猶太の民衆の無智と短慮とをあさましくも情けないと感ずるのである。

現代に於ても政治界思想界を始め社會のあらゆる方面に於て性急と短慮とが強行はれてゐることを認めるのであるが、殊に實業界に於てそれが一層甚しい

(1) Lee "Business, Goodness, an Imagination." (Hibbert Journal Vol. X. No. 3)

やうに思はれる。實業界に活動する人々は富を積むことに躍氣になり、唯だ他を凌がう對手を壓倒しようと思つて、その手段方法を選ばず、後になつて靜かに考へて觀れば、身の毛の竦つやうな無暴な行動を敢てしてゐるのである。彼等には眞に自己中心の欲求に耳を傾ける餘裕がない。一時の暴富を望んで永久の成功の何たるかを見るの明がない。物質に對する想像力のみが著しく發達して、人に對する想像力が全く缺けてゐる。彼等は利慾に走つて、十年後二十年後になつて見ても疚しくないことだらうかと考へて見る心の餘裕がない。併し斯くの如き態度は實業の本旨に悖つたものである。斯ることによつて假令大なる富を積み得ても、世間は憎惡と反感とを以て之を眺め、自らも中心忸怩たるものがあり、決して實業の使命を果したものは云へないのである。

斯やうに見ると、吾々は事をなすに當つては、それが將來に於て生ずる結果や人類の上に及ぼす影響に就て考へて見るものが何よりも大切である。吾々が事を行ふに當つて、それが十年なり二十年なり後になつて觀ても決して悔いなければ、又吾々が行動と云ふ見當が確かに附くならば、それは必ず正しい行爲である。

するに當つて、その行動が十人なり二十人なりの幸福に資するものだといふ見極めの附くものならば、それは必ず善い行である。

思慮の價值 事を爲すに當つて考へて見ると云ふことは、正善の行爲に出る爲めに必要なばかりでなく、更に人たる價值を現はす所以である。吾々が事を行ふに當つて、その動作の影響する範圍を廣く又深く考察し、成るべく多數の人々の幸福に資するやうな行動に出ようとするところに、吾々の眞の人間たる價值が現はれるのである。人の動作は其の時限り消滅しても其の影響は永く殘存するのである。例へば困窮せる人を救ふと云ふやうな行爲は、その人に或る物質的又は精神的援助を與へれば、それで一と先づ終結を告げるのであるが、併しその行動が對手の人の生活状態を改めることになり、その人は永く自己に對して感謝の念を持ち、世人は此の行爲を傳へ聞いて永く之をその記憶に留めるであらう。されば吾々は事を爲すに當つては深く考へて、意義ある結果を生ずるやうなものを擇ばねばならぬ。吾々が刺激や印象を受けた時に、唯だ反射的に活動するのであつては、それは動物の活動と毫しも擇ぶところが無い。心の中でその刺激や印象を充分

に咀嚼し消化して、成るべく大きな影響の及ぶやうな行爲に出ようとして考へ直して観るところに大なる意義がある。魚ならばその目先に餌差がぶら下つた時に、それに喰付かすには居られない。それを喰つた結果はどうなるだらうかと考へて見る餘裕はないのである。然るに人間は一度口元まで取り上げた酒の杯を急に差し措いて、それを飲んだら自己の健康になり仕事になり名聲になりなどにどんな結果を及ぼすだらうかを考へ、その餘り思はしからぬものだと思つた時には断然之を斥けることが出来るのである。かやうに吾々は思惟することが出来る爲めに、過去に囚はれず、それを超絶し、妄想や迷誤を打破して自由の天地を見出すことが出来るのである。

されば實業界に處する人は、行動するに當つて、先づその他人や將來に及ぼす影響に就て深く考へて見るべきである。一圖に自己の利益のみを目指し、不正な手段を講じ、唯だ法網を免れ得ばそれで能事了れりとするが如きは、眞の實業家の取るべき態度ではない。眞の實業家であるならば、廣く且つ遠くその眼を配り、人々の間の密接な關係と利益の相互連帶との實狀とを具さに認めて、一般の福利を

増進せしめるめようせねばならぬ。則ち天下の憂に先立つて憂へなければならぬ。

殊に又實業の實際に與はつて、資本、労働、物資、自然的資源等あらゆる方面の浪費を省き、事業の無暴な擴張とか、賣却、購買、廣告等のやり過ぎとかいふ過度を防ぎ、その事業の健實と永續とを保ち、自己の成功を遂げ、實業の發達に貢獻する爲めには、明敏な智力と綿密な思慮とが必要である。實業に於ける利潤は豫め掛けた努力とか商品の排列とかいふものよりは寧ろ先見と思慮から生ずるのである。そしてかうした智慮の發達は又無智な行爲を重んずる機運の可能性を減少せしめることにもなる。

用意周到 これと連關して一言述べべきは、用意周到と云ふことである。我國の實業界は未だ亂雜の状態に在つて、これに従事してゐる人々の中には品性の如何はしい人も少くないから、輕々しく人を信ずることは甚だ危険である。輕卒に人を信じて詐欺にかかつたり、又掛賣をして踏み倒されたり、保證人となつて重大な責任を負はされたと云ふやうなことはよく聞く話である。されば人に對しては慎重な態度で應接し、人を採用するに當つては、その言語、動作、以前の經歷、現在の境

遇、友人の意見等を仔細に調査して、それを参考にすることが必要である。これは上に述べた主他的考察とは全く異つたもので、云はゞ主我的用心であるが、併し現今の我が實業界に於ては、此の方面に關する注意も肝要で、これが無ければ十分に自己の業務を果たすことは出来ないのである。

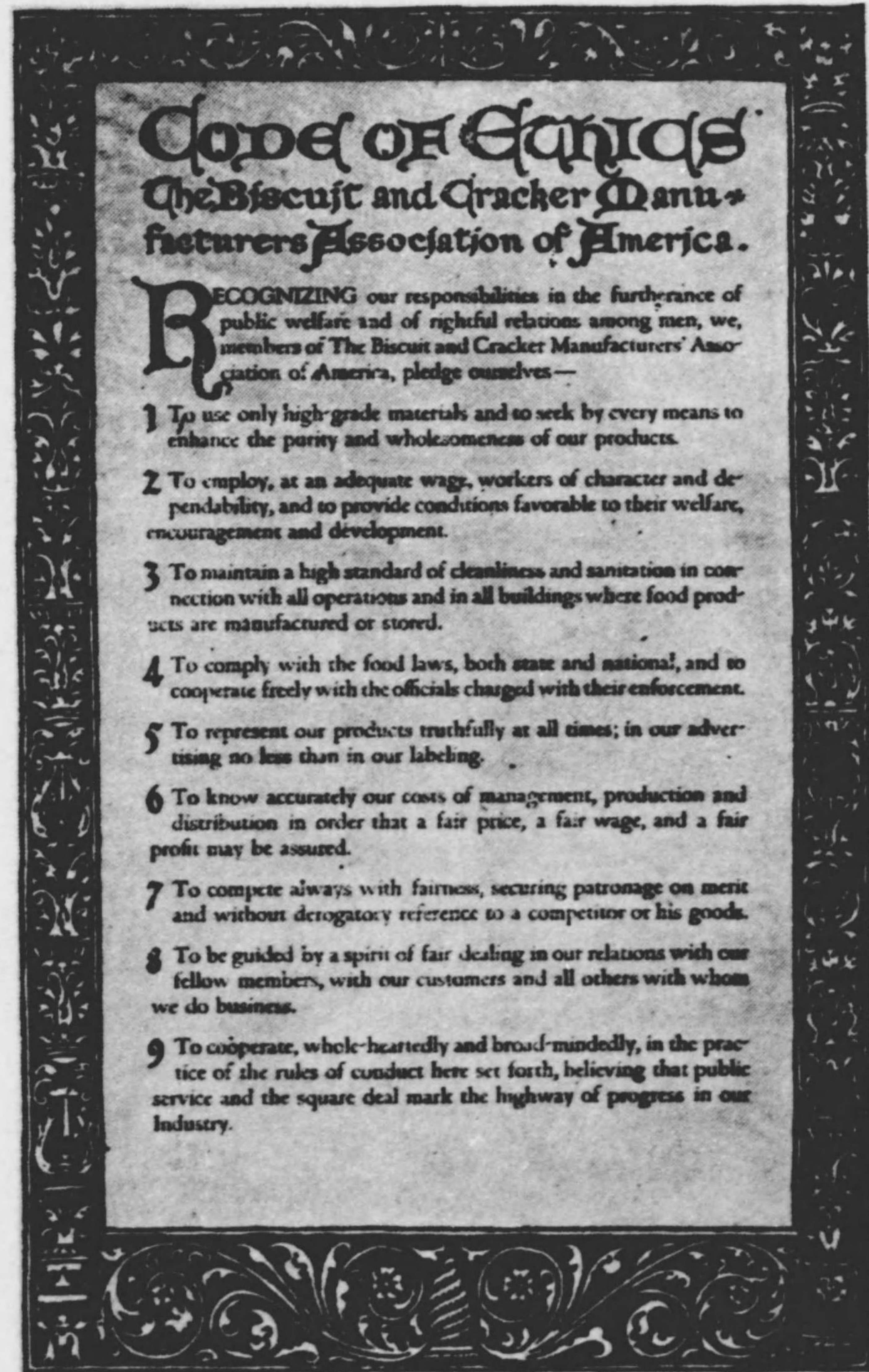
斯やうに實業界に思慮の必要なことを説くならば、或る人は之に對して、斯く一々の場合に當つて思慮を廻らさねばならぬと云ふことであると機敏を缺き、機會を逸することはあるまいかと反駁するかも知れぬ。これに對して私は別に否定はしない。併し假令機會は失つても正しい方針さへ違はなければ、敏速に行つて事を誤るよりは其方がましである。そののみならず、心に考へる餘裕のある人の方が事に當つて一層機敏であり得るのである。それは競技に於てよく觀ること、で、競技に於て勝利を占める者は心に餘裕があり、對手の弱點を衝き、對手の攻撃を逆に利用する人である。これに反して敗北者はいつもせつば詰つた無策な氣轉の利かぬ人である。實業界も亦人々互にその才能を競ふ競技だと觀ることが出来るから、此の理は實業に従事する人々にもそのまま當嵌らうと思ふ。

## 附録

米國の實業團體に於ける

道德法典の條文五種





## 一 全國文房具組合法典

### 公平な行爲の標準

吾々相互間の、又全世界を相手にしての、吾々の商取引が國家の福利に貢獻する爲に、公平なる且正直なる商行爲が、文房具工業を支配せねばならぬ。吾々は下記のことが認めらるべきものであることを信ずる。

一、吾々は、個人的名譽の高き程度の上に吾々各自の努力をなすべきである。

二、吾々は各自の言論を尊重する。

三、吾々は信頼すべき論據により裏づけらるるにあらざれば、各自の體面を損ふ記事を受入れぬ。

四、吾々は組合の機關を通じての友誼的調停が不可能であることが明瞭になる迄は、各自間に訴訟を起さぬ。

五、吾々は競争者の生産品につき或は生産方法等に就き競争者の悪言をなさぬ。

六、吾々は吾々の顧客に對し、吾々が他人より要求する如き高級のサービスを提  
供する。

七、吾々は吾々の顧客を尊敬する。乍併、彼等をして吾々の商政策に干渉せしめ  
てはならぬ。又吾々の競争者に關する、或は吾々の供給に關する情報の誤りなき  
論據として顧客の言を認めざること。

八、吾々は如何なる形式に於ても賄賂によりて顧客と商取引をなさぬ。

九、吾々は寛大な且無私的精神を以て、工業に全體として影響を及ぼす凡ての問  
題の解決のため盡力する。

一〇、吾々は吾々各自の生産費に就き絶えず研究する。而して吾々は各米國市  
民は相當なる餘利を作り出す爲に彼の業務を處理し行く様地方社會に對して義  
務を有して居ると云ふことは根本的のことであると信ずる。販路を開くため、生  
産費以下に販賣することは生産品の評判、販賣者の商賣の好意、購買者の敬意を破  
壞するものである。

一一、一部の小賣商人のために價格の差別をなし、彼等が他の小賣商人と不公平

に競争することが出来る様にすることは、不道德であると同時に又不法行爲であ  
り、吾々は不公平として排する。

一二、名稱、着色、意匠其他に於て相似かよへる或は同一のものを用ひ他人の生  
産品或は商品の種類を模倣することは、不正である。而して若しも、かくの如き事  
のあつた場合は、組合より除名され或は、停權されるべきである。

一三、現金割引の許されて居る所では、それは販賣の各契約の基本的形式であつ  
て、賤格に且立派に守らるべきである。犯したるものは契約破棄者として處分さ  
るべきである。

一四、商人は製造者の同意或は正當なる理由なく製造者は商品を返却せざる様  
信實義務を有して居る。

一五、小賣商人とは消費者に販賣するため、商品を取扱ふ者である。

一六、卸商人或は仲買人とは小賣商人或は又賣をなす他の分配業者に販賣する  
爲商品を取扱ふ者である。

一七、製造者とは分配業者或は消費者に販賣するため生産物を製作する人であ

る。  
一八、消費者とは商品を使用し、その交換価値を消費するものである。  
吾々は前記の原理を厳守し、而して吾々の感化、實例により、それを吾々の選びたる努力の場所に於ける重要な力たらしめんとするのである。

#### The National Association of Stationers, Office Outfitters and Manufacturers.

##### Standards of Fair Practice.

Fair and honest practices should prevail in the stationery industry to the end that our dealings with one another and with the world at large may contribute to the welfare of our Nation. We hold the following to be acceptable:

First: We owe it to ourselves to conduct our several endeavors upon a high plane of individual honor.

Second: We shall respect on another's word.

Third: We shall not accept a statement reflecting upon the good faith of another member unless it be established by convincing proof.

Fourth: We shall not resort to litigation against one another until friendly adjustment through the agency of the Association shall have proven to be impossible.

Fifth: We shall not speak disparagingly of a competitor, his products or his methods.

Sixth: We shall render to our customers the high quality of service that we require from others.

Seventh: We shall respect our customer but not permit them to dictate our business policy; neither shall we regard them as infallible sources of information concerning our competitors, or the sources of our supplies.

Eighth: We shall not purchase the trade of our customers by any form of bribery.

Ninth: We shall endeavor to approach a decision upon all questions affecting the industry as a whole, in a broad and unselfish spirit.

Tenth: We shall constantly study our individual costs, and we hold it to be fundamental that every American citizen owes it to the community to conduct his business so as to yield a fair margin of profit.

Selling below what it costs to make the sale destroys the good name of the product, the good will of the seller's business and the respect of the buyer.

Eleventh: Price discriminations in favor of certain retail dealers, whereby they are enabled unfairly to compete with other retail dealers, are morally as well as legally wrong, and we condemn them as unfair.

Twelfth: The imitation of another's product, or lines of merchandise, by adopting similar or the same name, color, number, arrangement, design or other distinguishing feature, is wrong, and if established, should lead to suspension or expulsion from this Association.

Thirteenth: The cash discount, where allowed, is an essential form of every contract of sale, and should be strictly and honorably adhered to. Violations should be treated as a breach of contract.

Fourteenth : Dealers are in good faith bound not to return merchandise to a manufacturer without just cause and the consent of the manufacturer.

Fifteenth : A retail dealer is one who carries a stock of merchandise to sell to the consumer.

Sixteenth : A wholesale dealer or jobber is one who carries a stock of merchandise to sell to a retail dealer or other distributor for resale.

Seventeenth : A manufacturer is one who fabricates a finished product for sale to a distributor or to the consumer.

Eighteenth : A consumer is one who destroys the exchangeable value of a commodity by using it.

We undertake to adhere to the foregoing principles and, by our influence and examples, to make them vital forces in our chosen field of endeavor.

## 二 全國紙函製造組合法典

吾々は己の「欲せざる所は之を人に施す勿れ」といふ黄金則を吾々の指導原理として採用する。この原理に従ふ爲に吾々は次の倫理を守らねばならぬ。

**眞實。** 事務並に他人に對して眞實を嚴守し、如何なる事實でも故意に誤述せぬこと。

**奉仕。** 極力我が組合に助力奉仕し己一個の行動も此方針に従て爲ること。

**信用。** 吾々の關係交渉する凡ての人々から信用を得るやうに行動云爲すること。

**正義。** どんな問題にも両面があるから個人や事件に就て判断を下す前に、各方面から意見を聽き自ら較量すること。

**道徳。** どんな威力にも動かされぬ様な實業道徳の標準を建設し維持すること。

**忠義。** 己が組合や其成員や知己や家族や家や又國家や國旗に對して忠誠なこと。

吾々は其思想、言語、及び行動の凡てに於て上記の條項を嚴守する個人なり團體なりは必ず成功するものと堅く信するのである。

### National Papers Box Manufacturers Association

We accept as our guiding principle the Golden Rule — “Do unto others as you would that they should do unto you.” In subscribing to this principle we are bound by the following ethics.

Truth — To adhere strictly to the truth in all our business and personal relations, and never wilfully

misstate or misrepresent any case or condition.

Service — To assist and serve our associations as best we may, and to apply this precept to our activities as individuals.

Confidence — To so conduct all our affairs that we shall always merit the confidence of all we meet in our various spheres of activity.

Justice — To recognize that there are two sides to every problem, and that common justice demands that we hear and weigh all phrases of a subject before passing judgment on a person or thing.

Morality — To establish and maintain a standard of business morality of such character that no force, however powerful, can ever impeach our integrity.

Loyalty — To be loyal to our association and its members, to those we know as friends, to our families and our homes, and last, to our country and our flag.

We, firmly believe that success only can attend any man or body of men who abide by the above in all their thoughts, words and actions.

### 三 商業新聞組合法典

商業新聞の発行者は商業界並に社會奉仕の爲に全力を盡すべきである。而してその目的のため次の誓約を守るべきである。

一、第一に購讀者の利益を考慮すべきこと。

二、各部に於て正直、誠實を旨として働くこと。

三、出来能ふ限り、報道欄より個人的意見を除去すること。但し社説欄に於ける思想の一讀者となり、且彼の批判を建設的になすこと。

四、誇張的記事或は金のために書かれた記事等を發表することを拒絶すること。記事欄を廣告的考慮より獨立せしむること。而して、それは眞の報道であるかとの標準に照し凡てのニュースを計ること。

五、商業道德に一致せず且それを誤らす傾向のある如何なる廣告も之を拒絶すること。

六、購讀者を勧誘すること。而して出版物の眞價を廣告すること。

七、正當なそして權威ある證明に従つて詳細な發行數の記述を含めて、發行數の範圍並に性質等に關する十分な報知を廣告者に提供すること。

八、建設的な廣告業に従事して居る凡ての個人或は團體と協同すること。

九、不正な競争を除去すること。

一〇、發行者は彼の従事して居る分野の最高、最大の機能の何なるやを決定し、法定内に於てその機能を助長すべくあらゆる努力をなすこと。

#### The Associated Business Papers.

The publisher of a business paper should dedicate his best efforts to the cause of Business and Social Service, and to this end should pledge himself :

1. To consider, first, the interests of the subscriber.
2. To subscribe to and work for truth and honesty in all departments.
3. To eliminate, in so far as possible, his personal opinions from his news columns, but to be a leader of thought in his editorial columns, and to make his criticisms constructive.
4. To refuse to publish "puffs," free reading notices or paid "write-ups"; to keep his reading columns independent of advertising considerations, and to measure all news by this standard; "Is it real news?"
5. To decline any advertisement which has a tendency to mislead or which does not conform to business integrity.
6. To solicit subscriptions and advertising solely upon the merits of the publication.
7. To supply advertisers with full information regarding character and extent of circulation, including detailed circulation statements, subject to proper and authentic verification.

8. To co-operate with all organizations and individuals engaged in creative advertising work.
9. To avoid unfair competition.
10. To determine what is the highest and largest function of the field which he serves, and then to strive in every legitimate way to promote that function.

#### 四 全國購買取次人組合法典

自分の会社への忠實

自分の取引する人々への正義

自分の職業に信頼

これ等の原理から「全國購買取次人組合」の會員が採用し且守るべき購買行爲の標準が誘導されるのである。

一、第一に凡ての商取引に於て自分の会社の利益を考慮し且会社の既定政策を信頼し實行すること。

二、同僚の有爲な意見を快く受入れ、自らの地位に對する威嚴、責任を損ふことな

く、且かくの如き意見により指導されること。

三、僻見を持つことなく購入し、消費する各弗の最高、最大の価値を得べく努むること。

四、絶へず材料、製造過程に關する知識を獲得すべく努め、自らの職掌遂行に對し、實際的方法を確立すること。

五、賣買關係に於て正直と眞理を誓ひて働き、如何なる形式の商業上の賄賂をも拒否すること。

六、事情の許す限り、正當な商用の爲に訪ねて來る凡ての人々に迅速に且親切に應接すること。

七、自らの責任を重んじ、且彼及彼の事業に屬する責任が善良なる商行爲と矛盾することなく、尊敬さるべきことを要求すること。

八、狡猾なる策略を弄せざること。

九、機會のある時は何時でも、仲間の購買取次人にその任務遂行に關し忠言を與へ、援助すること。

一〇、工業的購買事業の立場を高め、發展を期するため、活動して居る凡ての團體並に個人と協力すること。

#### National Association of Purchasing Agents.

Loyalty to his company;

Justice to those with whom he deals;

Faith in his profession;

From these principles are derived the standards of purchasing practice adopted and observed by the members of the National Association of Purchasing Agents.

1—To consider, first, the interests of his company in all business transactions and to carry out and believe in its established policies.

2—To be receptive to competent counsel from his colleagues and to be guided by such counsel without impairing the dignity and responsibility of his office.

3—To buy without prejudice, seeking to obtain the maximum ultimate value for each dollar of expenditure.

4—To strive consistently for knowledge of the materials and processes of manufacture, and to establish practical methods for the office.

5—To subscribe to and work for honesty and truth in buying and selling, and to denounce all forms

and manifestations of commercial bribery.

6—To accord a prompt and courteous reception, so far as conditions will permit, to all who call on a legitimate business mission.

7—To respect his obligations and to require that obligations to him and to his concern be respected consistent with good business practice.

8—To avoid sharp practice.

9—To counsel and assist fellow purchasing agents in the performance of their duties, whenever, occasion permits.

10—To co-operate with all organizations and individuals engaged in activities designed to enhance the development and standing of industrial purchasing.

## 五 全國信用調査人組合法典

### 第十三條

「永久的成功は品格より分離されることが出来ない。

「品性は花崗岩塊の如く破壊されぬものであつて、境遇の波は空しくそれに向つ

て打ちよす。

「品性は困難の前にためらひ或は畏縮するものでない。

「品性は誘惑により虚言を弄し或は詐欺を行ふことは出来ない。

「品性はよし秘密が守らるゝとしても、他人の者を保持することをなし能はぬ。

「品性は凡ての人事關係に於て正義と公平の保證である。

「故に、赤裸々になるまで債權者につくのはざる負債者、財政難に陥り、支拂不能となりたるるとき彼の有する凡てを債權者に提供せざる負債者、彼の物にあらざるものを自分のため保持する負債者は非悖徳者であり、信用關係に於て最も重要な要素たる品性に缺陷を有するものである。」

### National Association of Creditmen.

Canons of Commercial Ethics. Canon No. 13.

“Permanent success can not be divorced from character.

“Character is indestructible as a granite boulder against which waves of circumstances beat in vain.

“Character does not cringe or falter before difficulties.

“Character can not lie nor deceive under temptation.



“Character can not withhold that which belongs to others, though secretiveness may not be difficult.  
 “Character is the guarantee of justice and fairness in all personal relations.  
 “Therefore, the debtor who does not redeem his credit to the point of exhaustion, who when embarrassed or insolvent does not give to his creditors all that is theirs, who retains for himself something which is not his, is unethical, and deficient in character, the most important element of the credit relation.”

索 引

(排列は發音に依る)

あ	アガメノン……………三〇八	う	上杉謙信……………三〇〇
アダム・スミス……………三二・三三	嘘……………三〇七・三〇九・三三・三三〇	え	營利……………一一・二二・三三・四四・五五・六六・七七・八八・九九・一〇〇・一一一・一二二・一三三・一四四・一五五・一六六・一七七・一八八・一九九・二〇〇・二一一・二二二・二三三・二四四・二五五・二六六・二七七・二八八・二九九・三〇〇・三一
アブラハム……………三〇九	賣惜み……………一七六・一八〇・三〇一	お	御爲替組……………三二
アリストートル……………一八二・一八三	營利心……………一一・二二・三三・四四・五五・六六・七七・八八・九九・一〇〇・一一一・一二二・一三三・一四四・一五五・一六六・一七七・一八八・一九九・二〇〇・二一一・二二二・二三三・二四四・二五五・二六六・二七七・二八八・二九九・三〇〇・三一		大阪商船會社……………三〇
アルフォンサス……………一四	エホバ……………三〇九		オデッセー……………三〇八
アルベルチ……………二六	叡智……………七		温情主義……………三
愛國心……………二六・三〇一			
商の道……………三〇一・三〇二			
い			
イサク……………三〇九			
石川六兵衛……………三			
板倉周防守……………三			
岩崎彌太郎……………三〇			



謙遜	.....	五五九
僇者	.....	六五
儉約	.....	四一五九六四六五三〇〇
乙		
小切手	.....	八三
雇者	.....	一九一九
好意	.....	三四一三三
功利主義	.....	二四二五四一九三三
交換價值	.....	三八七五
公共心	.....	二八
公共善	.....	二五
廣告	.....	二四一三二四二三九
公債	.....	八三
工場法	.....	一九二二
公正	.....	二六
交通機關	.....	七九八〇
合同	.....	一八六
公平	.....	三四二八三三
公明正大	.....	三四五六
合理的善	.....	一九五二九七
國家社會主義	.....	一九六
國際聯盟	.....	二〇〇
國際勞働條約	.....	二〇〇
さ		
詐欺	.....	二四六六〇一三〇七三〇八三〇一三三三〇三九
差金取引	.....	一五四
座	.....	五三
裁智	.....	四二四一
最低年齡法	.....	二〇七
先物取引	.....	一五七
産業革命	.....	一九三二八七
參觀交代	.....	五一

し

思索	.....	六〇
自我性	.....	二七
自我實現	.....	二九〇
持久的精神	.....	七〇
儒教	.....	四〇四三
熟慮	.....	四一九
自信	.....	七四
自然的價值	.....	一四六
自然的權利	.....	三三
自然的法則	.....	一一二二二
慈善	.....	一二三三三
シセロ	.....	一九
士族の商法	.....	六
自足經濟	.....	四九八五八八
至誠	.....	六六
自重	.....	三五三三
シトラスベルグ	.....	二八八
支拂命令書	.....	八三
慈悲	.....	一五九
資本	.....	八八二二二五一九
シモーラー	.....	二二七
思慮	.....	二八三三三三三〇
直取引	.....	一五三
實義	.....	五九
實業	.....	一一〇
實業道德	.....	一一三
實直	.....	五二九
下町	.....	五二
釋迦	.....	二五七
質素	.....	六一六五
社會主義	.....	一九一八六

社會奉仕	一〇二八・一〇七三・一〇七四
社會的制裁	六〇
奢侈	五〇・五六四
奢侈上	五九
正直	四二四・五五
五九九四・一〇三二・七二八・二九二・三三三・三八六・四二八・三三〇七・三三三・三八	
商人の法	一九二
商習慣	一九一
職業	一
城下町	五〇
常憲院	六三
仁愛	二
信用	四二五・七六九・一九一・二九二・九三三・三〇
人格	一〇七・二七三・三八二・二九二・三〇五
眞實	三〇七・三一一・三三二
親切	三三四・三三三
人道	一一三
す	
圖子口	五七五・八
スタンレー・ホール	二〇八
ステewart	三三三・三三八
せ	
正義	七二二・二二三・三三三・三三三・三三八
成功	五二五・二八二・二九四
制裁	二五三・二六一
生存競争	一七四
誠實	六六一・六九三・七三〇・九
清廉	五
責任	三〇四・二一七・二八三・四
殺生好	五七
絶對的價值	三三三・三三二
先見	四一六

そ

粗製濫造	五九六・一〇九
ソクラテス	一八二・五二・五八
ソフォクレス	二四六
ソロン	二八五
送金手形	八三
相對的價值	二四二
相場	一六四
相場師	五五
た	
大義名分	四三二・九
大政官札	八一
體面	三五三・七三二
武田信玄	三〇〇
タシタス	一七
タブー	一五二・五五

樽廻船

ち

樽廻船	五〇
ち	
知足安分	三六四・七四八・七五九・七三
耻辱	三二六
地方的廉賣	一八四
忠義	四七三・三〇一・三〇六
忠孝	三三三・三〇一
つ	
ツウイス	三〇八
繋ぎ取引	一五七
て	
テラー	二八四
出入商人	六七二・二〇
手形	八三・二二三
手形交換所	八三
デフォール	二七四・一

デモクラシー	.....	七
定價	.....	八六三・二二七・三三八
定期取引	.....	一五七
轉買取引	.....	一五七
と		
トーマス・アクイナス	.....	二二四・二四七・二九
道義心	.....	一〇六・二四・二八・二九・三二
道德行爲	.....	六八・二六・二五
道德的價值	.....	二四一
道德的自由	.....	二四
道德的情操	.....	二六
道德法典	.....	二二四・二七・二九・三三
道德律	.....	一〇
投機取引	.....	一五・一七・二七
同盟罷工	.....	一三
詔諫	.....	五九・九七〇
同情	.....	二二八・三〇・三二
徳	.....	二九・二九
獨占	.....	一五・一八
問屋	.....	五・五二・五九
貪婪	.....	三〇
な		
内在的價值	.....	二六
仲買人	.....	一五・一八
投げ仕事	.....	二〇九
に		
俄分限者	.....	五
日本銀行	.....	三
忍耐	.....	七〇・七二
の		
能率	.....	一〇六・六六・二〇・二六
延取引	.....	二〇・二五

延米賣買	.....	五
暖簾	.....	六七・六三・七
呑み屋	.....	一五
は		
ハットラー	.....	二八〇
パールス	.....	三
配當金	.....	八・二六・五・二六・二六・二六
博愛	.....	一
藩札	.....	八一
ひ		
卑屈	.....	七二・七
被雇者	.....	一〇九・一一
菱垣廻船	.....	五
品性	.....	二〇・二六・二八・二九・八一・二九
ふ		
フアイト	.....	二五
不正直	.....	三〇八・三〇九・三二
不正競争	.....	三・三二・三三・三三・一八
普通價格	.....	一四・一四
フリーバー	.....	一九
武士道	.....	九〇・九三・三〇・三二・六
プラト	.....	一八・一九
フランクリン	.....	二六
ブルジョア	.....	九
福澤諭吉	.....	六
伏見屋四郎兵衛	.....	三
札差	.....	五八・二
佛教	.....	三六・四三・三九
物價低廉主義	.....	一四・一四
振出手形	.....	八
へ		
ヘクトル	.....	三〇八

ヘーゲル	二四	マホメット	二五七
ヘッバーン	二九	松野河内守	六三
辨債力	三二	三浦平太郎爲次	三七
辨證法	三三	ミネルバ	三〇八
ほ		民部省札	八一
ポイコット	一五	無祿移住	七七
保護政策	五	村上專精	三八
ホームー	三〇八	め	
ポーロ	二八三	迷信	二六〇・二六四
報恩	三〇六	名聞商ひ	七一
奉仕	三〇三・三〇七	名譽	四七五・三三三・三三九・三三二
法人	三〇	名譽心	三二一・三二四
法律	一五三・四二四・二五五	孟子	四二七・三九三・三三
法律的制裁	一八八		
暴利取締令	二二三		
ま			

物のあはれ	四二	り	
や		利己心	一〇七・一八九・二五二・二七二・二七一
遣來兩替	五	利他心	二三五
ゆ		理想	二四二・二五二・二六二・二八四
有價證券	一五二・二六四	兩替屋	五八二
勇氣	四七二・九六三・三〇〇	良心	二九二・二七二・二六二・二九一
よ		吝嗇	五九六・五
輿論	一五二・八九一・九〇二・二五二・二六〇・二六二・二七〇	れ	
用意周到	三三九	廉耻	三三三・三一九
横濱正金銀行	八三	ろ	
淀屋辰五郎	六三	労働爭議	一一三
ら		わ	
樂天主義	三七	ワナメーカー	三三九・三三一
ラスキン	一六八		

著作  
所有

昭和五年四月十日印刷

昭和五年四月十五日發行

【定價金參圓五拾錢】

實業道德精義  
附 奧

著者 菰田萬一郎

發行者 永田與三郎

東京市神田區錦町三丁目九番地

印刷者 竹內喜太郎

東京市牛込區榎町七番地

印刷所 日清印刷株式會社

東京市牛込區榎町七番地

所本製條中 · 所本製

發行所

東京市神田區錦町三丁目九番地  
大阪府南區內安堂寺町一丁目廿八

東洋圖書株式會社

總發東京一〇三七番・攝津大阪三九五五六番

大賣所

(東京) 文修堂・東京堂  
(大阪) 寶文館・盛文館  
(名古屋) 川瀬・星野

(京都) 京都書籍  
(博多) 博多堂  
(久留米) 菊竹金文堂

(佐賀) 大坪  
(熊本) 長崎  
(奈良) 木原

廣島大學教授 佐藤充先生著 上巻 四、五〇  
理學博士 下巻 五、八〇  
**高等物理學** 上巻 下巻  
送料各 〇・二〇

□従来の高等物理學は急いで読み終る要領を得難く又高價であつたが本書は読み易く要領得易く又廉價である。  
□内容には最新發達の部分を詳述し又索引並に復習問題を特設し大學受験文藝受驗用に便してゐる。

第二高校教授 理學博士 柴田寛先生 共著 上巻 2.50  
東北大學講師 始四教授 下巻 4.80  
**高等微分積分學** 上巻 下巻

◆著者の權威 本書は本邦數理の學府として最も權威ある東北大學講師にて且第二高等學校の數學主任全部柴田博士、大石博士、田中博士、市原博士の四教授が各永年の經驗をコンデンスして生み出されたる前例なき力作名著である。

第二高校教授 理學博士 柴田寛先生 共著 定價 2.50  
東北大學講師 始四教授 送料 0.16  
**高等代數學**

◆内容の特色 頗る多いが其の主なるもの。  
(一) 體系的統一的に高等數學の各分科が系統的に學習し得ること。  
(二) 文部省制定の高等學校高等科數學教授要目に則り詳細懇切を盡したる事。  
(三) 著者は各専門學者としての權威たる以外實際の經驗に基き解釋し易く編纂されしこと。  
(四) 最近發達の新數學の部分挿入された事。  
(五) 脚註により熟語其他の説明を懇切にし小活字挿入により主眼輕重を明かにし索引を附して至便たらしめ定理公式類を太文字にする等親切なる編纂手段を盡し居ること。  
(六) 復習問題、練習問題を多く載せたこと。

第二高校教授 理學博士 柴田寛先生 共著 定價 3.00  
東北大學講師 始四教授 送料 0.16  
**高等座標幾何學**

◆愛読者必讀者  
(一) 高等學校教科書、參考書。  
(二) 大學入學試驗の最良參考書。  
(三) 高工其他男女専門校の教科書、參考書。  
(四) 師範專攻科高等師範の教科書、參考書。  
(五) 文藝受驗者中等學校教師の參考書。

第二高校教授 理學博士 柴田寛先生 共著 定價 2.50  
東北大學講師 始四教授 送料 0.16  
**高等三角法** 附 立體幾何學概要

東洋大學教授 關 寛之先生著 定價 2.50  
送料 0.16  
**高等心理學**

□本書は高等學校・大學理科・師範專攻科・高等師範等の生徒用教科書として編纂された、最も要領を得たる最新の優良書である。  
□著者は本邦心理學界の泰斗であり且本書は東洋大學其他にて教科書に使用されてゐる。

奈良女子高等師範學校教授 木枝増一先生著 定價 4.80  
送料 0.20  
**高等國文法講義**

□奈良女子高等師範學校文科講義に基き更に之に解説敷衍をなしたる國文法講義。  
□本書の特色は悉く各篇の提長補遺、最も理論中庸の教育的著述。  
□高師、女專、高等學校教科書、文藝參考書。

東京高等師範學校教授 佐藤良一郎先生著 定價 4.80  
送料 0.20  
**數學教育各論**

◆著者は數學界の新權威 而も「本書を以て此種著述の終なり」と斯言された力作名著。  
◆數學教育の各分野 に亘り、數概念、數計算、代數的演算、方程式、公式、グラフ、同形等々各教授方法、注意事項等悉く圖明解決指示さる。

横濱高等工業學校教授 山下誠太郎先生著 定價 2.50  
送料 0.16  
**内燃機關**

□初學者の爲に平易に常識的に各種内燃機關の構造及び原理の概要を傳へし良書。  
□本書の術語は機械學會の術語改正委員會の決定語若くは術語原案による。  
□各種工業學校教科書參考書として採用さる。

東京高等工業師範學校教授 佐藤富治先生著 定價 4.80  
送料 0.20  
**工場管理學**

□本書は著者が實際に各方面の工場管理法を指導されたる経験と東京高工、熊本高工等で多年の實地教授に據る經驗的著述である。  
□内容最も精確且親切平易を旨とし、學生無二の良參考書、且一般工場經營者の好條件。

東京・大阪 **東洋圖書株式合資會社發行**

東京市神田區・錦町三丁目九番地・電話東京一〇三七番  
阪市南區・内安堂寺町一丁目二八・電話大 三九五五六番





